明治二十七年八月二十五日第三種郵便物認可

February 18th 1907.

Report of the Sericultural Association of Japan.

No. 177.

大日本蠶絲會報

第百七拾七號

本號要目

●夏秋蠶講習所設置の義に付建議　加賀山辰四郎
●蠶絲業に關する經濟組織に就て　東京蠶業講習所技手　松下憲三郎
●工女の養成に就て　農學士　石渡繁胤
●蠶體内に存する大なる腺細胞組織に就て　農學士　池田榮太郎
「ペルツン」氏の論文　岩手縣農學校教諭　農學博士　外山龜太郎
●蠶體の新組織
●蠶蛾の再変尾（英文）
●第二回總會錄事
●二大八小と春蠶の豫想　東京蠶業講習所技手　横田長太郎
●女子の耐忍　學習院女子部長　下田歌子
●實業家に望む　文學士　加藤玄智
●蠶絲業家と割烹　大日本割烹學會長　石井泰次郎
●蠶獄に於ける養蠶　法學博士　小河滋次郎
●蠶業を撲滅するは製造税なり　角田喜右作
●露國の蠶絲業　法學士　夏秋龜一
●絲質の均一は器械の改良に在り　三重縣農業技師　安東潛
●「フォルマリン」檢定法　農學士　辻暢太郎
●製絲原料繭について　東京蠶業講習所教諭　小野くわ子
●伊國の栽桑業　峯村喜藏

TOKYO.
The Association;
No. 2 Mitoshirocho, Sanchome, Kanda, Japan.

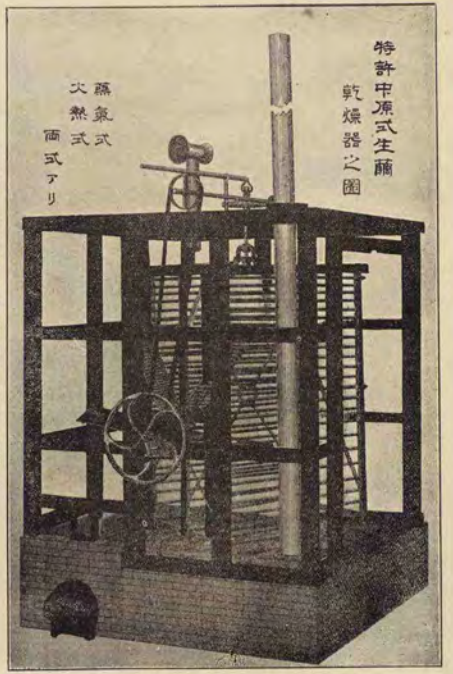

東京市本所區德右衛門町三十四番地

特許中原式生繭乾燥器製作販賣所

電話浅花貳貳貳六番 電略（ナカ）

請求に依り説明書圖面は御送呈す

奉送の辭

本會總裁伏見宮殿下　紀元佳節の翌日を以て御渡英の途につかせらる、風大路に聲なく春光八荒に溢り、天意頗る厚し

此の事たるや大命閣より其の處なりといへども亦以て本會が絶大の光榮に移さゞるを得ず御發程の刻、殿下私に綸して新なる本會の希望を問はせらる、由りて恭答し奉りしもの六

本會の發展飛躍之より多大の望を屬せずんばあらざらんとす。

嗚呼金枝玉葉の御身を以て我が國の實業に御心を傾けさせ給ふこと此の如く深く、陛下の大命を帶びさせ給ひて尚一蠶絲會を思はせ給ふこと此の如く厚し、本會同人たるもの亦誰か感泣發奮せざらんや、只恐る愈々奮勵努力、鋭意我國蠶絲業の發展進歩を計り以て殿下の御心に添ひ奉らむことを期すといへども而かも同人が不敏なる、能く其の萬一を致す能はざらんことを。

御發程にあたり聊か茲に賀意を表し、同人が滿腔の敬意を捧げて御途すがらの御健全を祈り奉る。

丁未二月

大日本蠶絲會

大日本蠶絲會報 第百七拾七號

目次

●夏秋蠶講習所設置の義に付建議

重要記事

論説

●蠶絲業に關する經濟組織に就て　農學士　加賀山辰四郎
●工女の養成に就て　東京蠶業講習所技手　松下弘三朗
●蠶體内に於ける大なる腺細胞組織に就て　農學士　石渡榮雄
●蠶體の類組織　帝室農商學校教諭　池田榮太郎
●蠶蛾の羽交尾（英文）　農學博士　外山亀太郎

第二回總會議事

●總會の光景　●業務成績報告　●評議員補闕選擧
●第四回功績表彰　●叙勲及答辭　●鈴爽と記念撮業術

思潮

●二大八小と春蠶の豫想　東京蠶業講習所教授　桜田長太郎

家庭

●女子の訓戒　學習院女子部長　下田歌子
●實業家に望む　文學士　加藤玄智
●蠶絲業家と割烹　大日本製糸聯合會幹事　石井泰次郎

叩門

●欧米に於ける養蠶　法學博士　小河滋次郎
●蠶業を撲滅するは製造稅なり　法學士　角田喜右作
●蠶國の蠶絲業　法學士　夏秋嘉一
●絲質の均一は器械の改良に在り　三重縣農會技師　安東潜

心影

●洗練製絲の恩人

講筵

●「フォルマリン」檢定法　農學士　辻榮太郎
●製絲原料繭について　東京蠶業講習所教諭　小野くわ子

遠響

●伊國の桑業　峯村喜藏

蠶況

●横濱市場●里昂市場●絲育市場●上海市場●廣東市場

時報

●實業補習　文部省の獨逸　地方官員民の獨逸　文部省視察員江下鑑
証　貯蓄講員會　大分縣會　第二回地方産繭額　宮山文部教授　計畫文部
設立式　山形文部第二回品評會出品者人名　實業學校
●蠶業雜報　蠶種紙子の飼育試驗　京都蠶種製造所の製造製絲講習會
出品蠶絲蠶種改良方針　蚊帳製絲の改良會　三重縣製絲講習會
●蠶種の秋掃蛾　蠶種使用上注意　生繭檢査所月報
●蠶種消毒　●蠶種　●新刊紹介

大日本蠶絲會報　第百七拾七號

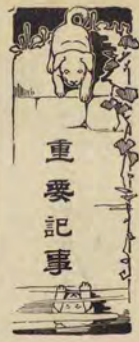

重要記事

夏秋蠶講習所設置の義に付建議

本邦ノ蠶絲業ハ國家經濟ノ現狀ニ鑑ミ大ニ之ヲ奬勵啓發セサルヘカラス就中夏秋蠶ハ普通農事トノ關係上將又蠶絲産額ノ急增ヲ期スル上ニ於テ之カ發展振興ヲ企圖スルノ極タ切要ナルヲ感スルナリ

輓近夏秋蠶ハ春蠶ニ比シ長足ノ進歩ヲ爲シ其飼育日數ト掃立蠶種ノ枚數トハ漸次增加シ隨テ産繭額モ亦多キヲ加ヘ頗ル欣躍スヘキモノアリ然レトモ此等ハ表面ノ現象ニシテ退テ其實況ヲ洞觀スレハ甚塞心ニ堪ヘサルモノアリ何トナレハ夏秋蠶ハ年ニ依リテ豊凶ノ差甚シク當業者ヲシテ往々數枚ノ蠶種ヲ掃立テ若干ノ桑代金ト幾何ノ勞力トヲ費ケテ水泡ニ歸セシムルコトアリ之ニ加ルニ繭ノ品位モ亦概シテ良好ナラス是レ固ヨリ夏秋蠶ニ對スル當業者ノ智識幼稚ニシテ其技術ノ未タ熟セサルモノアルニ職由スヘシト雖モ蓋シ學術的研究ノ之ヲ闡明スルモノアラサルニ依ル學術的研究ノ之ヲ闡明スルモノアラサルハ之カ調査攻究ノ機關ナキニ依ルハ疑ナル事實ナリ調査攻究ノ機關ハ到底之ヲ民間ニ求ムヘカラスシテ必ス政府ノ施設ニ待サルヘカラス然ルニ未タ政府ニ之カ施設ナキハ頗ル遺憾トスル所ナリ若シ夫レ蠶種ノ貯藏、生種ト風穴種トノ利害得失ノ研究及桑樹栽培上ノ經濟調査ノ如キニ至リテハ實ニ焦眉ノ急ニシテ一日モ寛假スルヲ許サヽルモノアリ

要スルニ現今夏秋蠶ノ發達ハ眞ノ發達ニアラス産額ノ增加

ニ遇ヲスシテ其事面ニ大ニ憂フヘキモノアリテ存ス故ニ此等ノ問題ヲ速ニ調査攻究シテ解決ヲ與フルニアラスンハ容易ニ斯業ノ發達安固ヲ望ムヘカラサルモノアリ從來東西蠶業講習所ニ於テ之カ試驗研究ヲ行フトハ雖モ其規模狹少又所在ノ地理其宜シキヲ得サルヲ以テ夏秋蠶ノ發達愈遠ヲ要スルノ今日此問題ヲ解決スルニハ頗ル不備ナルヲ認ムルナリ依テハ是非本年度ニ於テ專門ノ夏秋蠶講習所ヲ施設セラルヽカ或ハ蠶業講習所ヲ擴張シ適當ナル地方ニ其支所ヲ設置セラレ夏秋蠶ニ關スル問題ヲ解決シ當業者ヲシテ安シテ夏秋蠶ノ飼育ニ從事セシムルト同時ニ之カ智識ヲ有スル人物ヲ養成シ以テ實地指導ノ任ニ膺ラシメ本邦蠶業ノ基礎ヲ確立シ國富增進ノ資ニ供セラレンコトヲ希望ニ堪ヘサルナリ

右建議仕候也

明治四十年一月十八日

大日本蠶絲會頭男爵　松平正直

農商務大臣松岡康毅殿

蠶絲業に關する經濟組織に就て

學藝委員
農學士　加賀山辰四郎

本邦の蠶絲業は近年著大の發達を爲し、蠶絲の產額は累年多きを加へ、極めて重要の物產なるのみならず、輸出品としては、實に其首位を占め、最近十ヶ年に就て見るに、其輸出價額は總輸出品價額の三割を出入し、昨三十九年の如きは一億一千六百萬餘圓の巨額に達す、而して世界に於ける蠶絲消費の狀勢に考ふれば、其需要は將來益增加すべきは蓋し疑ふべからず、彼の人造絹絲の如きは、現に或る用途を有し、將來に於ても、科學の進歩に依り其製法に改良を加ふることあるべきを以て、蠶絲の代用品として全く考慮の外に置く能はずとするも、有力なる競爭品として深く顧念するを要せざるべく、世界の需要は一に蠶絲に傾注し、蠶絲貿易は益盛況を呈すべき運命を有するものと謂はざるべからず。

前述の如く、蠶絲需要の增加は必然の趨勢なるを以て、蠶絲業者は蠶絲の販路に就ては敢て苦心を要せざるものにして、此點に於て蠶絲業は頗る安固の地位に立ち、其生產及は販賣に從事するものは意を强ふするに足るものあるも然りと雖も本邦蠶絲業者の寸時も忽るべからざるは、蠶絲は本邦獨得の物產にあらずして他に幾多の競爭國ある事是なり、現に世界に生產する生絲中本邦の生產に屬するものは、其三割强に過きずして他は淸國及伊佛等諸國の生產に係り、是等諸國の生絲は、本邦產生絲と需要地の市場に於て輸贏を爭ひつゝあるを以て、世界の市場に於て優勝の地歩を占め尙進んで販路の擴張を企圖せんと欲せば、常に世界蠶絲業の狀況に注視し能く機先を制し需要者の嗜好に適せしめんことを期せざるべからず、而して蠶絲は、他の輸出工業品の如く販路を海外に依り需要者の支配せらるゝ所多く、需要者の要求に應ずるに於て全力を集注せざるべからず。

而して絲に一寸を費すべきは良品を廣價に得ることを要求するは、世界の蠶絲需要者は優等品を低價を以て唯一の目的とす、此の意味に於て世界の廣人口の多き貴賤貧富又は各人の嗜好の別に依り其需要の原料たる繭類の種類多く、隨て生絲繰物の種類は優劣の品みな要する所なり、又良品を低價に得んことは必しも無理なるを以て、不可能の事なるを以て、需要者は緩急上の必要に應じ、即其品位に於て注文を爲すに過ぎず、生絲の需要者に於ては各種の生絲に相當する價格を以て買入れんとす、之に反し高品の賣買に於ては前に述べたる如く、其品位を無視し、供給者は此要求に應ずるに於て全力を集注せざるべからず。

のみ、良品を廉價に供給するの意之に外ならず、加ふるに生絲貿易に於ては、品質及價額に關する問題の外、何時にても注文に應ずる丈の數量を用意し置くこと極めて肝要にして如何に精良なる生絲と雖も其數量僅少にして需要者の要求に應ずるに足らざるときは其賣行惡しく、終には比較的低價に販賣せざるべからざるの事實は當業者の屢實驗する處なり故に生絲貿易に於ては、良品を廉價に得ん事を望むといふよりも寧ろ適當の時期に於て適品の適量を廉價に得んことを要求すといふを以て妥當とす。

然らば如何にして適品の適量を適時に供給し而も其價を廉ならしむるを得るやは、本邦蠶絲の生產又は販賣に從事する者の須臾も念頭を離るべからざる問題なりとす、而して此問題を解決せんが爲め學者實業家は多年腦漿を搾り、其養蠶製絲等の技術に關する幾多の事項は已に研究應用せられたるあり、研究せられつゝあるあり、研究せられんとするあり、從來の所謂蠶業改良論なるものは、多くは技術上の問題に屬す而も蠶絲の生產又は販賣に關する經濟組織の問題は全く遺却せられたるにあらざるも、世人の注意を惹くこと尠なかりしは寧ろ遺憾とする處なり、予輩の觀る處を以てすれば、本邦蠶絲業は、其經濟組織の點に於て改善すべき餘地多く、技術上の改良事項にして經濟組織の不完全なるが爲に其應用普及せざるものさへ尠なからず、即本邦蠶絲業の進步發達は技術上の改良の外經濟組織の改善に依るべきもの多きを信ずるを以て、先づ本邦の蠶絲業は現在如何なる組織の下に經營せられつゝありやを觀察し、將來は如何に改造すべきやに就き聊か進ぶる處あらんとす。

本邦の蠶絲業は他の各般の產業の如く殆んど全く小規模の個人的經營に屬し、製絲の業に於ては大規模のものなきにあらずと雖も其數甚た僅少にして、製絲業全體に就て云へば決して大規模に經營せらるゝものと謂ふを得ず、本邦蠶絲業の經濟組織は如何なる狀態にあるやの實際は多く世人の知る處なるを以て、茲に縷述するの繁を避け、左に明治二十九年より三十八年に至る十ヶ年（掃立蠶種類は三十二年より三十八年に至る七ヶ年間）に於ける、全國平均養蠶一戸に對する桑園反別掃立蠶種數及收繭額、幷に二十八年以降十ヶ年間に於ける製造所及自宅別生絲製造額を揭け、本邦蠶絲業經營の規模幷に是等の期間に於ける變遷の狀況を示さんとす。

年次	養蠶者戸數	桑園反別	掃立蠶種數	收繭額	養蠶一戸に對する 桑園反別	掃立蠶種數	收繭額
明治二十九年	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]
同 三十年	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]
同 三十一年	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]
同 三十二年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同 三十三年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同 三十四年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同 三十五年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同 三十六年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同 三十七年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同 三十八年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
平均					[illegible]	[illegible]	[illegible]

年次	製造所 製絲所數	生絲製造額	製絲所一ヶ所に對する生絲製造額	自宅 數	生絲製造額	自宅一戸に對する生絲製造額
明治二十八年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同 二十九年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同 三十年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同 三十一年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同 三十二年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同 三十三年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同 三十四年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同 三十五年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同 三十六年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同 三十七年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
平均	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]

備考　本表は農商務省統計表に據るものなるも之を第三次全國製絲工場調査表の事實と對照すれば疑問に屬するものあれども姑らく茲に揭く

右表の示す如く全國の平均に於て養蠶家一戸に對し桑園は二反二畝十四步、掃立蠶種數は二枚七分、收繭額は一石七斗三升五合、生絲は一ヶ所平均自宅製絲に於て一貫七百二十九匁製造所に於て二百四十二貫に當る、以て本邦蠶絲業に關する經濟組織の如何に小規模なるやの一斑と、桑園惣反別掃立蠶種惣數收繭惣額は漸次增加したるも一方に於て養蠶戸數の增加に依り、一戸に對する數量は割合に增加せざること、並に生絲產額は增加したるも一戸當り製造額は秩序ある增減を示さゞるの事實を知るに足る、而して規模の小にして從業者の數多きは經營法の區々を致し、經營法の區々は生產物の區々を意味す、彼の蠶の名稱一化性に於て七百に過ぎ二化性に於て四百を超へ、其中には名稱を同ふして形質合致せざるもの形質酷似して名稱を異にするもの尠なからずして、是れが爲に名稱と實物との對照に於て一致を欠き、實際上の不便尠なからざるを以て之を整理減少するの必要を唱ふるものあるに至れるが如き、其原因種々あるべく、就中元の蠶種檢査法施行以前に於て、蠶種製造者が其顧客に對する關係上種々の名稱を附し、又各地の養蠶家に於ても、思ひ〳〵に新名稱を附したる等は其主なる原因にして、製造者に於て多數の名稱を考案するの必要を生したるは、畢覺するに購買者に於て多數小口の買入を爲すに由るものにして、養蠶家に於ける經營方法の小規模なる一の反響なりと謂はざるべからず、蠶種製造の業は普通の養蠶家と稍其趣を異にすと雖も、現在の經濟組織は最も時世に適合するものといふを得ず、多數製造者の中には頗る規模の大なるものありて一手にて大口の注文に應じ得るものなきにあらずと雖も、本邦全體の平均より見るときは、原種と製絲用種とを合し一戸平均四百枚に過ぎざるを以て、蠶種の共同購入盛に行はるゝに至らば、合同經濟の方法を採るを便益とする場合尠なからざるべし、左に明治三十一年より同三十八年に至る八ヶ年間全國平均蠶種製造者一人に對する製造額を揭け蠶種製造業の狀況を示す

年次		蠶種製造者實數	蠶種製造額 原種	製絲用種	計	蠶種製造者一人に對する製造額
明治三十一年	春	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—
	夏秋	[illegible]				
同 三十二年	春	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—
	夏秋	[illegible]				

同 三十三年	春 夏秋	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一
同 三十四年		[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同 三十五年		[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同 三十六年		[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同 三十七年		[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同 三十八年		[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

備考 原種の枚數は百蛾を一枚に換算したるものなり

前段に述べたる如く現今本邦蠶種の名稱は極めて雜駁の弊に陷り、各名稱は必しも特種の形質を備ふるものにあらず、幾百種の蠶種中容易に識別せらるべき特性を有するものは其數甚だ多からずと雖も、而も是等の蠶種より產生したる蠶兒は各地相異れる氣候風土と飼育法との下に於て、其產繭の形質區々となり、隨て是等の繭より製造したる生絲の品質亦一樣ならざるべきは理の當に然るべき處にして、生產品の區々は小規模の經營に免るべからず、而して是れ小規模經營法が生產品の形質に及ぼす惡影響を擧げたるのみ、此他小規模の經營法が資金の融通に於て、原料其他生活用品の購入に於て、或る種の加工を爲すに於て、將た生產品の販賣を爲すに於て、幾多不經濟を免る能はざるは現に各地に於て當業者の實驗する處なり。

然らば小規模の經濟組織は、蠶業經營上何等の長所を有せざるか、決して然らず、養蠶の如き其勞働は專ら手工に屬し勞働時期は自然に一定期間に制限せらるゝ業種にありては小規模に飼育するに於て比較的利益多きは當業者の熟知する處にして、製絲業の如きも工場の規模自ら限度ありて、規模の大なる必しも工業經濟に適するものと謂ふを得ず、規模小なれば生產品の區々と經營上幾多の不便不利あり、規模を大ならしむるは現時當業者の經濟狀態に於て之を行ふこと容易ならざるのみならず、比較的收益を減ずるの恐あり、當業者は如何にして小規模の不便不利を除去し、大規模に屬する利益を收得するを得るか、他なし其業務中共同經營に利なりとするものは擧げて之を共同經濟に移し營爲するにあるのみ。

（未完）

工女の養成に就て

通常會員 東京蠶業講習所技手 松下憲三朗

凡製絲業の經營上其要素多しと雖も、先づ其主なるものは原料繭、工女、器械の三つにして、予は之を製絲業の三大要素と云ふ、此三つの者完きを得て管理其宜しきに適へば、本業の基礎鞏固たるべく利潤從て多かるべし、然り而して生絲の生產費用中其最も大部分を占むるものは工女の賃金なりとす、燃料費、金利、荷造費、賣込費用及管理費、幷に建物、器械等の修繕費、諸給、雜費等悉く生產費用の一部に屬すと雖も、之を工賃に比すれば僅かに一少額に止まれり、製絲技術の主として工女の巧妙なる指頭の働作に俟つことの甚だ切なるもの豈偶然ならんや。

原料繭は如何に優良なりと雖も、器械は如何に精巧なりと雖も、又如何に管理は周到綿密なりと雖も、工女の技術にして拙劣ならんか將た又工女の精神にして忠實を欠くの點あらんか、到底精良の生絲を生產すること能はざるのみならず生產額は減殺せられ生產費は嵩みて以て製絲經濟を圓滿ならしむること能はず、尚且つ營業の基礎を確立して斯業經營の本旨に適はしむること能はざるは、爰に贅言を要せざるなりされば本業を經營せんには必ず先づ技術優等にして業務に忠實なる工女を得るの道を講ぜざるべからず。

今一般製絲家に於ける工女募集の狀態を見るに

一、他にて養成せられたる工女を種々なる手段を以て自己の工場へ雇入るゝもの。

一、新工女を募集して一二年間は工場の小間使として屑物拾ひ、繭撰り等をなさしめ、傍ら優等工女の席側に侍せしめ以て技術の幾分を見習はしめ、二三年の後に至りて繰絲工女に採用するもの。

此の二者其最も多きを占む、第一の方法にありては養成費用を要せずと雖も、各工女の技術の方法一定せず、且つ工場の主義方針を知悉せざるが故に、斯かる烏合の衆を以て到底充分の管理は行屆かざるのみならず、精良の生絲を生產すること望むべからず、又第二の方法にするものは徒らに貴重の年月を空費せしめて、執業年限を短縮するのみならず、一定の主義方針により完全なる教養を施すこと能はざるが故に、技術の上達甚だ迂遠にして、到底優等の工女たらしむること能はざるなり、故に予は技術優等にして業務に忠實なる工女を得て、以て斯業の改良發達を計らんには規律ある一定方針と適任なる教婦の指導の下に工女養成の方法を採るの外他に良策なしと斷言して憚らざるなり、左に工女養成の利益を列擧し、併せて養成の方法幷に之に要する經費の概算に付、其大要を述べて以て同感諸士の參考に供し、且つ當業者諸士の猛省を乞はんとす。

一、工女養成の利益

（イ） 養成せられたる工女は其德義的赤心より、自然工場を思ふの心厚く、常に工場の利益を計るが故に、生產費の節減は勿論猥りに眞絲を損ぜざるのみならず、生產の生絲は品位優良にして、所謂精氣ある特殊の趣味を有するに至る。

（ロ） 養成せられたる工女は工場の都合により、猥りに解傭せらるゝことなく又自己の都合により他工場へ轉動するの念慮なきが故に、安心して熱心に業務に從事し、以て技術は愈々巧妙の域に進し、仕事の分量は多くなり生絲の品位は益々精良となる。

（ハ） 養成せられたる工女は其の工場の主義方針幷に習慣等を知悉せるが故に取扱上及管理上甚だ好都合なるのみならず、工場主は工女の性質と技能とにより、適當なる程度の業務を執らしめ以て其任務を完ふせしめ得。

其他間接に蒙る利益は實に枚擧に遑あらずして、此等を計上すれば製絲經濟上利する所洵に尠少にあらざるなり、而して是れが爲兩者の人情愈々濃かとなり、待遇又良好となりて工女の蒙る幸福及利益は又實に大なるものとす。

二、工女養成の方法

（イ） 精神的に教育することに務めざるべからず。

即ち修身及精神修養上に關する講話をなすと同時に、管理者幷に教婦の躬ら之が模範となりて、眞實に之が教導の任に當らざるべからず。

（ロ） 品性の修養をなすを要す。

凡そ婦人として品行の方正と品格の高尚なるとは尤も貴ぶべきものにして之が業務の成蹟上に關係する所のもの又甚だ大なるものあり、殊に其家の子女を托されたる以上は、充分此點に力を注ぎ完全なる人物に仕立つること肝要なり。

（ハ） 普通の學問を修めしむること。

凡そ普通學の素養は品性の修養上、又精神の鍛錬上幷に技術の教導上に至大

の關係為有するものなるにより、修身、讀書、算術、作文等は勿論、婦人としての修むべき故縁の道に至る迄、裁縫其他の方法を設けて適任なる教師を聘して實習せしむるの方法を取ること。

（ニ）心神の慰安を與ふること。

製糸業は機械なる業務に長時間の勞働を要するものなるが故に、此に適當なる待遇と適切なる方法を設けて、其心神を慰安せしむる方法を取らざるべからず、即ち寄宿の設備より食事の飲立に至る迄、務めて快樂を得るの方法を設くるは勿論、休日、休息の時日を適當にし、且つ運動場を設けて運動器具を備附け、或は遠足旅行を企ふし、又は春秋の二期大運動會を開きて興味ある餘興を施し其他賞與に弘賞等の表彰の方法等を設けて、高も工女の心神をして慰安せしめ、愉快に業務に從事せしむるの方法を取るを要す。

（ホ）製絲の目的を會得せしむること。

凡そ製絲の業は繭より絲を繰製するの方法にして其生絲は織物となして初めて吾人の欲望を滿足せしむるものなるにより、可成優良の生絲を製して以て立派なる織物原料に適せしむる様務むると同時に、繭の良否が製絲上に及ぼす關係並に生絲の良否が染織上及ぼす關係、及び賞、氣候等の製絲上に及ぼす關係等に説き、詳細に説明し以て充分に會得せしむること肝要なり。

（ヘ）繭の預別及鑑定方法を教ふること。

繭の種類、性狀並に預別繭の方法は勿論、繭の品質の良否を鑑定する方法を充分に道理を説明して教へ、且て繭質の製絲上に及ぼす關係を知らしむべし。

（ト）製絲器械器具の一般の名稱を説明して能く慣熟せしめ、次に其取扱方法を教へて充分に習熟せしむべし。

（チ）製絲の方法を教ふること。

製絲の技術は工女養成方法中尤も緊要の事に屬するが故に、先づ順序を立て、懇切に之を教へざるべからず、即ち煮繭、索緒、結緒、斷緒の方法は勿論、繭の掛け方、絲の繰り方、集緒器の拵し方、集緒器の撓り方充分に習熟せしめ、曾繰医の方法、繰物の整理に至る迄總べて且つ親切に之を教へ、次に機械器具即所謂綜の選び方、綜歩の取り方、機度の揃へ方、等順次に巧拙の域に進ませしむること肝要なるべし。

滋賀縣農學校養蠶室の全景

右の外寄宿舍にありては、日常の坐作進退、舉動、言語より交際、禮儀等に至る迄、教婦をして實地指導の任に當らしめざるべからず、

三、工女養成の期間及費用

予曾て或る製絲場の新工女十數人の養成を依托せられ、之が養成をなしたる際精密なる調査をなし、幾何の費用を要するものなるやを調査せしことあり、尤も右費用は物價の高低、并に其地方の事情の如何、并に生絲、燃料等の市價の高低によりて、一概に論すべからずと雖も、今其成蹟により現今の物價に鑑み、其標準とする所を擧げれば左の如し。

（イ）養成期間

養成期間を分て左の三期に分つ。

第一期（一ヶ月間）此期間は先も初步に屬する時代にして、先づ製絲技術の一般を教ふるなり。

第二期（二ヶ月間）此期間は尤も大切なる時期にして、能くの技術が精妙の域に達すべき基礎を造るの時代なり。

第三期（三ヶ月間）此期間は既に纖度、性狀並に熟練を根柢として反覆之を習熟するものにして仕上練習の時代なり。

（ロ）養成費用

一金貳拾四錢拾錢

内譯

金壹圓貳拾錢　　總額

金三圓六十錢

内

金壹圓貳拾錢　　第一期費用

工女一人一ヶ月間に製絲する原料繭約八斗即生絲四十絙に對する絲歩の損料但し一絙に付絲目五分切れとして此絲量二十匁絲價十貫匁二百圓と見積

一ヶ月間養成に關する費用即工場器械器具等の損料及管理者教師其他の關係者の給料燃料費等

金貳拾五錢

一ヶ月間食費

金五圓四拾錢　　第二期費用

内

金壹圓貳拾錢

工女一人二ヶ月間に製絲する原料繭約二石即ち生絲百絙に對する絲歩の損料但し一絙に付絲目二分切れとして此絲量二十匁絲價六百圓見積

二ヶ月間養成に關する費用第一期と同樣に支出したるもの

金七圓貳拾錢

二ヶ月間食費

金五圓四拾錢　　第三期費用

内

金五圓四拾錢

三ヶ月間食費の半額

但し此期間に於ては絲歩は普通に取り得るか故に其損害を見積るの要なく且つ養成に關する費用と食費の半額とは工費に歸する分を以て償却可なり

以上述べたるが如く、工女一人を養成するには六ヶ月間を以て完了し、第七ヶ月目よりは仕事高に應じ、相當の賃金を支拂ふことを得、而して養成費用は工女一人に付總額僅かに二十四圓にて足り、是れは契約年限中約五ヶ年間に於て、工女の忠實なる精勤により得らるゝ、工場主の蒙る利益を以て之を償ふて尚餘りあり、之を要するに工女の養成は製絲業の經營上、幷に改善發上到下の最大急務にして之が指導の任に當る可き教婦の選定も頗る緊要なることなりとす。

蠶體内に存する大なる腺細胞組織に於てベルソン氏の論文

蠶業講習所技師
學藝委員學士　石渡繁胤

池田榮太郎氏は前々號に於て新器官として第一環節食道下にある組織に就て論ぜられたり、右は會報百五十七號に影山其藏氏が新組織として記載せられたるものと同一なり、而して有腺體に就ては伊國ベルソン氏の研究あり、氏の研究に就て記述すべきことを本會の依頼を受けしが、未だ其約を果さゞりし、ベルソン氏は「パトリ」蠶業講習所報告二十八號（一九〇〇年）に「蠶體に於ける大なる腺細胞組織」なる題目の下に大なる腺細胞を論じ、其細胞として左の四を區別せり。

一、氣門下腺

二、第一環節に於ける帶狀大細胞

四、胃の大細胞

第三　即ち第一環節に於ける帶狀をなせる大細胞なるものは影山氏池田氏の論ぜられたるものなり

今茲にマルソン氏の論文を紹介せん（以下次號）

蠶體の新組織（承前）

道場會員
岩手縣農學校教諭　池田榮太郎

（淋巴管系の二）

前號に於て蠶體内には背脈管の兩側縱走氣管の裏面第一環節より第十一環節に至まて網狀を爲して分布する新組織あるとを發表し、此組織は血液循環上に至大の關係あるものなるべしと論じたり、然るに右組織と殆んど相連接して加かも背腺管と直接の關係を有する組織あることを實驗し得たるを以て、前號掲載せる新組織と相俟つて淋巴管系統を爲すものならんと信じ、茲に之を掲げて世評を仰がんと欲するものなり。

既に蠶體解剖書に說かるゝ如く、蠶體の背部正中腺皮膚の直下に縱走せる背脈管は、前端頭部に入り後端は十二環節の始めに終り、第二環節以下の各環節にありて各一對つゝの辨孔を有し、又第五環節以下の各環節にありては左右に網狀筋肉を出し、此筋肉扁狀を爲して先端縱走氣嚢を押ゆる横走小筋肉に至りて附着す。

抑も此扁形網狀筋肉なるものは生理上如何なる作用を爲すものなるや、單に背脈管の地位を安全に固定せしむるに止るものなるや、否、尙ほ此筋肉の背脈管に附着するものには、往々其先端に心細胞なるものの附着し、此刺戟興奮によりて背管の鼓動を起さしむるものなりと。

予は此網狀筋肉なるものゝ生理作用につき、少しく疑を抱き種々なる調査を試みたるに、網狀筋肉なるものは斯の如く單純なる構造を有するのみならず、頗る奇異なる組織を有し、正に循環系に關係を有し、又血球の生成に與へて力あるものたるを知るに足れり。

今蠶兒の背脈管に網狀筋肉を附着せるまゝ之を撮り染色劑にて適宜に複染し、之を顯微鏡下に檢するときは、第(1)圖に示す如き觀を呈す、更に之を擴大し其網狀筋肉の一部分を精査するときは第(2)圖の如く明かに特殊の組織を爲せるを見る予は假に之を第二新組織と名命して說述することゝなさん。

(1)　第五環節の背管に有する網狀筋肉と第二新組織

a　新組織（前號所載）

b　第二新組織（腺狀に縱走するもの）

c　導離細胞

d　第二新組織

e　導離細胞

h　網狀筋肉

(2)　a　筋肉間縱一列に走行するところを縱斷せるもの

b　筋肉間橫二列以上に走行せるところを橫斷せるもの

c　筋肉の一側に附着せる第二新組織を橫斷せるもの

(3)　A　第十環節の背管を橫斷せるもの

B　第六環節の背管を橫斷せるもの

d'　腺狀をなせる第二新組織の橫斷面

(1)　a　筋肉間に走行する第二新組織

b　筋肉間不規則に走行する第二新組織

c　筋肉の一側波狀に附着する第二新組織

d　背脈管の上側導離して走行する第二新組織

d'　背管の上側腺狀をなして走行する第二新組織

即ち圖に示す如く網狀筋肉なるものは、必ず一列若しくは二列以上の配列をなせる大なる細胞組織附着して之に伴ひ加かも其筋肉の先端まで隨行するものなり、而して其之に伴ふや(1)圖aの如く筋肉と筋肉の間前鍵所載の新組織の如く、細胞一列に腺狀を爲して走行するあり、又同圖bの如く細胞組織縱縱に波狀に走行するあり、或はcの如く殆んど斷續して走行するあり、普通の個所は第一新組織の如く細胞横に並列するも、筋肉の先端に至れは筋肉集合するを以て細胞縱に延長して走行し、又廣き所に至れば再び横列す、然れども何れの個所も筋肉に包圍せらるゝことなく並行するを以て、其斷面(2)圖cに示す如くなり。

今該組織と背管及び網狀筋肉との關係全體を擴大して檢するときは、(1)圖に示す如き觀を呈し、背面に達して筋肉盡くれば組織のみ獨立腺狀をなし、背脈管の左右兩側を走行し、主として體の後部に向つて走行するを以て、五環節以下環節毎に此腺狀組織の數を增加し、第十環節に至れば七本乃至八九本並走するを見るべし、故に其斷面第(3)圖に示す如く背管の前後に於て相連あるに至る、從來心細胞と稱し網狀筋肉の先端に二三の細胞塊附着せるものとなせるは、蓋し此腺狀をな

40 7 29

して繼走せる組織を誤認せるものなるべし。

第二新組織が筋肉を離れて腺狀を爲して、背脈管側面を縱走する狀は殆んど第一新組織に類したれども、第一新組織に比し稍小にして斷面殆んど正圓形を爲し、末端往々縊れを有し恰も細胞分裂の狀に似たるの差異あり、又此組織は背管內面にも多少之を有するものなること背管の斷面（3圖B）に於て明かに認め得るところなり、尙ほ背管の表面には(1)圖dに示せる如き狀態を爲して、單獨に游離して附着せるもの數多あり、此他尙ほ一個の核を有せる游離細胞所々に存在するを見る。

該組織の生理作用は未だ詳かならざれども、前號所載の（第一新組織）組織と共に、淋巴管系の作用を營むものなるべしと信ず。然れども何れを淋巴管に該當し何れを淋巴腺に相當するものなるやは精査の上にあらざれば斷定難し、然れども第二新組織は直に血管に接し、第一新組織は第(1)(2)aに示す如く之を擁して各部に傳播せしむるものたるは、稍明證し得るが如し。

次に攻究すべきは該組織は、(1)圖dに示す如き狀態を爲して分裂繁殖を爲すの有樣及び他の腺狀纖走を爲すものも往々絞斷せんとするものあるより察すれば、血球生成の作用を爲すものなしと信ずるなり、暫く記して再閲の日を俟つて詳報せんと欲するなり。

第二回總會錄事

總會の光景

本會第二回總會及生絲賀易一億圓超過の祝賀會は、總裁殿下御渡英前に於て擧行すべく、去る一月廿七日東京市麹町區內山下町華族會館に於て開催せられたり、時尙寒威凜烈を極め、前日の如きは細雨霏々として人の往來を惱せしもの尠からざりしを以て、開會當日の天候如何を痛く氣遣ひけるも天公爭て日東帝國の生命たる蠶絲業の改善發達策を講ずるの日に雨降らすべき、開會の頃には既に滿天晴れ亘りて微風だになく頗る輕暖を覺え、江東の梅は爲めに一枝の笑を添へたるものゝ如し。

斯くて宏大壯麗なる會場の前には萬國々旗を翻して、熱心なる會員諸氏の來會を迎へたるが、參集する者陸續又陸續既定の時間には會場に詰め入りたる者七百餘名と注せられぬ而して當日來賓の重なる者は松岡農商務大臣、阪谷大藏大臣松田司法大臣、牧野文部大臣、吉原內務次官、若槻大藏次官和田農商務次官、澤柳文部次官、正親町、萬里小路の兩伯爵榎本、加納の兩子爵、尾崎、千家、有地、後藤、石黑、船越青山の各男爵、床次地方局長、久米山林局長、石井通商局長

去二月二十七日日本會第二回總會々場たる華族會館

眞野實業學務局長、牧農務局長、古市京釜鐵道總裁、大山長野、荒川長崎兩縣知事、千阪、田中、宮島、古澤、德久、桑田、左右田、村井、田代、下郷の各貴族院議員、恒松、南條工藤、古井陸旗、大野、朝倉、茨野、藤、駒林、星野の各代議士、稻垣農科大學教授、加賀山、三松、月田、有働、松田の各農商務技師、松村秘書官、芳賀生絲檢査所技師、林、明石石居、中村土屋の各蠶業講習所技師、其他各府縣技師、兩宮練木、片倉、北村、高木、渡邊、高橋、下田、八田、角田淺澤、安西、伊藤、衣川、佐野、梅浦等の各實業家、國民、朝日、時事每日、やまと、讀賣、中外、日本、萬朝、二六等の各新聞記者、東京、獨立、自由、帝國、電報等の各通信社員實業之日本、農事雜報等の記者なりし、斯くて午前九時四十分總裁殿下にはカーキ色陸軍大將の御服裝にて東武官馬場別當を隨へさせられ、車聲轟々御機嫌麗はしく成らせ賜へるなると以て、會頭以下役員一同玄關に於て迎へ奉り、會頭の御先導にて階上なる御休憩所に入らせ賜へり、聽て時針十時を報ずるや、陸軍戶山學校より招聘し來れる音樂隊は、嘹喨たる樂を奏し、來賓及會員の席定まりて靜かなるの頃、殿下には松平會頭の御先導にて御臨場あらせられ、君が代の奏樂と共に一同起立最敬禮をなしたり、殿下の御着席に亞て會頭は恭しく場の中央に進み本日茲に總裁殿下の台臨を仰きたる本會は定數第三十二條に依り之より第二回總會を開會すと陳告し尖れより殿下には東武官より捧げたる左の令旨を玉音朗かに讀み上げ賜へり。

本日茲に第二回總會を開くに當り親しく會員諸子に接し蠶絲業上の狀況を聞知し併て積年蠶絲業上に盡瘁せる者の功績を表彰するを得るは洵に欣躍に堪へざる所なり

惟ふに蠶絲業は輓近顯著の發達を爲し又海外に於ける絹布の需要は蠶絲の輸出を促進し遂に輸出總額一億圓以上に達せり國家經濟上裨益する所尠少にあらさるへし又本會の組織革新以來日尚淺きにも拘らす漸次會員の數增加せるは本會の爲悅ふ所なり然れとも斯業の進歩本會の發展前途尚遠し冀くは會員諸子益奮勵し本會の隆昌を圖り斯業の改良進歩を努め以て國家の富資を充實せんことを期せよ

尋て松平會頭は忝しく左の奉答文を朗讀せられたり。

寒氣凛烈の時に於て　總裁殿下親しく第二回總會に台臨あらせられ多年蠶絲業上に貢獻せる者の功績を表彰し賜ふに優渥なる令旨を以てせらる洵に感激の至りに禁へさるなり

殿下本會を統督せられて以來入會者陸續相繼き會運の發展著しきものあり是れ一に殿下懿德の賜ならすんはあらす而して本會の生命とする蠶絲業も亦時勢の趨向に伴ひ漸次發達して客歲に於ける春蠶は結霜に次くに蠁蛆の被害を以てせるも夏秋蠶飼育の增加は產繭額に影響を及ほすことなく又一方生絲貿易の實況を顧みれは空前の盛況を呈し其輸出總額は一億一千萬圓を超過したり是豈に國家のため慶賀すへきとならすや

然れとも退て惟ふに育蠶の技製絲の術改良を加ふへきもの一にして足らす殊に夏秋蠶の飼養及其蠶種の貯藏等に就ては學術的に之れを闡明すへき方法に乏しきを以て其收繭額は掃立枚數に伴はす遺利の頗る多大なるもののあるは遺憾措く能はさる所なり即ち是れ本會か多年蠶絲業教育の普及に努め又屢次夏秋蠶研究機關の設置を焦眉の急なりと唱導せる所以なりとす實に客年に於ける生絲貿易の巨額に達せるは產額の增加にあらすして價格の昂騰に職由するものなれは生絲貿易の盛況を目睹し直に以て意を安んすへきにあらす更に前途の警戒を嚴にし勵勉其技を練り其術を鍛へ鋭意產額の增大を企圖せすんはあらす

今や文化の發達は人類の生活程度を向上せしめ隨て輕暖鮮麗の絹布を嗜好する念漸次高度に達し來るは自然の理勢なりと雖も抑も物の需要は市價の高低に依りて支配せられ市價の高低は生產力の多少に依りて左右せらるゝは經濟上の原則となす所にして我生絲貿易も亦此原則に洩るゝこと能はさるなり然れは益絹布の需要を喚起し永遠に生絲貿易の旺盛を望まんには其產額を豐富にして低廉能く之に應するの措置なかるへからす而して其產額を豐富にするの策多しと雖も桑園の增殖は其最大捷徑なりと認むるを以て本會著々本問題の解決に努力し政府も亦茲に見る所あり、曩に桑園を開墾する者に限り不要存置國有林野の拂下を許容せられ其他皷舞奬勵せらるゝもの尠からす、偸に是我蠶絲業の國家に重要視せらるゝの一證にして此等の奬勵施設は必すや近き將來に於て多大の效果を奏するものあらん

然れとも蠶絲は本邦の特有物產に非なすして幾多の競爭國ありて之れを凌駕し終局の目的を達せんこと頗る至難なるものありて存せり本會の責任も亦頗る重且大なるを覺ゆ正直等不敏なりと雖も會員と共に　台諭のある所を遵奉し益奮進本會の發展を圖り以て國力の充實を期すへし會員一同に代り謹て答詞を奉る

松平會頭の奉答終るや戰捷の行進なる曲は樂手に依りて奏せられ尋て吉地理事は概要左の如く明治三十九年度に於ける業務成績を報告せられたり。

業務成蹟

受賞品の獻納と記念品の製作　一昨年三重縣に於て開催せる本會第八回品評會に一等賞を得たる、蠶種、生絲、繭の三點は、畏くも天覽の榮を賜り其後蠶種は高輪御殿に於て御飼育あらせられ、其繭を生絲に繰らせ賜ひて本會々頭に御下賜あらせられたるに依り皇室に於て斯く迄に斯業を御奬勵遊はさるゝとの深きは感激措く能はざる所なるを以て、本會は之れを無上の光榮と爲し、目下其記念品の製作中なり。

第一回總會　四月一日東京市赤坂三會堂に開催し、總裁殿下の台臨を仰ぎ多年本邦蠶絲業の爲に盡瘁せられたる若尾逸平、尾澤金左衞門、齋藤正永郎、ジャーデンマセソン等の四氏に對し、其功績を表彰し金賞牌を贈與し、且つ新潟縣柳澤製絲場柳瀨たか外三十八名の者に對し、其功勞を賞せり。式後阪谷大藏大臣外數氏の有益なる講話ありたり。

臨時總會　本會は會務の一大發展を期し戰後の蠶絲業界に一進境を啓くの目的を以て、十月二十八日一府九縣聯合共進會の開催を機とし總裁殿下の台臨を仰ぎ奉り甲府市縣會議事堂に臨時總會を開きたり當日の來會者一千餘名定款改正の件は一人の異議者もなく可決し、尙は本會々頭以下數氏の講演ありたり。

信濃支會總會　信濃支會は十月三十一日諏訪町中學校に於て第一回總會を開設し、總裁殿下には特に台臨あらせられたり。

製絲場御巡覽　殿下には玉歩を山梨長野の兩縣に移させらるゝや甲府市に於ては京齋製絲會社、諏訪に於ては片倉、尾澤、林の各製絲場を御巡覽あらせられたり是れ啻に其製絲場の名譽たるのみならす、本邦蠶絲業界の名譽とし、會員一同の感激に堪へざる所なり。

改正定款の認可　臨時總會に於て議決したる本會組織變更に關する改正定款は、十一月二十四日附を以て農商務大臣より認可せられ、茲に本會の組織は全く革新するに至れり。

製絲家商標帖送付に對する反響　全國百人繰以上の製絲家の商標を蒐集して、商標帖を調製し、紐育、里昂、米蘭、「チューリッヒ」等の斯業關係團體に送附し海外機業者と本邦製絲家との連絡を圖れり、然るに米國絹業協會よりは直に感謝状を送付し來り、又紐育「ヘッスゴールドスミス」會社よりは某製絲家輸出の欠點を指摘し、其商標を送付し來りしを以て、本會は直ちに其製絲家に警告を與へ、一面同會社に對し其友誼的好意を感謝せり本會は今後續々歐米需要地の各方面に斯かる反響あらんことを希望する者なり。

主務大臣へ建議　蠶絲に關する生產品に對し、官私鐵道及汽船等に於ける輸送上の取扱其當を得ず、當業者に不便若くは損害を與ふるもの少なからざるを以て、本會は調査委員を設け、愼重なる調査を遂けたるの結果、蠶絲生產品の輸送運搬及運賃の低減を遞信大臣に建議したるに幸に採納せられ、實行せられたるもの少からずして、斯業上に多大の便益を得たり。又蠶絲業の發達を期するは桑園の拓植奬勵に在りと爲し、本會は十年計畫として二億貫の生繭を得る目的を以て、桑園を新設し、及び改良するものに相當の補助を與へ一面桑園を拓植するものに對し國有林野の拂下を許容せられ蠶絲業の根本を培養せられんことを農商務大臣に建議したり、之亦幸に採納ありて既に不要存置國有林野拂下の途を啓かれ又四十年度の豫算中には幾分の桑園拓植奬勵費をも計上せられたりと云ふ、必らず之等の奬勵的施設は蠶絲業の發達を促すこと大なるものあらん。

會員異動　入會者五千四十二名にして、內退會者四百三十五名死亡者四十一名なり。

會員現在數　一萬三千四百四十一名にして內特別會員四百十六名通常會員一

萬三千〇二十五名なり。

役員、議員、及委員

會　頭	一名	副會頭	一名
理　事	五名	監　事	二名
評議員	十五名	學藝委員	二十名
地方委員	百四十五名	名譽通信委員	十七名
通信委員	十六名		

理事の選擧　第一回總會の議決に基き、定款第二十條に依り四月五日の評議員會に於て、理事七名を選擧すること丶なり、前任者の再選に決し正副會頭及理事は左の七氏を推し各其承諾を得たり。

會頭 理事	男爵 松平 正直	理事	紫藤 章
副會頭 理事	農學博士 酒匂 常明	同	佐野 理八
理事	本多岩次郎	同	吉池 慶正
同	星野長太郎		

監事の選擧　右理事の選擧と共に監事二名の選擧を爲し、會頭指名說に依りて會頭は前任者たる高橋新吉、加賀山辰四郎の二氏を再選し其承諾を得たり。

評議員の選擧　定款第四十條により、第一回總會に於て評議員の改選を行ひ會頭指名說に決し、會頭は左の諸氏を選擧せられたり。

今西 直次郎	伊藤 富次郎	林 譯作
羽田 桂之進	八田 達也	本多 岩次郎
星野 長太郎	伯爵 正親町 實正	尾澤 琢郎
若尾 幾造	加賀山 辰四郎	吉池 慶正
高橋 新吉	高木 三郎	辻 暢太郎
土屋 泰	角田 喜右作	練木 喜三
永井 米藏	眞綠 吉左衛門	法學博士 桑田 熊藏
工藤 善助	丸岡 寬三郎	男爵 船越 衛
理學博士 佐々木忠次郎	佐野 理八	北村 七郎
紫藤 章	下田 伊左衛門（いろは順）	

學藝委員の囑託　學藝委員規定第一條に依り理學博士稻垣乙丙氏外二氏に學藝委員を囑託せり。

功績調査員囑託　十一月二十一日の評議員會の決議に基き、會頭は林譯作氏外四氏に功績調査委員を囑託せり。

通信委員の囑託　通信委員規定第二條に依り、針塚長太郎氏外六氏に通信委員を囑託せり。

擴張並建築委員の囑託　三月二十日に開會せる評議員の決議に基き、會頭は船越男爵外四氏に本會擴張委員を、高橋新吉氏外四氏に建築委員を囑託せり。

支會の變更及設置　西多摩支會は其設立區域を擴張して東京府一圓と爲し東京支會と改稱し、四月十五日に其發會式を擧げ、北信及下伊那の二支會は之れを合して信濃支會と改稱し、四月二十一日に其發會式を擧げ、大分縣にては大分支會を設置し、七月十一日其發會式を擧げたり、又群馬地方委員部にては、支會規則第一條に依り、十二月十四日付群馬支會設置の申請を爲したるを以て之れを承認したり。

支會正副會長就任の承認　滋賀支會は役員の任期滿了に付、一月二十日改選を行ひ支會長に下郷傳平氏、副會長に西川甚五郎氏の就任を申請し、東京支會は發會式と共に役員の選擧を行ひ、支會長千家尊福氏、副會長に大城戸宗重氏の就任を申請し、山梨支會にては規則の變更と共に、一月十八日役員の改選をなし、支會長に武田千代三郎氏の就任を申請し、信濃支會は其組織と共に役員の選擧を爲し、支會長に大山綱昌氏、副會長に羽田桂之進、工藤善助二氏の就任を申請し、山形支會は支會長田中貴道、副會長齋藤美和慶二氏の辭任に付後任選擧を爲し、支會長に馬淵鋭太郎氏、副會長に、佐柳藤太の就任を申請し、大分支會は千葉貞幹氏を支會長に選擧して其就任を申請し、三重支會にては規則の變更と共に、支會長に有松英義氏副會長に鶴見左吉雄氏を選擧して其就任を申請し、福島支會にては支會長久しく缺員の處、十月三日之れが選擧を行ひ、支會長に平岡定太郎氏の就任を申請し宮城支會は會則の變更と共に役員の改選を爲し、支會長に龜井英三郎氏、副會長に早川知寬氏の就任を申請したるを以て本會は何れも之れが承認を爲したり。

地方委員長及同委員の囑託　地方委員規定第一條に依り、大久保利武氏外十氏に地方委員長を、又高橋諸隨氏外三十四氏に地方委員を囑託せり。

支會品評會審査委員長及審査員囑託　下野支會第七回品評會は、審査委員長を井上伍謙氏に、審査委員を雄井要作氏外十五氏に、島根支會第二回品評會は審査委員長を下井盛夫氏に、審査委員を小山武夫氏外十氏に、山形支會第二品評會は審査委員長を辻幡太郎氏に、審査委員を松下憲三朗氏外四氏に、山口支會第四回品評會は、審査委員長を藤井廊太郎氏に、審査委員を田中歐郎氏外十二氏に、夫々囑託したり。

巡廻講話　本會々頭は蠶絲業の發展と共に、會運の大擴張を圖るの目的を以て、六月十五日紫藤理事を隨ひ、宮崎、鹿兒島、熊本、佐賀、長崎、福岡、大分の九州六縣を巡回し、十四個所に於て巡回講話をなし、七月十六日歸京せられたり、又會頭には山形支會品評會褒賞授與式及福島總會に臨場を兼れ、峰村學藝委員を隨ひ、九月二十六日福島山形の兩縣に出張し三個所に於て講話をなし、十月四日歸京せられたり、各地共頗る盛會を極め蠶絲業發展に裨益を與へたるもの尠なからず。

役員及學藝委員の出張　四月十五日東京支會第一回總會に付松平會頭本多理事學藝委員佐々木博士、四月二十一日信濃支會發會式に付松平會頭評議員船越男爵、六月十五日より向三十日間九州地方へ巡回講話の爲松平會頭紫藤理事、七月二十八日新潟支會大集會に付酒匂副會頭、九月三十日山形支會品評會褒賞授與式擧行に付松平會頭峰村學藝委員、十月三日福島支會總會に付松平會頭學藝委員屋立松田峰村の三氏、十月十日島根支會第二回品評會褒賞授與式擧行に付吉池理事、十月二十二日下野支會第七回品評會褒賞授與式擧行に付松平會頭、十月二十八日甲府市に於て本會臨時總會開催に付松平酒匂の正副會頭、本多、紫藤、吉池、星野の各理事及船越男爵、永井、土屋、角田、羽田、工藤、南條の各評議員、十月二十九日長野支會第一回總會に付松平會頭本多吉池の兩理事永井評議員峰村學藝委員、十二月二日宮城支會總會に付松平會頭土屋學藝委員、十二月二日新潟支會臨時大集會に付吉池理事十二月四日より向二週間宮城支會主催短期講習會に付土屋學藝委員等何れも出張せられたり。

評議員會

二月六日

一地方委員規程改正の件
一蠶絲業生產品輸送及運賃に關する件

三月二十日

一明治三十八年度決算報告の件
一功績調査表彰に關する件

四月五日

一理事選擧の件
一監事選擧の件

八月二十二日

一本會組織變更の件
一本會臨時總會開會の件
一高輪御殿より御下賜の生絲を以て紀念品製造の件
一博覽會蠶業館建設の件
一米國市場に於ける製絲延取引に關する件

十一月二十一日

一明治四十年度經費豫算の件
一地方委員部規定の件
一有功章及徽章佩用規程の件
一功勞者及篤志者待遇內規の件
一功績調査委員選擧の件
一米國市場に於ける生絲延取引に關する件

十二月二十二日

一功績表彰規則改正の件
一品評會規則改正の件
一資產管理及處分規則改正の件
一製絲業に關する營業稅の稅に付建議の件
一夏秋蠶專門講習所設立建議の件
一繭を商品取引所に入るゝの件

功績調査其他の委員會　一月十二日功績調査委員會を開き、松平會頭酒匂副會頭、星野吉池の兩理事、針塚下田の兩調査委員出席し、他の役員及委員

は相氣或は事故の爲め出席なかりしも、各自其意見を申述され議定の調査を爲したり。

一月二十四日蠶絲生産の輸出及運賃に關する調査委員會を開きたり、松村會頭、酒匂副會頭、吉田理事、北村、伊藤、羽田、綿木、角田の各調査委員出席評議なる研究を爲したり。

會報の印刷部數　十萬二百部なり。

支會の集會及品評會　山梨支會は一月十八日甲府市に於て總集會を開き東京支會は四月十五日郡下北多摩郡立川に於て發會式を擧げ、信濃支會は四月二十一日長野市に於て發會式を擧げ、又十月三十一日飯田町に於て第一回總會を開き、越後支會は七月十二日大分市に於て發會式を擧げ新潟支會は七月二十八日新潟市に於て大集會を、十二月二日岡市に於て總會を開き、山形支會は九月二十五日より向七日間山形市に於て第二回品評會を開催し、福島支會は十月三日第多方に於て總會を開き、島根支會は十月十日より向四日間濱田町に於て第二回品評會を開催し、下野支會は十月二十二日より向五日間小山町に於て第七回品評會を開催し、宮城支會は十二月二日仙台市に於て總會を開き、山口支會は十二月十九日より向三日間徳山町に於て第四回品評會を開きたり。

明治三十九年度經常費決算

金壹萬六千貳百拾六圓六拾四錢壹厘　總收入

內譯

金壹萬貳千六百參拾八圓拾七錢	會費	廣告料	金百貳拾七圓五拾貳錢
金貳千參百貳拾九圓九拾九錢	雜收入	預金利子	金百貳拾七圓五拾貳錢
金百貳拾七圓五拾貳錢			

內譯

金貳萬貳千六百參拾八圓拾七錢	會費	備品費	金四百圓
金百貳拾貳圓貳錢	公租	金壹千七拾圓八錢四厘	
金百六圓參拾貳錢	借地料	外ニ	
金貳拾圓貳錢	修繕費	金八拾六圓四拾六錢壹厘	臨時費收支決算
金五圓拾五錢	保險料	金貳百貳拾五圓	
金貳拾八圓五拾貳錢	給水料	金貳百貳拾五圓	
金百五拾貳圓拾六錢	官報及新聞	內譯	
金百拾參圓八拾錢五厘	雜紙費	金百五拾圓	
金壹千參百八拾壹圓貳拾壹錢	雜費	金七拾五圓	
金貳千六百圓	支會補助金	基本金收支決算	
金參百六圓貳拾五錢	預ケ金	金貳千九百參圓八拾錢五厘	
金參圓四拾八錢		內譯	
金貳拾壹圓八拾壹錢五厘	現金	金壹千七拾圓八錢四厘	
	切手	金百八拾五圓	
收支計算		金百六圓九拾錢	
金壹萬五千百五拾五圓拾八錢		金拾五圓六錢	
金九百七拾五圓	收入	金九百壹圓	
金九百七拾五圓	繰越金	金九拾九圓	
計金壹萬六千百參拾圓拾八錢		金五百貳拾六圓七拾六錢	
金壹萬參千八拾五圓九錢六厘	支出	金壹圓	
差引金三千四十五圓八錢四厘	剩餘金	前年度末繰越金	
右配當	繰越金	金貳千九百參圓八拾錢五厘	
金千九百七拾五圓		內譯	
內	四十年度豫備金トシテ繰越	金壹千五百圓	
金九百七拾五圓	交際費トシテ繰越	金壹千四百參圓八拾錢	
金六百圓			

第二回總會補助費トシテ繰越

基本金ニ積立

預リ金（四十年度ヘ繰越）

收入（經常費豫備金ニテ收入）

支出

臨時費總會費トシテ山梨支會ヘ交付
御下賜生糸ニテ記念品調製費

總收入

金九百七拾五圓	豫備金	金貳百貳拾九圓參錢	備品費
右ハ三十八年度ヨリ壹千貳百圓繰越內臨時費ニ貳百貳拾五圓支出		金拾貳圓貳錢	公租
金八拾六圓四拾六錢壹厘	預リ金	金百六圓參拾貳錢	借地料
金壹萬六千貳百拾六圓六拾四錢壹厘	總支出	金五圓拾五錢	修繕費
內譯		金貳拾五圓五拾貳錢	保險料
金六千七百六拾壹圓拾貳錢六厘	事業費	金貳拾六圓五拾貳錢	給水料
內譯		金百拾參圓八拾錢五厘	官報及新聞
金五千七百九拾貳圓五拾六錢七厘	印刷費	金百五拾貳圓拾六錢	雜紙費
金參百八拾七圓拾貳錢四厘	集會費	金壹千參百八拾壹圓貳拾壹錢	雜費
金百參拾九圓五拾錢五厘	賞品調製費	金貳千六百圓	支會補助金
金四百四拾壹圓九拾參錢	巡回講話費	金百六圓貳拾五錢	預ケ金
金貳千七百貳拾六圓七錢五厘	俸給及諸給	金參圓四拾八錢	
內		金貳拾壹圓八拾壹錢五厘	現金
金壹千參百七拾八圓拾六錢五厘	俸給	金百五拾圓	切手
金八百貳拾七圓四拾錢	報酬及手當	金七拾五圓	
金百貳拾四圓五拾九錢	傭人料	基本金收支決算	
金參百九拾五圓九拾貳錢	旅費	金貳千九百參圓八拾錢五厘	
金壹千五百貳拾參圓六拾六錢	通信運搬費	內譯	
內		金壹千七拾圓八錢四厘	
金壹千四百參拾九圓貳拾錢	郵便電信料	金百八拾五圓	
金六拾八圓九拾五錢	電話料	金百六圓九拾錢	
金拾五圓五拾壹錢	運搬費	金拾五圓六錢	
金六百九拾參圓貳錢五厘	備品及雜費	金壹圓	
內		金九拾九圓	
		金五百貳拾六圓七拾六錢	
		金壹圓	
		前年度末繰越金	
		金貳千九百參圓八拾錢五厘	
		總支出	
		內譯	
		金壹千五百圓	
		金壹千四百參圓八拾錢	

三十九年度經常費剩餘金

會費一時出金

公債及國庫債券利子

當座預金利子

第四回國庫債券償還金

右償還差金

前年度末繰越金

總支出

定期預金（第百銀行預ケ）

當座預金（貯蓄銀行預ケ）

金五厘　　現　　金

右ニ前年ノ分ヲ合算スルトキハ左ノ如シ

金四千四百六圓九拾錢五厘　　總　額

内　譯

金五百參拾四圓六拾錢　　整理公債額面六百圓

金四拾七圓五拾錢　　第一回國庫債券々面五拾圓

金九百貳拾壹圓　　第三回國庫債券々面千圓

金貳千九百參圓八拾錢　　預　ケ　金

金五厘　　現　　金

藥建資金收支決算

金貳百六拾圓四拾六錢　　總　收　入

内　譯

金百八圓　　寄　附　金

金壹圓七錢　　當座預金利子

金百五拾壹圓參拾九錢　　定期預金利子

金貳百六拾圓四拾六錢　　總　支　出

内　譯

金百五拾壹圓參拾九錢　　定期預金（第百貳拾壹圓　行　銀）

金百九圓七錢　　當座預金（第百貳拾壹圓　行　銀）

右ニ前年ノ分ヲ合算スルトキハ左ノ如シ

金貳千九百參拾九圓拾六錢　　總　額

内　譯

金貳千八百七圓八拾八錢　　定期預金（第百貳拾壹圓　行　銀）

金百參拾壹圓貳拾八錢　　當座預金（第百貳拾壹圓　行　銀）

財　産　目　錄

金壹萬貳百貳拾五圓貳拾貳錢　　總　額

内　譯

金四千四百六圓九拾錢五厘　　基　本　金

内

金五百參拾四圓六拾錢　　整理公債額面百圓券六枚

金四拾七圓五拾錢　　第一回國庫債券々面五拾圓券一枚

金九百貳拾壹圓　　第三回國庫債券々面五百圓券二枚

金貳千九百參圓八拾錢　　預　ケ　金

金五厘　　現　　金

金貳千九百參拾九圓拾六錢　　建　築　資　金

金貳百貳拾貳圓拾錢　　敷　金

金九百七拾五圓　　無常費豫備金

金壹千貳百八拾貳圓九拾五錢五厘　　家　屋

金五百九拾九圓　　什器、書籍及電話

内

金四百四拾九圓　　什器及書籍

金百五拾圓　　電　話

計

評議員補闕選擧

業務成蹟の報告終るを待ちて、松平會頭は評議員橋本重兵衛氏の死去と永井米慶氏の辭任とに依り二名の缺員を生じたるを以て、之れより其補闕選擧を行ふ旨宣言せられ、八田逢也氏の會頭指名說に、下田伊左衛門氏の贊成あり、滿場異議なしと呼ぶ是亭會頭は橋本氏の後任に横濱市の渡邊文七氏永

井氏の後任に東京市の石居一郎氏を選擧せらる夫れより奏樂ありて、無事補闕選擧の終結を告げたり。

第四回功績表彰

名譽の金賞牌受領者

松平會頭は徐ろに進みて殿下に一揖し奉り、本邦の蠶絲業が今日の如く發達せるは時運の然らしむる處なりとはいひ一は斯業熱心なる當業者が殆んど寢食を忘れて、躬朝盡瘁したるものあるに依る、仍て本會は去明治三十六年以來功績表彰の儀を行ひて、以て其の人の名譽を千載に傳ひ、併せて斯業奬勵の一端に資せり、今回又左記の十氏に就て充分調査を遂げ愈其功績の著大なるものあるを認むるを以て、本會定款第六條に依り其功績を表彰あらせられたしと　總裁殿下に奏請し奉り、亟て吉地理事は順次に受賞者を呼出し、本多理事一々其表彰文を朗讀し、殿下には酒勾副會頭の進め參らせたる賞狀を親しく御授與あらせられ、會頭は賞牌を贈與せられたり、其表彰文左の如し。

東京市小石川區諏訪町

正六位勳六等　　隼　木　喜　三

夙ニ植物病理竝ニ害蟲ニ關スル研究ニ從ヒ明治十六年本邦蠶種ニ微粒子毒ノ寄生スルヲ發見スルヤ大ニ當業者ノ注意ヲ促シ一面蠶病試驗場設置ノ急務ナルヲ上申シ翌年之カ設置ヲ見ルニ至リテ主任ヲ命セラレ其後蠶業試驗場ニ入リ次テ蠶業講習所ノ所長ト爲ル等爾後十有四年ノ間蠶桑ノ試驗研究ニ從事シ且後進ノ陶冶ニ勤メ蠶桑ニ關スル著書亦尠カラス其他全國ノ公私各團體ノ要求ニ應シテ講習講話ヲ爲シ皆斯業奬勵至ラサルナク本邦蠶絲業界ニ貢獻シタルノ勞効洵ニ偉大ナルモノアリ仍テ本會功績表彰規則ニ依リ金賞牌ヲ贈與シ以テ其功績ヲ表彰ス

明治四十年一月二十七日

大日本蠶絲會總裁大勳位功二級貞愛親王

兵庫縣城崎郡豐岡町

正五位勳五等　　岡　　毅

多年官途ニアリテ蠶絲業ニ關スル要職ニ衝リ蠶種檢査法規ノ制定ニ努メ殊ニ生絲檢査所長トシテ本邦生絲業ノ改良ニ盡力セリ其官ヲ辭シテ歸鄉スルヤ地方蠶絲業ノ幼稚ナルヲ憂ヘ兵庫縣蠶業會ヲ組織シ推サレテ首腦トナリ鞭撻精ヲ加ヘ或ハ種蠶共同飼育所及秋蠶傳習所ヲ設立シテ飼育ノ改良及檢査ヲ示シ或ハ蠶種生産販賣組合ヲ組織シ種類ノ一定及蠶種ノ精選ヲ企畫スルヤ遂年巻價ヲ博シテ大ニ面目ヲ一新セリ又生繭販賣ノ弊害ヲ看取スルヤ乾繭所ヲ建設シ一面自己主宰ノ銀行ニ於テ繭貯庫ヲ設備シ以テ資金ヲ低利ニ供給スル等蠶絲業上ニ貢獻スル勞効洵ニ顯著ナリ仍テ本會功績表彰規則ニ依リ金賞牌ヲ贈與シ以テ其功績ヲ表彰ス

（年月日御名同文ニ付略ス以下之レニ倣フ）

兵庫縣氷上郡佐治村

衣　川　策　之　介

兵庫縣氷上郡ハ往古ヨリノ蠶業地ナルモ當業者ノ智識幼稚ニシテ殊ニ製絲ノ如キ手絲ノ舊法ヲ墨守スルノ慨シ明治

十五年卒先有志ヲ勵誘シテ輸出向機械製絲場ヲ起セリ其後同場ハ絲價ノ暴落ニ遭ヒ維持頗ル困難ニ遭遇セシモ苦辛經營幾多ノ障碍ヲ排シテ之ヲ繼續シ範ヲ廣ク當業者ニ示セリ又各自ノ製品ヲ區區市場ニ販賣スルノ極メテ不利ナルヲ感メ同志ニ設テ氷上共同社ヲ組織シ共同揚返及合同販賣ノ方法ヲ開キ推サレテ社長トナリ十年一日ノ如ク勤續シテ指揮監督其ノ宜シキヲ得頗ル外客ノ信用ヲ博セリ其ノ蠶絲業上ニ貢獻シタル勞効尚ニ著大ナリ仍テ本會功績表彰規則ニ依リ賞牌ヲ贈與シ以テ其功績ヲ表彰ス

群馬縣勢多郡橫野村

角田喜右作

夙ニ志ヲ蠶絲業ノ改善ニ致シ明治二十年地方ニ製絲所ヲ創立シテ鋭意生絲ノ粗製ヲ矯正スルノ策ヲ講シ又蠶種改良組合ヲ組織シ又群馬縣蠶種業組合聯合會ヲ設置スルヤ推サレテ會長トナリ專ラ蠶種ノ改良ニ盡力シ或ハ私立團體及府縣主催ノ蠶絲品評會若ハ共進會ノ委員トナリ或ハ蠶種ノ共同購入ヲ行ヒ或ハ育蠶法ノ改善ヲ謀ル等蠶絲業上ニ貢獻スル勞効尚ニ著大ナリ仍テ本會功績表彰規則ニ依リ金賞牌ヲ贈與シ以テ其功績ヲ表彰ス

群馬縣北甘樂郡吉田村

山口太三郎

夙ニ本邦ノ富源ハ蠶絲業ノ物興ニ在リト爲シ生絲ノ改良ニ熱心シテ明治二十五年北甘樂製絲社ノ副社長トナリ亞テ明治二十九年同社ノ甘樂社ト改稱スルヤ推サレテ社長トナリ多年刻苦勵精社運ノ開發ト製絲ノ改良トニ努メ今ヤ生絲製造頗ル巨額ニ達シ之ニ加フルニ其品位亦タ著シク增進シテ事業ノ好範ヲ全國ニ垂レ海外ニ名聲ト博スルニ至ル蠶絲業ニ貢獻スルノ勞効尚ニ著大ナリ仍テ本會功績表彰規則ニ依リ金賞牌ヲ贈與シ以テ其功績ヲ表彰ス

長野縣埴科郡松代町

羽田桂之進

永年伯父ノ製絲業ヲ補佐シ後之ヲ繼承シテ諸般ノ經營ニ勵精シ明治二十九年其ノ組織ヲ合資トシ六工社トナスヤ舉ケラレテ社長トナル爾來專ラ改善擴張ニ努メ今ヤ生絲ノ產出巨額ニ上リ品位モ亦優良海外ニ稱揚セラルヽニ至レリ又生絲同業組合ヲ創設シ推サレテ組長トナリ長野縣生絲同業組合聯合會ノ設立スルヤ副組長ニ選マレ又明治十九年以來輸出織物ノ計畫ヲ爲シ指揮經營遂ニ其目的ヲ達セリ其他生繭乾燥法ヲ新案シ蠶繭改良機關ヲ創設シ產繼製絲共同揚返所ヲ設置スル等斯業ノ爲メ貢獻セルモノ一ニシテ足ラス其勞効尚ニ著大ナリ仍テ本會功績表彰規則ニ依リ金賞牌ヲ贈與シ以テ其功績ヲ表彰ス

長野縣諏訪郡平野村

林國藏

父祖ノ遺訓ニ基キテ夙ニ製絲業ノ改善ニ志シ卒先慮緒製絲ヲ改メタ機械製絲トナシ又製方ノ區區ニシテ粗濫ニ陷ルヲ憂ヘ明治十二年同志ヲ結合シテ共同荷造ノ法ヲ設ク是現時ノ開明社ニシテ爾後屢次副社長或ハ社長ニ推サレ二十有餘年間基礎ノ鞏固ト事業ノ發達トニ盡力シ或ハ郵便局ノ設置ニ盡力シ開明社ノ代表シテ經費ヲ獻納シ或ハ運送及製絲燃料賣買機關ヲ創設スル等斯業ノ爲メニ盡瘁セルモノ屈指ニ逸アラス而シテ其經營セル工場四個所釜數一千三百餘使用工男女一千八百五十餘名一年ノ生絲製造高三千餘梱ノ多キニ達シ產出スル生絲ノ名聲海外ニ喧傳ス其勞効尚ニ著大ナリ仍テ本會功績表彰規則ニ依リ金賞牌ヲ贈與シ以テ其功績ヲ表彰ス

鳥取縣東伯郡倉吉町

鈴井甚三郎

夙ニ躬ヲ蠶絲業ニ委ネ關東東北地方ヲ巡視シテ實地ノ得喪ヲ攻究シ明治二十三年同志ト相謀リ山陰製絲會社ヲ創立シ佛國式製絲機械ヲ裝置シ經營慘憺著著改良ノ實ヲ擧ケ今ヤ其製品ハ世界稀有ノ高價ヲ以テ賣售シ得ルニ至レリ又多年苦心ノ結果乾燥貯繭ノ新法ヲ案出シ又類節除去ノ研究ニ從事シテ生絲切纖器ヲ發明シ又蠶繭蠶種ノ改良ニ努力シ又生絲ノ精粗ハ主トシテ繭ノ良否ニアリトナシ還元原種法ヲ考案シテ山陰又昔ノ一種ヲ選出セリ其絲質ノ優良絲量ノ豐富ナルヲ以テ其名遠近ニ喜キ今ヤ同地方ノ製造額ハ數萬枚ヲ以テ算スルニ至ル其蠶絲業ニ貢獻スル勞効尚ニ著大ナリ仍テ本會功績表彰規則ニ依リ金賞牌ヲ贈與シ以テ其功績ヲ表彰ス

在米國紐育市

新井領一郎

明治九年生絲若干ヲ携ヘテ渡米販賣スヽヲ本邦生絲直輸ノ濫觴トナス爾來紐育ニ止マルコト三十有二年專ラ機業家ノ嗜好ヲ探リ細大之ヲ內地ニ報導シテ製絲改良ノ資ニ供シタルモノ枚擧ニ遑アラス當時日米間ノ通商尙ホ幼稚ニシテ荷爲替ノ便ナク其困難名狀スヘカラサルモノアリシモ堅忍不拔能ク其販路ノ開拓ニ努メ後同仲會社ニ入リテ其事業ノ繼承シ又同志ト謀リテ生絲合名會社ヲ組織シ指揮經營上海廣東及里昂ノ各地ニ其代理店ヲ置ク今ヤ同社ヨリ輸出スル生絲年額二萬二千俵以上ニ達シ在濱外國商館ヲ凌クニ至レリ蠶絲業上ニ貢獻スル勞効尚ニ著大ナリ仍テ本會功績表彰規則ニ依リ金賞牌ヲ贈與シ以テ其功績ヲ表彰ス

佛國ドローム縣

ポール・ブリュナー

內國產業開發ノ爲洋式ノ一大模範製絲場建設ノ議アルニ際シ我政府ニ招聘セラレテ明治四年上武兩州ヲ巡視シ恰當ノ

地ヲ上州富岡ニ相シテ鼓ニ一大製絲場ヲ建築シ器械講入ノ使命ヲ帶ヒテ傳國ニ渡航シ技師及工女引率シ來リテ洋式製絲ノ模範ヲ示シタリ而シテ小枠再繰式ヲ採用シテ絲繰ノ膠着ヲ防キシカ如キハ實ニ温氣ノ過度ナル本邦ノ氣候ニ適合シタル卓見ニシテ爾後幾多ノ製絲場勃興スルモ曾範ヲ此式ニ則ルニ至リ精勤五箇年我製絲物興ノ端緒ヲ開キタルノ勞効洵ニ顯著ナリ仍テ本會功績表彰規則ニ依リ金賞牌ヲ贈與シ以テ其功績ヲ表彰ス

賞狀を授與せられた工女

多年繰絲の業に從ひ勤勉忠實に能く働き、且つ其技術の優良なる工女に對し、其功績を表彰するは管に其慰安たるのみならず、斯業改良の上に及ぼす効果多大なるものあるを以て本會は茲に第四回の賞狀授與を行ひ、松平會頭より左記八十二名の者に、賞狀及賞品を贈與せられたり。

賞狀

東京府四谷區麹町村蚕糸製絲場工女

鈴木しか

明治十九年二月東京蚕糸田製絲場ニ入リ勤續スルコト拔ニ二年有一年技術優勝品行方正忠孝篤志因淘ニ工女ノ模範ト爲スニ足ル仍テ本會功績彰表規則ニ依リ其功績ヲ表彰ス

兵庫縣朝來郡山口村大田垣製絲場工女

濱たく

明治十二年六月兵庫縣大田垣製絲場ニ入リ勤續スルコト拔ニ二年有八年八箇ト同文ナルヲ以テ省略ス以下皆之ニ倣フ）

兵庫縣朝來郡隠岡村日下製絲工女

家木いし

明治十五年六月兵庫縣日下製絲場ニ入リ勤續スルコト拔ニ二年有五年

兵庫縣朝來郡隠岡村日下製絲場工女

岩相みつ

明治十九年六月兵庫縣日下製絲場ニ入リ勤續スルコト拔ニ二年有一年

新潟縣中蒲原郡松町蚕業製絲場工女

岩野つえ

明治十八年六月新潟縣蚕業製絲場ニ入リ勤續スルコト拔ニ二年有二年

塙玉縣北足立郡上尾町小川館工女

河内いく

明治十八年三月塙玉縣小川館製絲場ニ入リ勤續スルコト拔ニ二年有二年

塙玉縣北足立郡上尾町小川館工女

小布施はる

明治十四年三月塙玉縣小川館製絲場ニ入リ勤續スルコト拔ニ二年有六年

塙玉縣兒玉郡神保原村神保原製絲場工女

小野ひさめ

明治二十年二月塙玉縣神保原製絲場ニ入リ勤續スルコト拔ニ二年有餘年

群馬縣碓氷郡九十九村碓氷社自轉組工女

小板橋たか

明治十九年六月群馬縣碓氷社製絲組合ニ入リ勤續スルコト拔ニ二年有一年

群馬縣北甘樂郡西牧村下仁田社繭運組合工女

深澤てる

明治十八年二月群馬縣下仁田社製絲場合ニ入リ勤續スルコト拔ニ二年有二年

群馬縣北甘樂郡分去村甘樂社共進組工女

田島しと

明治十九年八月群馬縣甘樂社製絲組合ニ入リ勤續スルコト拔ニ二年有一年

群馬縣北甘樂郡郡村甘樂社觀音組工女

佐々木かく

明治十八年六月群馬縣甘樂社製絲場ニ入リ勤續スルコト拔ニ二年有二年

群馬縣北甘樂郡四郡村甘樂社白倉組工女

落合たき

明治十九年八月群馬縣甘樂社製絲組合ニ入リ勤續スルコト拔ニ二年有一年

群馬縣北甘樂郡福島町甘樂社眞榮組工女

齋藤かん

明治十九年七月群馬縣甘樂社製絲組合ニ入リ勤續スルコト拔ニ二年有一年

群馬縣北甘樂郡吉田村甘樂社南號弁組工女

相川もと

明治十九年七月群馬縣甘樂社製絲組合ニ入リ勤續スルコト拔ニ二年有一年

群馬縣北甘樂郡吉田村甘樂社南姓弁組工女

神戸つね

明治十七年七月群馬縣甘樂社製絲場ニ入リ勤續スルコト拔ニ二年有三年

群馬縣北甘樂郡郡村甘樂社宗岐組工女

小林みね

明治十七年六月群馬縣甘樂社製絲場ニ入リ勤續スルコト拔ニ二年有三年

群馬縣北甘樂郡吉田村甘樂社神政組工女

小林てん

明治十八年七月群馬縣甘樂社製絲組合ニ入リ勤續スルコト拔ニ二年有一年

群馬縣北甘樂郡青倉村下仁田社青倉組合工女

神戸たけ

明治十四年七月群馬縣下仁田社製絲組合ニ入リ勤續スルコト拔ニ二年有六年

愛知縣丹羽郡吉知野町安藤製絲所教師

安藤すが

明治十九年八月愛知縣安藤製絲所ニ入リ勤續スルコト拔ニ二年有一年

愛知縣渥美郡二川町後藤製絲場教師

豊田まさ

明治十九年六月愛知縣後藤製絲場ニ入リ勤續スルコト拔ニ二年有一年

滋賀縣蒲生郡日野町日野製絲場教師

中川さく

明治十八年五月滋賀縣日野製絲場ニ入リ勤續スルコト拔ニ二年有二年

岐阜縣郡上郡八幡町開發會社教師

山田ちよ

明治十七年六月岐阜縣開發社製絲場ニ入リ勤續スルコト拔ニ二年有三年

岐阜縣郡上郡川合村武藤製絲場工女

山田ふい

明治十九年六月岐阜縣武藤製絲場ニ入リ勤續スルコト拔ニ二年有一年

岐阜縣郡上郡川合村武藤製絲場工女

武田いち

明治十九年五月岐阜縣武藤製絲場ニ入リ勤續スルコト拔ニ二年有一年

岐阜縣郡上郡奥明方村古池製絲場工女

平澤なと

明治十九年六月岐阜縣古池製絲場ニ入リ勤續スルコト拔ニ二年有一年

岐阜縣吉城郡船津町實船丸第九工場工女

川口はや

明治十八年七月岐阜縣實船丸製絲場ニ入リ勤續スルコト拔ニ二年有二年

岐阜縣羽島郡笠松町三浦製絲場工女

武藤かの

明治十九年六月岐阜縣三浦製絲場ニ入リ勤續スルコト拔ニ二年有一年

岐阜縣羽島郡松枝村柴田製絲場工女

中島きう

明治十九年五月岐阜縣柴田製絲場ニ入リ勤續スルコト拔ニ二年有一年

岐阜縣郡見郡池田村士蚕製絲場工女

井澤じゃう

明治十九年七月岐阜縣士蚕製絲場ニ入リ勤續スルコト拔ニ二年有一年

岐阜縣美濃郡上之俣村加藤製絲場工女

加藤いう

明治十九年八月岐阜縣加藤製絲場ニ入リ勤續スルコト拔ニ二年有一年

岐阜縣武儀郡上有加町小坂製絲場工女

市原せん

明治十九年八月岐阜縣小坂製絲會社入ヶ勤續スルコト拔ニ二十有一年
岐阜縣大野郡高山町第一製絲場工女
山中とく

明治十六年六月岐阜縣双進社製絲場入ヶ勤續スルコト拔ニ二十有四年
岐阜縣大野郡高山町双進社村田第一製絲場工女
山水ゆき

明治十六年六月岐阜縣双進社製絲場入ヶ勤續スルコト拔ニ二十有四年
長野縣北佐久郡岩村田町東社工女
荻原かう

明治十六年五月長野縣信東社製絲場入ヶ勤續スルコト拔ニ二十有四年
長野縣北佐久郡岩村田町東社工女
小平ふさ

明治十五年五月長野縣信東社製絲場入ヶ勤續スルコト拔ニ二十有五年
長野縣東筑摩郡芳川村安曇製絲場工女
宮島たい

明治十九年六月長野縣安曇製絲場入ヶ勤續スルコト拔ニ二十有一年
長野縣東筑摩郡麻績村吉江館製絲場工女
宮坂とみ

明治十七年六月長野縣吉江館製絲場入ヶ勤續スルコト拔ニ二十有三年
長野縣東筑摩郡片丘村信濃製絲場工女
小松まゆ

明治十一年七月長野縣丸三製絲場入ヶ勤續スルコト拔ニ二十有九年
長野縣埴科郡松代町合資會社六工社工女
瀧澤つた

明治十八年七月長野縣六工社製絲場入ヶ勤續スルコト拔ニ二十有二年
長野縣下伊那郡田村闕川製絲所工女
磯澤ますみ

明治十九年六月長野縣闕川製絲所入ヶ勤續スルコト拔ニ二十有一年
長野縣北佐久郡小諸町純水館工女
上野ふん

明治十九年七月長野縣純水館製絲場入ヶ勤續スルコト拔ニ二十有四年
長野縣諏訪郡平野村龍上館製絲場工女
濱ひろ

明治二十年三月長野縣龍上館製絲場入ヶ勤續スルコト拔ニ二十有餘年
長野縣諏訪郡下諏訪町三井工場工女
宮坂よじ

明治十七年六月長野縣三井製絲場入ヶ勤續スルコト拔ニ二十有三年
長野縣諏訪郡長地村渡邊製絲場工女
小口わき

明治十九年三月長野縣渡邊製絲場入ヶ勤續スルコト拔ニ二十有一年
長野縣諏訪郡中洲村鎏製絲場工女
矢島せん

明治二十年三月長野縣金正製絲場入ヶ勤續スルコト拔ニ二十有餘年
長野縣諏訪郡豊田村東英社所屬山王製絲場工女
平林きかへ

明治二十年三月長野縣東英社製絲場入ヶ勤續スルコト拔ニ二十有餘年
長野縣西筑摩郡福島町信西社工女
上村とき

明治十八年七月長野縣信西社製絲場入ヶ勤續スルコト拔ニ二十有二年
長野縣西筑摩郡福島町信西社工女
松原きく

明治十八年七月長野縣信西社製絲場入ヶ勤續スルコト拔ニ二十有二年
長野縣西筑摩郡福島町信西社工女
大橋はる

明治十八年七月長野縣信西社製絲場入ヶ勤續スルコト拔ニ二十有二年
長野縣北安曇郡大町西澤製絲場工女
四澤つや

明治十九年六月長野縣西澤製絲場入ヶ勤續スルコト拔ニ二十有一年
長野縣北安曇郡大町西澤製絲場工女
佐藤せつ

明治十九年三月長野縣西澤製絲場入ヶ勤續スルコト拔ニ二十有一年
長野縣北安曇郡池田町村上原合名社工女
田中きう

明治十七年六月長野縣上原製絲場入ヶ勤續スルコト拔ニ二十有三年
宮城縣伊具郡金山町佐野製絲場工女
中村けい

明治十九年五月宮城縣佐野製絲場入ヶ勤續スルコト拔ニ二十有一年
福島縣郡山郡合資會社工女
齋藤しま

明治十八年七月福島縣製組合資會社製絲場入ヶ勤續スルコト拔ニ二十有二年
福島縣郡山郡合資會社工女
二瓶ひさ

明治十一年九月福島縣製組合資會社製絲場入ヶ勤續スルコト拔ニ二十有九年
福島縣郡山郡合資會社工女
高畑すい

明治八年十月福島縣開發合資會社製絲場入ヶ勤續スルコト拔ニ三十有二年
福島縣郡山郡合資會社工女
若林つき

明治十一年七月福島縣七誠合資會社製絲場入ヶ勤續スルコト拔ニ二十有九年
福島縣耶麻郡喜多方町七誠合資會社工女
東條わき

明治十九年七月福島縣七誠合資會社製絲場入ヶ勤續スルコト拔ニ二十有一年
福島縣耶麻郡喜多方町北辰合資會社工女
佐久間やい

明治十八年七月福島縣北辰合資會社製絲場入ヶ勤續スルコト拔ニ二十有二年
岩手縣盛岡市大通町七折製絲場工女
浅沼てふ

明治十九年七月滋賀縣七折製絲場入ヶ勤續スルコト拔ニ二十有一年
滋賀縣蒲生郡日野町七折製絲場工女
北村よし

明治十九年七月滋賀縣七折製絲場入ヶ勤續スルコト拔ニ二十有一年
滋賀縣蒲生郡日野町上田第一製絲場工女
三尾はるの

明治二十年三月滋賀縣中澤製絲場入ヶ勤續スルコト拔ニ十有餘年
山形縣東置賜郡漆山村多勢金上製絲場工女
佐藤きり

明治十八年七月山形縣多勢金上製絲場入ヶ勤續スルコト拔ニ二十有二年
山形縣東置賜郡漆山村多勢金上製絲場工女
横澤なか

明治十七年七月山形縣多勢金上製絲場入ヶ勤續スルコト拔ニ二十有三年
山形縣東置賜郡漆山村多勢丸多製絲場工女
吉田きん

明治十六年七月山形縣多勢丸多製絲場入ヶ勤續スルコト拔ニ二十有四年
山形縣東置賜郡漆山村多勢丸多製絲場工女
細きわ

明治十九年三月山形縣多勢丸多製絲場入ヶ勤續スルコト拔ニ二十有一年
山形縣東置賜郡小松町原田製絲場數婦
金子みれ

明治十二年七月山形縣原田製絲場入ヶ勤續スルコト拔ニ十有八年
山形縣東置賜郡小松町菊地製絲場工女
河内いせ

明治十八年七月山形縣菊地製絲場入ヶ勤續スルコト拔ニ十有二年
山形縣東置賜郡屋代村長谷川製絲所工女
大羅いせ

明治二十年二月山形縣長谷川製絲所入ヶ勤續スルコト拔ニ二十有餘年
山形縣東置賜郡屋代村長谷川製絲所工女
飯澤たけ

明治二十年二月山形縣長谷川製絲所入ヶ勤續スルコト拔ニ二十有餘年
山形縣東置賜郡梨郷村渡邊製絲場工女
佐藤うの

明治十八年六月山形縣從巡製絲掛二十有三年　山形縣東置賜郡郷村渡邊製絲場工女　吉田　ま す
明治十五年六月山形縣渡邊製絲掛二十有五年　山形縣東置賜郡宮内町丁西鎧工女　林　さ わ
明治十年七月山形縣丁西鎧製絲掛二入ヶ勤續スルコト拔三十有餘年　福島縣大野村大野町大野製絲會貸會社工女　池　田　た か
明治二十年一月福島縣大野製絲掛工女　石川縣能美郡福江村小四製絲場工女　小　四　ひ な
明治十九年六月石川縣小四製絲掛二入ヶ勤續スルコト拔二十有一年　石川縣能美郡福江村北製絲場工女　井　と ん
明治十八年六月石川縣北製絲掛二入ヶ勤續スルコト拔二十有二年　富山縣東礪波郡東山見村山水製絲場工女　但　田　た い
明治十四年四月富山縣山水製絲掛二入ヶ勤續スルコト拔二十有六年　富山縣東礪波郡山見村東東山水製絲場工女　山　岡　ち よ
明治十五年六月富山縣山水製絲掛二入ヶ勤續スルコト拔二十有五年　富山縣婦負郡八尾町盛進社工女　山　水　た き
明治十年六月富山縣盛進社製絲掛二入ヶ勤續スルコト拔三十有餘年　富山縣婦負郡八尾町盛進社工女　井　澤　た き
明治十二年九月富山縣盛進社製絲掛二入ヶ勤續スルコト拔二十有八年　岡山縣小田郡笠岡町山陽製絲會貸會社工女　茂　見　み れ

明治十九年六月興山縣山陽製絲掛二入ヶ勤續スルコト拔二十有一年

授賞終るやゝ松岡農商務大臣は左の祝辭演說をせられたり。

茲に本日を以て大日本蠶絲會第二回總會を開催せられ總裁宮殿下台臨の下に各地蠶絲業上に從事盡力せる諸氏と親しく面接するを得るは本大臣の深く欣喜に耐へさる所なり抑も國家經濟は何れの時を問はず殖產興業を主要とすることは言を俟たず特に戰後に在りて然りとす而して昨三十九年度外國貿易は輸出入總計八億四千二百四十餘萬圓にして其輸出金額は輸入金額に對し四百八十餘萬圓の超過を見る是れ實に意想の表に出て國民としては幸賀に堪へさる所なり而して輸出總額四億二千三百六十餘萬圓の內生絲屑物絹織物の價格は約其三分の一强を占む由是觀之養蠶製絲織機の業は實に我國殖產の主腦經濟の骨子と謂ふも可なり蠶絲業者は更に奮勵以て一大躍進を爲し彌々其の產出を多くして廣く世界の需要に應するの策を執らんことを望む政府亦此に見るあり義に桑園を新設する者の爲めに國有林野を拂下くるの途を啓き又桑園の增殖を奬勵する爲め來年度の豫算中に其の給費を計上せり他日此等の施設勳機と爲りて幾多の桑園增設せらるゝを得は蠶絲業の根柢を培養するに稗益する所蓋し尠少ならさるへし

客歲に於ける蠶絲及屑絲類の輸出價格は一億一千六百餘萬圓の巨額に達せり然れとも我國民は由來技術に拙なりす勞銀も亦歐米諸國に比し低廉なるを以て之を利用して前述の原料に更に幾多の加工潤色をなし精製品として之を輸出するに於ては其利益蓋し之に倍蓰するものあらん頃ろ聞く所

に據れは歐洲に於て伊佛及瑞西三國の絹絲紡績業者は一大合同を爲し屑物の價格を低落せしめて其利益を壟斷せんとし而して伊太利の一部の製絲業者は之に對抗するの策を講せりと是れ本邦に於ても亦宜しく警戒を加ふへきの問題なりとす歐洲の事情此の如し而して本邦當業業者中には多年絹絲紡績に關し經驗を有する者の在るあり此等の當業者更に進んで悉く蠶絲の屑物を紡績して良絲と爲し以て之を輸出するの策を講するを斯業發展上幷に國家經濟上極めて緊要の事たるを信するを以て茲に特に當業者諸氏の一考を望む

今日此盛大なる總會に臨みたるを機とし蠶絲業の顯著なる發達を祝すると同時に聊か所思を述へ當業者諸氏に告け併て本會の更に一層の發展を爲し以て大に國力の進捗に貢獻せんことを切望す

次に東京府知事千家男爵は左の祝辭を朗讀せられたり。

大日本蠶絲會第二回總會を開かれ茲に盛儀に列するを得たるは深く光榮とする所なり

我邦蠶絲業は產業界の巨擘にして其外國輸出額は年と共に增加し今や一億圓以上に達し外國市場に於て優勝の地位を占め頗る盛況を見るに到れり是れ實に本會の誘掖啓發と當業者諸氏の刻苦經營の結果に外ならすと信す

然れとも蠶絲業は我邦特有の產にあらすして其精に於て其數に於て伊佛清國の勁敵あり故に永く優勝の地位に立たんとするには尙改良施設を要するもの蓋尠少ならさるへし諸氏益研鑽以て斯業の改善發達を圖り國運隆昌に裨補せられんことを望む一言以て祝辭とす

次に吉池理事は左の祝電を披露せられたり。

山梨縣　武田山梨支會長

本日の盛會會祝し併せて我會の隆運を祈る

福島縣　掛田町　某

大會を祝賀す

同　縣　池田常藏

同　縣　車田定次郎

謹て蠶絲會の發展を祝す

同　縣　淺野德三

蠶絲會を祝す

京都府　柿沼平吉

蠶絲會を祝す

富山縣　藤澤五三郎

蠶絲會を祝し總裁殿下の萬壽を祈る

富山縣　富山支會

蠶絲會を祝す

同　縣　波邊喜八

蠶絲會を祝す

長野縣　藤澤藏次郎

殿下の御台臨を謝し本會の盛會を祝す

同　縣　林　清作

蠶絲會を祝す

同　縣　林　清作

蠶絲會を祝す

宮城縣　宮城支會

蠶絲會を祝す

島根縣　小山田武夫

第二回總會を祝す

同　縣　河井常助

蠶絲會を祝す

同　縣　生方五郎

蠶絲會を祝す

三重縣　安藤　澄

蠶絲會を祝す

新潟縣　本間　安

蠶絲會を祝す

吉岡樂藏

次に受賞者總代綿木喜三氏は左の答辭を朗讀せらる。

國家經濟の消長に至大の關係を有する蠶絲業の改善發達を圖るを以て目的とする大日本蠶絲會は本日茲に第二回總會を開設し功績表彰の典を擧行せらる而に慶賀の至りに堪へさるなり喜ぶ不敏從來蠶絲業上に何等の貢獻することなしと雖も幸に其選に膺り總裁殿下親しく御臨場あらせられ優渥なる今旨を賜り且金賞牌を授與せらる何の光榮か之に加かん寔に感泣措く能はさる所なり謹て之れを拜戴し永

く家門に傳へんと欲す

惟ふに客年の蠶絲業界は生絲貿易の盛況に依り空前の活躍を呈したりと雖とも半は偶然の現象に屬し今後顧る戒慎を要すべきものあり尚ほ桑園の增殖育蠶の研修製絲の改善等施設經營の急を要するもの甚た多し茲等徹力と雖も本會指導の下に立ち銳意其職責に衝り斯業發展の實を擧け國富增進の資に供し以て今日得たる光榮を空ふせさらんことを期す一言蕪辭を述べて答辭とす

右にて式は全く終了を告げ、　殿下には奏樂嘹喨たるの間に御退場あらせらる、此時恰も正午となりたるを以て會員一般に折詰を饗し、松岡、坂谷、松田、牧野の各大臣を始め、一百餘名の貴賓を別室に招じて、立食の饗應を爲したるが、一同食卓に就きて肅然たるの時、　殿下には松平會頭の御先導にて御臨場遊ばされ御機嫌麗はしく午餐を召させ賜ひ、午後〇時三十分麹町區紀尾井町なる御殿に御還啓遊ばされたり。

餘興と記念繪葉書

斯くて午後一時となるや、式場は局面一轉して生絲貿易一億圓超過の祝意を表すべく、餘興の幕は劈頭九一の大神樂に依りて開かれたり、續いて羽子板毬の曲、西洋皿の曲、空瓶の道分、五階茶碗の曲を演じて、規能なる技に滑稽問答を交へ絶へず人の頤を解かしめ、日本手品に著名なる柳川一蝶齋の白紙の品業、白紙花摘みの曲、道成寺黃金の鞠、京土產二ッ引出等、其業神に迫りて只感歎の外なく、若夫れ春風亭鶴枝の悪比喜、大黑、勇將、猛卒、富樫と辨慶、露兵の捕虜、淺草公園の猫々等、所謂百面相に至りては、滿堂崩るゝが如くに打ち興じ、麗々亭柳泉の松盡しは、眞に人をして目出度さを三唱せしめたり、如此にして會集十二分の歡を盡し、散會したるは、午後四時半なりしが、尚ほ本會は祝意を表するの一端に供するの目的を以て來會者の歸途に臨み、美術學校教授岡田三郎助氏の意匠に成れる、紀念繪葉書を夫々贈與したり、此繪葉書は三枚を一枚に爲し、一枚は食保神が右手に一粒の繭を左手に一枝の桑を持たせ賜へる圖にして、大古に於ける養蠶の起源など偲ばれ、其神々しさ言はん方なし、今一枚は本會總裁殿下の御肖像と、第二回總會々場たる華族會館の外景とをコロタイプにして、其周圍は命模樣的に桑と薔薇花とを打出しと爲したるものにて頗る美麗なり、又他の一枚は世界各國の生絲產額を圓形に描きて、之を太陽の如くにし、本邦に於ける明治元年以降昨三十九年に至る生絲輸出價額累年圖表を起伏せる山嶽の如くに見せ旭日の將に東天に昇らんとするに擬へ、一目の下輸出生絲の消長を知るに足る有益のものにして本號の卷頭に附錄と爲したるもの之れなり、共に其意匠精新にして蠶絲業家の爲めには、好個の記念たるを信ずるなり。

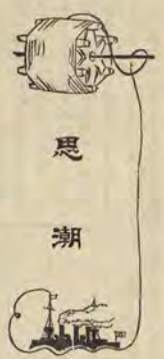

二大八小と春蠶の豫想

特別會員
東京蠶業講習所技手　横田長太郎

編者一日四ヶ原に横田氏を訪ひ聞き得たる春蠶の豫想談は大に當業者の參考になすべしと信じ筆を執て其の承諾を得本欄に收めて以て讀者の一粲に供することなせり。

養蠶の豊凶と二大八小

この間山梨縣へ行つて來ました、當業者は中々熱心で桑の栽桑の事に就ては、異常の注意を加へて來た、飯に運し戚はあるが兎も角結構な事であります、「二大八小に豊年なし」とか云ふ古來の傳說があるとやだ、處が當年は此の豊年なしの二大八小だそうで、農家は作柄の前途を悲觀して居る者が大分あるそーだ、此等は周囲より荒唐無稽の說だ信ずるに足りない話であるが併し此の樣な傳說が今も尚ほ人心を支配する勢力の大なるには驚かれて養蠶は固より二大八小などゝ云ふことに關係の有るものではないから「但養蠶は此の限にあらず」とでもして奮發して貰い度いものである。

蠶種は無事で經過せん

當年の豫想、夫れは分らぬが併し現在の處別に悲觀すべき事情も無いではありませぬが、まあ今迄の陽氣の上からいへば蠶種貯藏の上に於て何等の惡影響あるを認めない、尤も先き頃少し許り暖氣に過ぎたこともあつて、地方の當業者などは寒中此の暖氣では……等と大分に心配する者も有つた樣で子ぢやが、アノ位の暖氣は何もソー心配することはない、今後の氣候さへ惡るくなければ、蠶種は先づ無事で經過するものと見て宜しい。

蠶種の掃立は例年よりも多からん

掃立ですか、掃立枚數は隨分增加するだらうなどとチョイ〳〵新聞などに書いて有るが、實際はドーか知らん、尤も毎年今頃になると蠶種取引地方の相場は一束五十圓だの或は二三十圓だのと云ふのが、當年は有五六十圓即ち一枚一圓五六十錢の價格で、而かも品物は如何にも拂底だそうであるさまから買占めが有つた譯でもあるまいが兎に角蠶種の掃立は實に近年にない現象である。

昨年は霜害や蚍害の爲めに蠶種の製造額は減じて居ると云ふ說もある確かに減少した地方もあるし、又組織者は殆ど全國多かつた樣ではあるけれども、當業者は豊凶上ソー豫定額を減額することも出來ないから、如何なる手段を取つても其製

遺憾を涌たさうとする傾きがあるから金鵄の製造額から云つたら餘り減じては居るまい、併し之れは農商務の統計を見れば直に譯るとあるが、若も餘り減らないで需要供給の關係が前に云つたやうの有様であるとすれば、當年の掃立は例年よりは餘程多いに相違ない。

懸念すべきは桑不足

ソコで蠶種の掃立が多いとすれば、番懸念なのは桑である尤も昨年は桑樹の發育は、まあ良い方であつたし、夫れに秋蠶が概して今年の方であつたから……（早掃きの分は夏秋蠶は隨分好けれども）……澤山掃き立たれたけれど掃立た割合に桑は傷めて置かぬてあらう、夫れに肥料は概して不足勝の方で高度に達して居るからイツもよりは大分出來た樣子である其上氣候も左程に惡るくもなかつたから桑の發育は惡るい方ではないと思ふが併し掃立蠶種と桑の收穫との吊合は果しても取れはせないてあらう、不作でもしたならば、格別ソーでなかつたならば出來ない。

ことは出來ない。

近年は何時も桑園の割合よりも蠶種の掃立が多いから、桑不足を生ずるのが殆んど例の樣になつて居る之れは我蠶業界の一大弊害であるから、是非矯正せねばならぬことであるが、掃くものを掃くなと云ふ譯にも行かぬから、ナンでも贊成してドシ〳〵桑園を增殖するより外は ない、農商務省で桑園開墾者に限つて國有林野の拂下げを許可することにしたのは、各府縣に適したるものである、各府縣などでも、切りに補助政策を取て桑園の增殖を圖つて居るやうだが、良い現象になつて來た併し此等の多くは直に本年の間に合ふ譯けてはないから、當春施肥培養を厚くして一葉たりとも增收し以て桑不足の程度を減ずるの外はあるまい。

悲觀をせずに準備をせよ

更に角今日までの處では何にも悲觀すべき理由が無いから當年の蠶作は惡るいことはなからう、二大小など云ふ理屈なき悲觀說を持ち出さずに今から充分準備をして貰ひたいものである、氣候上の關係から云へば、今日までは寧ろ關係の無い方で、其豐凶に關係あるは今日以後の氣候の善惡である

けれども之れも餘り關係が無いと云ふ樣にしたいものである今年は氣候が惡いから不作にしたの、昨年は氣候が良いから豐作したと云ふ、間はまだ〳〵改良の餘地が多い證據である

假令氣候が惡るくても、蠶種の傷まない方法があるし、又病氣が出ずに育するとが出來るのである、それだから今後の氣候等を心配せずに豐作をする工夫をして貰ひたいものである氣候に云ひ氣候が惡るいから不作するのではなく養蠶が下手だから不作するのである、氣候は何れの年でも決して養蠶家の爲めに働いて呉れないから、戰爭をするには敵は强い者として掛らなければならぬと同じく蠶を飼ふにも氣候は本年も未來も何時ても惡るいものとして用意もし準備もしなければならぬ、此の覺悟あり此の用意さへ有れば豐作は受合ひである、到底分りもせぬ氣候の善惡など考へたり今から其豐凶を心配したりするの必要はない。

女子の耐忍

學習院女子部長　下田歌子

女子のまもるべき德の箇條は、許多あるが、分けても、この「耐忍」といふ事は、最も女子がよく心にしめて務めねばならぬのである、「耐忍」をこれ迄は、多くは「堪忍」と云ふた、堪忍も耐忍も意味は同じことである、道歌とて、敎訓の歌に。

堪忍のなる堪忍は誰れもするなら堪忍するが堪忍、また堪忍の棒でふんまも打ち殺せ心の鬼は云ふにおよばず、誠に物事を堪へ忍ぶは、極めて貴い德である、人を殺したり打つたり、又は喧嘩口論をするも、一時むら〳〵と心頭に湧き發つた、憤怒を抑へ、耐へ忍ぶ力が弱かつたので、遂に已に克つことが出來ず、後で悔ゆるとも及ばぬやうな、大事件を引き起すのである。

德川家康公の家訓は一堪忍一を以て、第一とせられたとの事である、況して女子は、兎角感情に驅られ安く、その情性の熱し來たる時、理性を以て、これを冷し鎮むることが堅い女子である、故に、女子は、男子よりも愛の心深く、又もの念強きにも關はらず、女子がこれに反對に、人を誣げ、又は人を殺す等の罪惡を犯す時には、殆ど男子の爲し難い程殘酷な行爲を敢てすることがあるのは、何故であらうと云ふに、其れは、女子が情性の强いだけに、感情が熱して、惡いとか悔しいとか云ふ、其激感に達した時は、殆ど常識を失つて狂人の如くになつて、男子の出來ないやうな事をも敢てするが、其れほどの大事件で無くても、あゝ云はれたのが悔しい、辱うされたのが殘念だなどゝ思ふがゆゑに、他を怨しざまに云ひなし、或ひは、今一息といふ成功の際に成つて、身を引いたり、逃げたりするやうな事に陥ひ、是時にも、耐忍に、一字を思ひ出して、ぢつと、辛抱してさへ居れば、患難迫害も先方から逃げて往つてしまうものである。

ひかし、光格天皇に事へられた。中將の內侍といふ方は、寂寥の優れた婦人であつて、この耐忍力が極めて强くあつたとの事である。其れは如何なる工夫によつて、この德を養成せられたりと云ふに、其始めは、他から情しい事を云ひつけられた時、又は、忍び難ひ事のあつた時、先方を詰問しよう、或ひは、云ひ爭はう、又は吐られうと思ひ立つと、せづ居間へ引き籠つて、暫時人に遇はず、其云ふはんとする事を、心に思ふ事のありたけを、筆に寫した、そして、もう何も書く事が無くなつた時、筆を納めて、其書いた紙を封じてしまひ又翌日になつて、思ふことを別の紙に記し、これも亦昨日の如くしてしまひ、第三日とも其如くして、第四日目に三日の間のそれが記した文字を見ると、始めは狂人の如く、次は稍常を得て居るが、先づ大抵の事は、四日迄辛抱すれば、云ひずともよくなるものである、然しどうしても、云ひ行はなければならぬ事は第四日目に行つたのであるから、大方は、餘り常規に違つたことは無かつた、と聞されたとのことであるが、何と云ふ、泥な心がけではあるまいか、兎に角にも一耐忍一は女子が身を守るに第一の資であるといふ事を忘れぬやうにしたいのである。

實業家に望む

文科大學講師
陸軍士官學校講師 文學士 加藤玄智

加藤文學士

余は本誌の主筆から、何にか基本問題せよとの切なる要求に接したけれども、公務多忙の為、深く思ふ能はずして、殆ど取り敢へず、平素思ふ所を一言して、實業家諸君の參考に供せんと思ふ次第である。

先づ第一に、現今我國の實業家諸君に、深くその肝に銘じて遺失無沾着なるその實行を勵んでもらふ度と思ふことは、信用と云ふことである、此信用と云ふ語は、大なる資本である。もとより、近ごろ例で申せば、十五萬も二十萬も取引が出來るのは全く此信用が、あるからで、信用を失したら到底かうは云ふことは出來ない、只十萬の財產で十萬の取引をすると云ふに止つてしまふのである、現金で無ければ、何でも動かないと云ふことになつたら實業界の範圍は如何に狹くて小さくなることであります、所が、十萬の資本で十五萬なり二十萬なりの取引がどしどしやつて行けると云ふのはツマリその差引勘定した五萬若しくは十萬は信用で代用さしたのである、これは信用即ち聲もなく臭もない信用と云ふものが五萬又は十萬と云ふ資本の代用をしてをるからのことで、實に信用は無形の財產であります、是は、切なる資本である信用と云ふことに從來實業家が餘り注意を拂はれなかつたのは實に不思議でもあらないので、ツマリ信用と云ふ無形の金錢を礎にされたものと云はなければならない、四海兄弟の關係を地球上の國々が持つて來たのだから、是非實業家は此無形の資本たる信用を先づ失墜せぬ樣心懸けて貰い度いのである、實は能く旅の恥は掻き捨てだなどと云つたものであるから、今日では、もうさうは行かぬ、旅の恥はもう直ぐ日々の新聞で、その本國は、勿論全地球上に終生の回顧が上がらない上に、所が情故日本人は由來、上の中になつて來てをるのである。

第二の余が、雙國の實業家に望むことは、實業家が今日より一層改良進歩の精神に富んで貰いたいと云ふことである、今日でも、或る二先進の實業家は、進歩を計られてをると云ふことは明かであるけれども、一般の實業家は、まだ中々さうは行かない樣である、農業の守的職業が依然として今も昔も變化の無いと云ふことは、更に云ふまでもないが、商業の如きどれ程その面目を一新したか

も尙一層改良進歩の精神に富んで貰いたいと云ふことである、今日でも、或る二先進の實業家は、進歩を計られてをると云ふことは明かであるけれども、一般の實業家は、まだ中々さうは行かない樣である、農業の守的職業が依然として今も昔も變化の無いと云ふことは、更に云ふまでもないが、商業の如きどれ程その面目を一新したか

はれたのも亦是が爲めである、彼奴は商人だからルイイに違いないと云ふ觀念は早く一洗されて彼の人は實業家だから信用してよいと云ふ樣に早く世の中が變はつて來て欲しいのである。

第二の余が、雙國の實業家に望むことは、實業家が今日より一層改良進歩の精神に富んで貰いたいと云ふことである、今日でも、或る二先進の實業家は、進歩を計られてをると云ふことは明かであるけれども、一般の實業家は、まだ中々さうは行かない樣である、農業の守的職業が依然として今も昔も變化の無いと云ふことは、更に云ふまでもないが、商業の如きどれ程その面目を一新したか

はれたのも亦是が爲めである、彼奴は商人だからルイイに違いないと云ふ觀念は早く一洗されて彼の人は實業家だから信用してよいと云ふ樣に早く世の中が變はつて來て欲しいのである。

第二の余が、雙國の實業家に望むことは、實業家が今日より一層改良進歩の精神に富んで貰いたいと云ふことである、今日でも、或る二先進の實業家は、進歩を計られてをると云ふことは明かであるけれども、一般の實業家は、まだ中々さうは行かない樣である、農業の守的職業が依然として今も昔も變化の無いと云ふことは、更に云ふまでもないが、商業の如きどれ程その面目を一新したか

と云ふと、どうも甚慢東な次第であるとも云はねばならぬ勿論前既に一言した通り、東京などの商人の中で、外國に取引のあるやうな人々は、幾分その商業上の事項に關して改良もし發達もさしたらうが、私は日本人がその日常の些事に至る展を してゐるだらうか、夢ずして改良進歩をするだらう迄、もう少し意を用ひたら、夢ずして改良進歩をするだらうと思ふことで、存外手の附けられてをらぬことが澤山あると思ふ、此點に於て日本人の五感はマルで無神經ではないかと怪まれるのである、一例を云へば勝手元の改良でもさうであつて、水道の引けた後でも、水道の引けぬ前と、少しも變はらない、水道が引けたらモ一寸工風すれば勝手元が便利に使へるのに、と思ふのに、下女は少しもそんなことには頓着しないで、依然舊慣を墨守して不自由な思をして勝手元をやつてゐる、又モ一つ外の例を擧ぐれば、どれ程進歩が右往左往に疾驅してゐる、その有樣は誠に文明的である「ロンドン」「パリー」の都もかくやと思はるゝ計りである然し其向ふの蕎麥屋テンはどうであるかと云ふに、依然として舊來の面目を存してゐる、その出て前は蕎麥のドンブリ若干を廣ぶた の上に載て手の平へ乘せて、カツギと云ふ男が悠々とその店頭を出入してゐる有樣は、依然舊幕時代の江戸の機である、明治になつてからもう四十年、而も東京市内の蕎麥屋の進歩しないこと是くの如しとは恐れ入る次第である是は僅にその一例であるが、之を歐米に比べるとマダ〳〵日本は悠長な所があつて、一方から云へばそれ丈生存競爭が激しくないのだから結構の樣だが、他方から云へば、かう云ふ風では到底世界の活舞台の上に驅逐して、遂に敗者になつてしまはなければならないのである、慨嘆なことであります一體日本人は眞似をすることは上手で、他國の文明を既敬し同化することには長けてをるが、どうも「インゼンチーブパワー」には缺けてゐる樣である、親思特見獨創の見解とりて事を初め、世人のまだやらないことを卒先して工夫して見るとか、他人の機先を制すると云ふことは十分出來ない樣である、獨り是れが出來るのは軍事上丈であつて、學問のことにしろ、實業のことにしろ、ドーも一歩も二歩も歐米人に先を越されてをるやうである之は尚に遺憾なことである、デ學問上のことは我々學者の責任として是れから銀意の發達進歩を計り度しやうから、商工農の實業界の方面に於ては、實業家諸君の今一層の奮勵を希望して止まない次第であります。

蠶絲業家と割烹

大日本蠶絲業會幹事
大日本禮儀學會幹事長　石井泰次郎

椀盛

絲引玉子 わさび

絲引玉子の拵へ方

鍋に、かつをのにだしを、器より、はかり入れて、杓子にてはかるべし、もし器のを替へる、時には、器のそこにしみたる分を一勺ほどは、鍋に入れずに器のかたにのこすべし。

椀の、つゆを三人前だけつくらんとする時、鍋に三合餘のにだしを入るゝなり、入れて炭火にかけ、煮る時、みりんの煮切を三勺ばかり入れて煮立つべし、のちに醤油を三勺餘加へて煮立てい、味を小皿にすくひてこゝろみて、よしと思はば、葛粉は四匁はかりを鉢に入れて、水六勺餘を加へて、杓子にてつきてよく赤れん木にてつきてときて、上水をながしすて、又水をさしてあき、箸にてよくとかして。

右の鍋のうちへ、杓子にて二度にすくひ入るゝ、其入れかたは、まづ二勺ばかりすくひて、杓子ごと汁の内へ入れてすこし杓子をめぐらして、中のを出し、さてあと二勺一つすくひ入れて、同じく杓子ごと入れて抄子をめぐらし中のを出して、つぎに鶏卵を、鉢に三つわり入れ、箸にてつき混ぜたるを、目杓子にてうけて鍋へ絲をひくやうに入る、其入れかたは、左の手に鉢をもちて、右の手に目杓子をもちて、鍋の上にて目杓子にうけるやうに鉢の中の玉子を入れながら鉢と目杓子とを共にめぐらして、引くなり、直に鍋を火の上より下して、椀に分けて盛る。

椀に盛るには、まづ、鍋のうちを、杓子にて三つなら三つにわくるこゝろして すくひて椀に盛り三つわんと盛て、わさびを入れて、ふたをして運むるなり。

右汁に入れしみりん煮切とは、鍋にみりんを入れ、炭火につけて煮(中火にて)るべし、酒氣ぬくほどにしておろし(一合を八勺ほどにつめるほどがよし)てつかふなり。

葛粉は吉野くず粉をつかひてこしらへてよし。

わさびは、庖丁刀にて薬付の方をとがらし、上皮のきたなきところを、庖丁刀もてきれいにこそげとり、とがらしたる方よりすり下すなり。

かつをにだしとりかた

かつをを、ぬるき湯に、器に入れたるうちにひたし、三分ばかりおきて、たはしにてこすりあらひて、能く上のきれいになるやうにぬぐひて、出刃庖丁刀か小刀にて、皮のつきたるを削りとるべし、これはつかはぬ分なり。

湯にて洗ふに、あひだなどあるには、よくあひだをあらふべし、又きたなからぬをは、布巾のみにてあらひおくべしたわしにはおよばず。

けづりかんなは、二つあるべし、一つは上ひとかはを削る料なり、一つはあとを薄くけづらん料なり、二つあるを定とす、しかれども、なみ〳〵の人ずくならいへ居には、一つにて間に合せたるもよし、庖丁刀をあつかふやうに時々とぎおくがよし。

さて上皮を削りてすてゝ、次になかをかく、血合のところを上にして、かゝぬやうにすべし。

よきつゆには、血合のところをつかはず。

血あいつかふは、そばきりの汁、みをずひものゝ汁などにつかふなり。

血合の方上にして、もちてかくべし。

初は片手にておさへてけづり、おはりに、片手を上にそへて、両手にてしかと押へてけづるべし。

かんなにはつよく力を入ることなくけづるべし、つよければ、あつくけづれてあしし、

鍋に水一升入れて、炭火にかけて、煮かへしおくべし、湯は、つよく煮たつ丈へかたがよし、《摂氏九十度位の所がよし》かつを十五匁鰹にとりて、鍋に入るゝとき、粉になりたる、皿のそこの分はのこして入れずにおくべし。

この粉を入るれば、汁にごるものなり。

鍋に入れて、一分間もたつかたゝぬほどに、鍋をおろし、直今すりてあるよし、絹篩にて、器の内にしこむべし。

石井泰次郎氏

このにだしたるをかつかふとき、鍋にも器にもうつし入るるとき、こしたる器のそこにたまりたる分を入れぬやうに心がくべし、このたまり入れば汁はにごるなり。

チアヒといふは、血交のことにて(チノアハヒ)血の交りたる所をいふなるべし。

にだしの字は煎汁の二字を適用とす、本名はイロリといふ

イヽトリのヲトの二字をつめてロとなれば、イロリとよぶなり、かつをゝけづりたるを、湯にいれて味をいりてとりたるによりてイヽトリ といふなり

正しくは、かつをのいりとりといふべきを略きて、かつをいりとといひしを、また略しては、にだしといひ其うへにつめて、だしとのみいひなせり、かつをだし、世間通用の片ことばなり。

まだ、かつをにだしといふがよし、本にはかつをいろりといふとおぼへおくべし。

何々のいろりと他の物のときはいふべし、西洋の何々すつぷといふに同じことなり。

二番煎汁のとりかた

一番のにだしとりたる。あとのかつをゝ鍋に入れ、水を前に入れたる水のかさの半量《一升にてとりたるあとには、五合、八合なれば、四合といふはり》を加へて、炭火にかけて

煮立ちてより、五分間にて鍋をおろして、絹篩にてこしておくべし。

これは、そばしたじ、そのほか雑の物を煮るにつかふべし うしほなどにもつかふことあり。

（未完）

監獄に於ける養蠶

法學博士　小河滋次郎氏談

今や養蠶は國家重要の農業として朝野挙て之れに重き為から隅から隅迄養蠶せしむべしとは識者の夙に唱導する處なる此際監獄に於ける養蠶に就て小河博士の意見を叩かばやと思立ち一日博士を司法省監獄局に訪ひ聞き得たる談話は左の如くである。

私は全く職掌が違ひますから、別に御話する程の意見も有りません、併し養蠶園の日本であるから、出來ることなら監獄の囚人にも養蠶や製糸を所謂監獄作業の一種として行らすることにしたいと考へて居ります。

女監は如何なる地方に設置せられしか

現在日本に於ける監獄の數ですか百二十近くあります、囚人は全體で四萬九千人ほどあつて、其中女囚が二萬六千六百六十四人あります、從來は監獄の一部に女囚の監房が設けら

れてありましたけれど、今後は男囚と女囚とを全然區別することになり、東京附近の女囚は八王子に關東の女囚は栃木に東北の女囚は米澤に集むることにして、既に夫々女監獨立の計畫を實行して居るのであります、ソコで米澤といひ、栃木といひ、八王子といひ此地方は普通養蠶や機業の盛んなる處でありますが、此處に女囚の獨立監獄を置くやうにしたのは、成るべく女囚に適らする仕事の便宜なども考慮し斟酌した上のことであります。

囚人は主に如何なる仕事を爲すか

小河法學博士

一般の囚人に適らして居る仕事の種類ですか、夫れは何んでもあると云つて宜しい、併し主として手工業の種類を應用する假令は工場的のやう設備の整ひ餘り大仕事は土地に依て固より一樣ではないが、先づ一番多いのは木工、機工、麻工、竹工、革工、裁縫工、編木細工等の如きものであらう。

仕事は誰にでも一樣のものを適らすると云ふ譯ではない刑の長短、能不能又は從前の職業、因緣關係を考慮した上で夫々仕事を適らすることにしてあるが、併し監獄其他色々の關係もあるので、ソー細かく割當てる訳にも行かないから大體丈けを區別して置くのであります、而して仕事も只適らする譯ではなく、教習の四つに別けて其技能と出來榮に應じ重罪刑の者には所得工賃の十分の一又は二、輕罪刑の者には同じく十分の二又は三を與へ段々熟練するに從て其歩合を十分の六迄て增すやうにしてあります。

囚人は如何なる仕事に趣味を持つか

監獄で仕事を適らするのは多少懲戒の意味を含んで居る場合もあるけれども、其目的とする處は先づ仕事に對して趣味を持たすと云ふのである、何れ監獄へ來る位の者だから滿足の者の居らう筈はないけれども大概の者が仕事に趣味なんどを持て居らん、趣味が無ければ仕事もせない、仕事をせなければ小人閑居して不善を爲すで自然惡る巧みをしたり行つたりするやうになるのであります、故に監獄では可成仕事に趣味を持つ習慣をつけさせたいと思つて適らしてありますが、土かつぎや煉瓦積みなんぞは一人が苦むで丈けで趣味を持つことに至り難ぬる、最も能く趣味を持つのは農業などでありますが就中養蠶なぞは趣味を感ずるであらうと考るけれど、其養蠶をどー云ふ方法で適らせるかと云ふのが問題であります。

囚人に養蠶を爲さしむるは何故に困難なるか

〈第一囚人に仕事を適らする時間に制限が有る、其時間は夕遊ぶなすが、冬期の日の最も短い時分が八時間、夏期の日の最も長い時間が十二時間ツマリ仕事をする時間は八時間より十二時間の間を昇降し夜分は燈火を用ひねば成らぬから危險であるて適らせません、然るに養蠶は其夜分の仕事を適らせねばならぬから困るのです、のみならず養蠶は囚人を監督するにチョッと六ケ敷いやうに考へられますが、是等の點さへ甘く出來れば是非囚人殊に特設せられる女監の囚人などには養蠶を適らするやうなことにしたいと思つて居ります。

網走監獄に於ける養蠶の成蹟如何

尤も監獄で養蠶や製絲を適らせた例のないことはない、製絲は既に多くの監獄で適らしたことがあるやうに考へて居るが、養蠶も兩三年以前より北海道の網走監獄で試み來つて居るのであります、茲に其養蠶を囚人に適らする理由書と其適つた成績の報告書が來て居ります、之れに依りますと、明治三十六年に初めて試みたので、同年には蠶種二枚掃て一石四斗の成繭を得其翌三十七年には八枚の蠶種を掃て七石の成繭を得て居ります、三十六年の生產原價は十九圓十錢で市價が四十二圓三十錢差引二十三圓十九錢の利益となり、三十七年の生產原價は十九圓十錢で市價が二百十圓、差引百三十四圓六十一錢六厘の利益となつて居る、夫れて之等は昔野桑を以て飼育したのでありますが從來同地方では蚕蔟和一反歩の收量一石の上に出づるものが尠い、然るに養蠶の利益が此通りであるから、今度は桑園を設備することにして既に三町歩刈りの桑園を仕立てたさうであります。

容易に養蠶を爲さしむるの方法如何

網走監獄に於ける養蠶の成績は如此良好でありますから他の監獄に於ても無論其成績は良からうと思つて居りますが兎に角前に云つた囚人を如何なる方法の下に取締り養蠶を爲さしむるかと云ふ點に於て、未だ之れと思ふ定見が無いから一般に適らすると云ふ處へ運び難ねて居るのであれば、君方に於ても其積りで如何にせば囚人に容易に養蠶を爲さしむるを得べきかと云ふことに就て一つ考へて貰ひたいものです。

蠶業を撲滅するは製造稅なり

特別會員　角田喜右作氏談

國家財政策たる煙草專賣に對し極力的保護勵み給ての時に於て酒稅專賣が蠶場製造稅を徴せんとする於ては取り返さず大蠶業を撲滅するものなりと角田氏の談話會員諸氏の大に注意為されん爲めに其概要を掲ぐること、爲したのである。

懇話會席上の決議

別に御話することもありませんが、只だ茲に一つ御承知おきを願ひたいことがあります、夫れは外ではない去二日に前橋市の赤城館で開會した上信蠶業家の懇話會に於て、「蠶絲業に對しては從來販賣税を賦課し來りしに四十年度よりは更に製造税をも賦課せんとせるが如きは當局者が税法の見解を異にしたる不法の所爲と認むるを以て之れを訊し從來の通り販賣税とせざるべからず」と決議したる事柄であります。

製造税は一大惡税なり

全體前橋税務署が蠶種製造家を酒や醬油の製造家と同一視して一種の製造業に從事する者と見做し之れに製造税を賦課せんとするが如きは違法の最も甚しきものにして、啻に既往に其例なきのみならず、蠶業の發達を阻害する一大惡税たることは瞭乎たるものであります。

製造税は蠶業を撲滅するものなり

蠶種は決して工藝品ではない、生物自然の原則に基き蠶蛾が變尾して產卵したるまでのものである、而して其產卵の時期たる極めて短時日にして長くも一週間を出でないから、之れに要する使役人の如きもまた極めて短期の傭入であつて普通工藝品の如く春夏秋冬を通じて製造するものとは違ふのである、故に蠶種製造業者は農務局の主管に屬し蠶種運搬の如きも全く農產物種子と同じく特別の取り扱を受けて居りますので、本來から云へば蠶種製造業と云ふ其製造の二字を冠するのが既に誤て居るのです、併し之れを今更何んのかんのと云つた處で仕方もないが兎に角從來檢査手數料として蠶種製造家より徵收せしものも、之れを國庫若くば府縣費の內より支出することに改めて本年度より全廢せられしは、戰後に於ける蠶絲業の大發展を期する上に於いて積極的に奬勵保護するの主旨に出でたるものなること論なき處なるに、前橋税務署が販賣税の外に更に製造税をも徵收して以て重過税を課し、蠶種家を苦めんとするが如きは矛盾も亦た甚しいと云はねばならん、如此きは蠶業を保護するにあらずして却て撲滅するものにして甚だ不都合の處置である、現に彼の有名なる鹽原佐平氏の如きすらも此新税を課せらるゝとせば到底收支相償はざるを以て斷然廢業の外はないと云つて居らるゝ位であります。

寧ろ國家に不忠なり

今や帝國の運命は一に懸て海外貿易の盛衰に存し、海外貿易の盛衰は蠶絲業の興廢に依て決せらるゝの狀態となり、朝野擧て蠶絲業の勃興を渴望するの秋なるに、前橋税務署の爲す處、全く之れに反し蠶業撲滅策を敢て爲さんとするが如きに寧ろ國家に對し不忠の遣方であらう。

主旨の貫徹に勉めんのみ

抑も彼等は蠶種製造税を徵收するとしても彼賃貸價格の如き何を標準として定めしか、先日でした各蠶種家の負擔額をチヤンと定めて實印を押す計りにして每戶に就き之を迫つたのですが何れも皆其見解を異にして居るから到底其要求に應ずることが出來ないと云つて拒んだのです去れば此上飽迄も徵收せんとすれば彼等は訴訟を起すより外あるまいが、又當業者の方でも飽迄爭ふの覺悟を以て絕對的前橋税務署の徵税を違法の處置なりと否定し若し違法にあらずとして徵税を斷行せんとするならば、税法不備なる點に付主務大臣に建白して主旨の貫徹に勉めねばならぬと思つて居ります。

露國の蠶絲業（承前）

法學士　夏秋龜一

私は「スハー」は露西亞での製絲業地であると聞き、是非一回踏查して見たいと思ひまして、一昨年の七月でした、自分の使つて居つた下僕を通辯として「スハー」へ行きましたが、最初普通の順路を取らずに礦水停車場と云ふ所から「パチゴールスク」の方へ廻りました、

「パチゴールスク」に於ける迫害

「パチゴールスク」は溫泉なども澤山ありますし、平野水と同じいものゝ出る處があり、且つ風景にも富んで居りますから、夏期には文人墨客其跡を絕たずと云ふ有樣にて頗る絕勝の地でありますが、一代の文豪「レルモントフ」も此處に遊んだのでありまして、今現に「レルモントフ」岩などゝ云ふものがあります、私は其處へ行きまする道中荆に怪しまれもせずに到着し或る旅館へ泊り込む迄は良つたが其時丁度日露戰爭中であつたものですから、滿洲で負傷した露國士官が澤山に入湯に來て居りましたので險呑な事だと思ひ乍ら、ナニ關ふものかと膽力を据えて晩餐を濟まし寢室に這入つたのであります、處が軈て十時頃と思ふ頃、トン／＼と叩く音がすることは怪しからん何事か起つたのではあるまいかと考へ、暫く返事もせずに默つて居りました、其內に益々強く打ちますから戶を明けて何事であると尋ねますと、宿の主人がアナタは日本人であるそうで大層喧しくなつて來たから、兎ても止めて置く譯に行かんに依てつ、早速出て行けと言ふのですソコデ私はタトへ如何なる事があらうとも、夜中決して出て行く事は出來ないと斷然刎ねつけて仕舞ました、然るにまた一時頃にドン／＼と叩き起して、ドウしても行け、御前の爲に如何なる災難が來るかも知れないで泊めて置かれぬと云ひますから、既に借りた以上は此室は己れの室であるに依つて決して動かぬと頑として應じませんでした、スルと又々午前三時頃に叩き起して行け々々と迫りますから仕方がない、警察署長を呼んで來い、夫れに談判した上でなければ出て行かんと頑張りました、ソチコチする內に夜明けとなり、署長が遣つて來たから自分は決して怪しい者ではない、現に亞米利加領事の證明書を此の通りに持つて居るのである夫れに退去を命ずるとは甚だ不都合ではないかと詰つたのであります處が署長はこんなものは何時でも作る事が出來るから、決してあてにならぬと云ひ、又私の旅行劵を見て之れは贋造である、番號の處がドーも怪しいのみならず、日本人が茲に居つ

ては益々喧しくなる計りであるから是非退去せよと云ふのです、其番號の怪しいと云ふのは數字を違へて小刀かなどで削つて書き代へて與れたのであると其他イロ／＼辯明しても聞かないから、止むを得ず其土地を出て、再び礦水停車場の方へ戻り、普通の順路を通つて「ヌーハ」へ出てましたが、其道中は無論の事到る處探偵やら憲兵やらがついて來て、ドーも五月蠅くありました、併し憲兵などがついて居る爲めに危害を加へる奴もなく自分の爲めにはよい護衛でありました。

露國の強大となりたる原因

「モスコー」から「ヌーハ」迄は凡そ二千露里あります「バクー」を經「エウラッハ」迄汽車で行つて、夫れから先き七十五露里の間は馬車で行くのですが、其途中には廣漠たる原野もあり、巍峨たる砂山もあり、辛ふじて馬車の通る樣な斷崖絶壁の間を攀ぢて行く樣な所もありまして、強盗が絶えず出沒し通行をするには至極危險であります、私の行きました少

東北地方の凶作地窮民救濟の一策として桑園開墾の光景（其一）

し前に「コザック」兵が、強盗に遣られたと云ふので人心恟々として居りました、其強盗と云ふのは支那の馬賊見る樣なもので、白晝隊伍を組んで横行する事もあるのですが土地の者にはあまり迫害を加へない、多くは純露西亞人とか、他國の者を脅かすさうであります、露西亞政府でも夫等を取締る爲めに要所々々に軍隊を派遣し「ヌーハ」などにも一聯隊の兵が置いてあります、又警察を設けてありますがさて其内部の狀態を探て見ますると、ソー云ふ強盗などには見て見ぬ振りをして罰はない、ツマリ放任して置くのであります、故に表面丈けは立派の秩序が立つて居るやうでも、内部は丸で混沌たるものです、可笑しいことには其強盗の親分と迄は行きますまいが副親分位のもので、非常の勢力を持つて居る奴が「ヌーハ」の眞中に雜貨店を出して置くのです、私は或る關係から其親分に遇つたのですが容貌偉身の丈け五尺七寸もあらうと云ふ位な立派の者でした、誰れもかも彼れ

が強盗の親分であると云ふことを知つても構はんです、若し夫れを捕縛して刑にでも處したならば其の子分の者が何程でもゾロ／＼出て來て必ず復讐を遣るのです、ダカラ警察官吏などはソー云ふ惡者の御機嫌をとつて居ると云ふ始末であります、今の警察署長の前に「ヌーハ」に居た署長は餘り嚴格に遣り過ぎた爲めに白晝切殺せられたと云ふことなんてすが、今度の署長も命が欲しいものだから、切りにおべつかを使つて居りました、夫れも最初は政府の辯護をして居つたそうですけれども、町の若者連中から脅迫狀を受取てから、怖はくなつたものと見え、心の中ではソーでもありますまいが、口丈けは政府の惡口を吐き、私などにもいろ／＼と攻撃して聞かせました、警察官吏が既に此通りですから、惡漢の跋扈する位のことは當然です、私の使つて居つた下僕は「ヌーハ」の者ですが其下僕の知合の者が羊三十頭何者にか竊取せられたのです、トコロで段々調べて見ますと、誰々が竊んだのであると云ふことが判つたから、早速強盗の親分に交渉をしてゾロ／＼と其羊を取り戻したと云ふ珍談が有ります又或る豪家に大層美しい娘がありましたのを勾引かした者がありました夫れも調べた結果判りましたので、取り戻しの談判をすると五百「ルーブル」の金を出せば返すと云ふので、止むを得ず其金を出して連れ返つたと云ふ珍談もあります、マー其邊は丸で野蠻國であると云はねばなりません、其他隨分ヒドい事柄も澤山ありますが、警察でも軍隊でも干渉せすにホッて居くと云ふのは仔細のある事で、餘り細かい處まで干渉しますると、自然土人の反抗心を誘發する事になり、種々面倒なる事件を惹起す動機にもなりますから、大概の事は大目に見て置き、其大綱丈けを總括して行と云ふのが政府の方針であるからです、之れがツマリ露國其者をして強大ならしめたる一大原因なのであります。

「ヌーハ」に於て優待を受く

「ヌーハ」に滯在して居る間は危險どころじやない、日本人が來たと云ふので非常に歡迎して與れました、ナゼかと申しますると從來白色人種を除くの外は、人間としての能力のないもの丶やうに見做され黄色人種などは兎ても文明人としての待遇を受くる資格のないもの丶樣に輕蔑されて居つたのが日露戰爭の結果自分等と同種屬の日本人が全勝を占めた爲めに、黄色人種の資格を高め、自分等の肩身も廣くなつたやうの氣がするからでござりませう「ヌーハ」には凡そ三十日間程滯在して居りましたが、其間諸方へ招待されましてイロ／＼と優遇を受け眞に愉快でありました。

蠶絲業奬勵の事務所

私は「ヌーハ」から「モスコー」へ歸る時には、最前に來た途を取らずに、「チフリス」の方を廻つて歸りましたが、此の「チフリス」には露西亞政府が蠶絲業を奬勵する爲めに一つの事務所を建て丶居ります、此事務所と云ふのは十年前の設置でありまして、何等の見る可き設備もござりませなんだが、併し露國は大に蠶業を奬勵する方針で居るやうです。

露人と親密なる交際

蠶絲業に關するお噺は此位にして置きませう、要するに露國に於ける生絲貿易の前途は大に有望でありますから、彼我の意志を充分に疏通して着々生絲

貿易の發展を圖る樣にしたいのです、兎角日本人は、露國人の一般が非常の敵愾心を持つて居る樣に思つて居りますけれども、實際はさうでない韃靼人「グルジャ」人「アルメニャ」人などは云ふに及ばず、猶太人、芬蘭人、露西亞人に至るまでか、皆悉く日本を德とし敬意を表してこそ居れ、敵愾心などは少しも持て居らんのです、……左樣政府部内の極少數の者及軍人のある部分が敵愾心を持つて居らん事もありますまい併し之れとても日本の出方一つです、日本人さへ他意なき態度を以て彼等に接したならば、必ずや戰前よりも尙一層融和し親密なる交際をすることが出來るだらうと考へまするで、日本人殊に蠶絲業に從事する人などは、其邊に御注意ありて露國に於ける生絲貿易の一大發展を期せられんことを望むのであります。

絲質の均一は器械の改良に在り（承前）

三重縣農業技師　安東潛氏談

如何にせば工女の賃銀を增し得るか

本邦に於ける我工業界の進歩は非常なものでありますが彼の紡績の如き舊式の器械に依て居つたならば、到底利益を見ることが出來ないのである、夫れが新式の器械に改良したものだからあの通り利益を得るやうになり又電氣の如きも日に月に新式の器械を應用して行くから今では殆ど天然の妙工を凌駕するものゝある位迄に進歩して來て居るでありませう然るに製絲業は三十年以來器械の各部に於て何等改良の跡を見ない、之れは斯業の爲めに大に遺憾のことでもあり、又大に怪しむべきことであります、夫故工女の賃銀なども高めることが出來ないて、十年以前と同一の金額を支拂ふて居る處が多數であるのです、之れて工女の方で滿足して居るならばまだしもであるが、時勢の趨向は到底之れを許さんのであります、即ち世の進歩と共に工女徒弟の衣食住に於ける費用は十年前に比較して殆ど二倍の增加を爲し如何に田舍の工女でも、身に「リボン」を用ひ手に絹張りの傘を持つと云ふ有樣であるから、十年前同樣の賃銀を貰つて安心をし滿足をして居る筈のものではない、彼の紡績工女を御覽なさい、殆ど製絲工女の五割以上の賃銀を得て居るではありませんか、故に紡績工女には多數の志願者があるにも拘らず製絲工女には常に不足を訴へ製絲經營上至難を感ずるのであります、夫れが若しも製絲器械の改良と云ふことに注意して紡績器械の夫れの如く、ドシ〳〵新式の器械を用ひますれば、工女の賃銀位は如何樣にも增して遣ることが出來るのであります。

其根柢を鞏固にせよ

本年の如きは僥倖にて生絲の相場が高いから失敗する製絲家もありますまいが今後も此調子で原料繭が依然高價て有つて而かも絲價が今日の反動として、非常に低廉となるやうなことがありましたならば、製絲家は如何なる悲境に陷るやも計り難いことであるから、遠き慮りなければ近き憂ひあり今日此順境に安んぜず、永年の後ちに考へを及ぼして着々絲質の改良を企て、之が缺點を矯正して以て海外販路の信用を博し、伊佛の生絲を凌駕するは勿論世界各國中蠶絲の國は多けれど、日本の生絲に限ると云ふやうにし、繭價は高くも絲價亦た相當に高く賣れ蠶絲家相當の利益を得て何れの點より觀察するも生絲は本邦第一の物產たるに相違ないと云ふやうに深く其根柢を鞏固にせなければならぬことゝ思ひます。

「ケンネル」器械發明の動機と苦心

ハヽー絲質の均一を圖るには器械の改良をせなければならぬと云ふことに就て私が發明した器械はドー云ふのであるかとの御尋てありますか自分の發明したものを自分が其効能を述ぶるのは如何にも手前味噌たるを免れないけれど、折角の御需めてありますから御話することに致しませう。

私の發明した器械は「ケンネル」てござります此「ケンネル」の改良に就ては二十五年間一日の如くに苦心しまして今回漸く絲質の均一を圖り得るやうになつたのであります、一體從來の器械では絲の切斷する度毎に繳をかけねばならんのであるから、工女は此繳をかくる爲めに繰絲時間の三分の一は空しく繳がけに消費して仕舞ひ、ソーして而かも多數の工女のかくる繳は其長短區々に流れて全く絲質の不平均を生ずるを免れなかつたのであります、然るに繰絲中絲が切れても繳を失はなければ非常に工程を加し工女は樂み絲量は殖え絲質は均一になると信じましたので何百回之れが改良模型を造つて苦んだか知れません今度こそはと思つて試驗に供してみれば、夫れが又もや不用の長物となると云ふやうな遺憾て不用の「ケンネル」が一室に山を爲し外見を愧ぢて幾度か薪木の代用にしたことがあります、此間の苦辛慘憺は殆んど馬鹿らしくて御話にもならんのですが、之れが爲めに一家の不和を生じ進退谷まる苦境に陷いつたことも數屢あります、幸いに其目的を達したのでありますから、どーか之れからは斯業改良の上に幾分の貢獻をしたいと考へて居ります。

安東潛氏

私の新案「ケンネル」器と申しまするのは此點にありますやうに少しく複雜に亘るの嫌ひはありますけれども、乍去從來の「ケンネル」のやうに單純な器械でありましては前述の如く絲量を增し工程を增加すると云ふことが出來ないのであります、何故であるかと申しますれば切斷の度毎に一々繳

をかけ直さなければならない、また其緒をかけると云ふことが寔に面倒であるから、工女は切斷の有る度毎に「あー煩はしい」と云ふ觀念を持ちます、其觀念を持つ結果が十人十色と緒數に差を生じて來るのであるから一人の工女が一尺の緒をかくるとすれば、一人の工女は三寸他の一人は五寸と云ふやうに區々のかけ方をしまする夫れを一定の車の速力に依て摩察した時分にはいやでも緒の長短に依て絲質に差異を生ずるやうになるのであります、然るに私の所謂新案「ケンネル」なる器械は緒を均一に保たしむるのを主眼としてあるから、此緒の均一になつた結果として絲質も亦た自ら均一になるのであります。（未完）

器械製絲の恩人

「ポール、ブリユナー氏」

富岡城趾の汽笛一聲

「ペルリー」は何が故に日本の恩人であるであらう、蓋し彼れは日本今日の文明と富強とを產める母なるが故である、果して然らば「ポール、ブリユナー」其人は本邦器械製絲の恩人ではあるまいか、蓋今日全國幾萬の製絲家が汽笛聲裡に安全に斯業を營み巨額の生絲を產出して無限の外資を誘致せんとして年一年に向上的發展を爲し將に世界蠶絲の覇權を握らんとするの慨あるに至りし所以の者全く「ポール、ブリユナー」其人が器械製絲の模範を示せるに胚胎せるを思ひば僅に氏は我器械製絲の恩人否我蠶絲界の恩人であると云ふも敢て過言ではあるまい、莫蘆浦賀灣頭一發の砲聲が、永く國民の耳朶に殘れるが如く富岡城趾の汽笛一聲は二百餘萬の蠶絲業家が忘れんと欲して忘るゝ能はざるものである、去れば吾等は氏の功績の偉大なるを追想し轉た感慨に禁へざる者であるが別項に記せるが如く本會第二回總會に於て氏の功績を追賞し、名譽の金賞牌を贈與せられたので吾等は一層其感を深ふするのである、いてや之れより氏に關する記事の一端を掲げて、氏の面影を偲ぶとせう。

氏の來朝は明治二年

氏は西暦一千八百四十年六月三十日に、佛國「ドロム」州「ブルグドブーデ」村に生れたのである、同村の附近は養蠶製絲の最も盛なる土地である氏は自己の鄕里に在りて充分蠶絲撚絲の研究を爲し夫れより里昴へ出て、暫く生絲撚絲の某問屋に入り專ら販賣上の事を研究して後ち幾何もなく、同地東洋生絲輸入專門商「ヘクトリ、ヤンタール」商會に聘せられ、亞で邦人呼て蘭八と稱する、橫濱海岸和蘭八番の館主「ガイセナイモル」氏に聘せられて來朝したのが明治二年である。

岩手縣下閉伊郡に於て凶作地窮民救濟の爲め速成桑園を開き實桑種子を播種せしむるの光景（其二）

我政府に傭聘せらる

本邦より生絲を海外に輸出したのは萬延元年八月にして、甲斐國の商人伏見屋忠兵衛なる者が島田造絲二千五百斤を齎し、橫濱海岸七番英人「ロスパルベル」に販賣せるを以て濫觴とする、爾來年々輸出の數量を增加し、隨て其價格も從來內地の相場に比すれば、頗る騰貴して農商共に意外の利益を收めたのである、處で一利あれば一弊とやら此時に乘じて奸黠の徒續出し僞製贋造至らざるなく、就中文久年間より明治元年頃に亙りて輸出せる者は甚しく粗惡を極め、英國へ輸出せる數千個の生絲の如き機織の用に供することが出來ないで遂に燒棄するに至り、英政府より我政府へ交涉し來ると云ふ大失體を演じたのである、於是乎我政府は製絲の方法を改良して貿易市上の惡弊を革正するを焦眉の急務と爲し、其議を民部大藏の兩省に下して諮詢した

のである、皆曰く名師を海外に徴し、洋式の一大製絲場を興して、佳品を製出し市上に好評を博したならば、農商之れを羨望して自ら天下の生絲を改良するに至るであらうと、政府は直に此議を容れて其事を取計はしめたのである、是は實に明治三年庚午の二月であつたが、大藏少輔伊藤博文租税正澁澤榮一の二氏命を奉けて元德川幕府の顧問として安政條約等に力を盡せし在留佛國人「デブスケ」氏幷に同國商人「ガイセナイモル」氏に諮り、周旋會議數十回を重ねて、同年六月愈氏を傭聘することに決し、十一月七日我政府と氏との間に於ける條約書は締結せられたのである。

地を富岡に相す

於是乎政府は監督權正松井清蔭氏に命じて、氏の嚮導たらしめ、東京附近の養蠶旺盛地にして製絲に最も適當の場所を巡視して、遂に地を富岡に相し、此處に三百釜の工場を建設すべく、政府に建議復命したのである、抑も富岡の地たる昔は上杉謙信攻略の地にして、東京を距ること西北三十里、南は里餘にして高山重疊し、西は相距ること三里にして妙義山あり、遠くは信甲の諸山を眺むべく、近くは榛名赤城の山岳を望み、東は武藏に接して關東の沃野を控へ豁然として眼界際なく、曾木村を東にし、七日市を西にして、北には高田川の流れあり、南には蕪川の圍繞するてふ、所謂山紫水明風氣快暢の地である、然れども當時富岡は邊陬の一小邑たるに過ぎずして、交通極めて不便であつたから、利根川沿岸の水運の利ある地を擇ぶに若かずとの說を唱ふる者も多かつたのである、乍併氏は他日必ず起るべき鐵道の敷設は、水道の利を無視することを許すの日近きに在るべしと爲し、寧ろ優等にして豐富なる蠶繭の產地中心を選ばねばならぬとて紛々たる異說を排し遂に自己の主張を貫徹し、此地に宏大壯麗なる製絲場を建設することにせられたのである。

頑迷連と不穩の擧動

軈て氏は器械購入の使命を帶び、明治三年十二月米利堅の郵船にて佛國に渡航し、新式の器械を購ひ、且つ技師三名工女四名を引率して、翌四年六月歸朝したのである、此間に於て氏の計劃せる工場建築の工事は著しく進捗し、夫れより器械の据付けに取掛つたのであるが、完成する迄には尠からず苦辛を嘗めたのである、何となれば當時尙ほ攘夷論の餘熱盛んにして、外國人の爲すとしいへば、事の善惡を問はず妨害すると云ふ有樣で、建築物を破壞するとか燒き拂ふとか云つて威嚇し、種々不穩の擧動を爲す頑迷連が跋扈して居る時代であつたからである、斯くて氏は是等頑迷連の迫害に遭ひつゝ、堅忍不拔の勇氣を以て明治五年の秋器械一部の据付けを了し直に工女の傳習を開始するやうにせらたのである。

（未完）

梅か香にのつと日の出る山路哉　　芭蕉

「フオルマリン」檢定法（承前）

蠶業講習所技師
準備委員農學士　辻　暢太郎

第二章　重量分拆法

重量分拆法を知らんとする者は先づ沸煮、蒸發、沈澱、濾過、洗滌、乾燥、灼熱、秤量の諸操作に就き熟知するの必要あり、以下是等に就て注意すべき點を說述ぶることとせう。

（一）沸煮油蒸發法　分拆上普通沸煮を行ふには「フラスコ」「ビーカー」若くば試驗管を用ひ、其器底に直接瓦斯若くは「アルコール」の焰火を觸れしめて熱するか、又は「フラスコ」「ビーカー」に在つては砂浴上に置きて熱することありて、直接器底を焰上に置きて熱する場合には液は器の內容凡三分一乃至二分一を充つるを安全とするのである而して「ビーカー」にありては硝子棒を以て液を攪拌しつゝ熱し、試驗管に在つては之れを左右に振動しつゝ熱するを要するのである。

蒸發法は普通磁製蒸發皿に藥液を入れ之を湯煎鍋上に載せて熱するのである若し蒸發皿の大さが藥液を入るゝに足らないときは加熱後藥液の容量の減ずるに從ひ蒸發皿に注入し是を操返して終に藥液の悉くを皿に移すが良い若し藥液にして濃度を異にしたるものが二三の「ビーカー」に存した場合には先つ最も稀薄の藥液より蒸發し始め漸次濃厚なるものに及ぼすが良い若しさうでなかつたならば全體の蒸發に長時間を要するのである。

（二）沈澱法　重量分拆を行ふ爲め藥液中の可檢成分を沈澱せしめやうと云ふには、其沈澱は如何なる組成を有して居るかを明知せなければならんのは勿論、其沈澱は水若くは其藥品の溶解劑或は試藥に不溶性であると云ふことを要件とせなければならん。

試藥を以て藥液中の成分を沈澱せしめやうと云ふ場合には必らず試藥の用量の過剩となることのない樣に注意するのが緊要である、夫れは如何なる譯けかと云へば多量に試藥の混在するときには時として充分なる沈澱の生成を妨ぐる計りでなく、又其沈澱を不純にする患がある、沈澱の充分に生成したかどーかを判知するには、先づ藥液を暫く靜置して沈澱を悉く沈下せしめ、上部に存する清液に試藥液二三滴を靜かに加へ、以て尙沈澱の生ずるや否やを見るが良い、若し藥液の性質で沈澱を生ずることが徐々であつて遲緩なるものにあつては、沈澱上にある清液の小量を他の小さき「ビーカー」に移し、之に試藥を加へて試みるか良い。

製絲原料繭について（承前）

東京蠶業講習所教諭　小野くわ子

第一　色澤

繭の色澤には種々ありますけれ共、白色のもの大部分を占めて居りまして、次に黄色のもの及綠黄色のものがあります、我國の產繭は主として白繭でありまして、稀に背白と稱する絲黄色のものがあります、製絲上に好ましい繭の色澤は其色純白にして一種の光澤に富みたるものであります、此澤と云ふ事は尤も大切なることであります、其色白きもの又は澤ある其色赤味を帶びたるもの及濃味を帶びたるものの等は、不良なるものであります、即ち色澤惡しきものは繭の販賣不良にして生絲の生產費用を多く費し、絲量を減じ且つ生產の生絲の品位甚だ劣等なるものでありますから、色澤の佳良なるものを撰ばねばなりませぬ

凡繭の色澤の不良になる原因は種々ありますけれ共、其最も主なる關係を有して居りますのは、第一には上蔟の際に於ける室内の溫濕の不良と上蔟籠數の過多等であります、第二には生繭の構造の不良と上蔟籠數の過多等であります、第三には乾繭の運搬又は取扱を誤りたる蒸熱を醸さしめ、第四には乾繭室内換氣不完全にして室内の溫氣の停滯したる等の如きは、即ち繭の色澤を不良ならしむる原因であります、故に是等の點に就ては養蠶家、製絲家共に共同して之が改良に勉めねばなりませぬ。

第二　形狀

繭の形狀は蠶の種類によりて種々樣々あるものであります、製絲家は其繰絲に最適當なる形狀にして、大小不同の差なきものを撰ばねばなりませぬ、現今我國にて多く行はれます、種類の繭は長楕圓形にして中央に縊れ目のあるものであります。

今繭の大小に就て其得失を述べますれば、其大に過くるものは製絲費用は少けれ共、繊度の太き欠點があります、又る小に失するものは製絲費用を多く要し且つ節の多い等の欠點があります、故に先づ一升の粒數二百七八十粒位のものが適當と云はねばなりませぬ、多くとも三百粒を超へない事を希望致します。

次に繭の形狀は如何なるものが製絲に最適當であるかと申しますれば、少し長形で中央の縊れ目の可成淺きものを撰ぶ事が肝要であります、形の短かきものは繭度太く、中央の縊れ目深きものは節の多き欠點があります、よく〳〵此點に向て注意を加ねばなりませぬ、即ち製絲に適する繭の形狀は長形で中央の縊れ目可成淺きものの長さ約一寸五厘、中央の縊れ目可成淺きものの長さ約一寸五厘、中央の縊れ目可成淺きものの長さ約一寸の粒數二百七十八十粒を容る、位のものが、最も良好と云はねばなりませぬ。

伊國の栽桑業（承前）

學務委員　峰村喜藏

栽植

桑樹の栽植は植付くべき目的の距離を定め、「メートル」の穴を掘り、其最下部四方に堆肥を入れ土を被ひ、其上に桑苗の根の多數を殘し少しく切り去りたるものを据へて土を被ひ、少しく高く寄せ土をなし、苗樹の北部に杭を立て細き柳枝を以て苗樹を之れに束ぬ而して多少秋季に於て植付を行ふものあり、又概して春季に之れを行ふものなり。

仕立法

伊國の桑樹の仕立法に四あり、曰く高刈仕立、中刈仕立、低桑仕立、垣桑仕立之れなり。

(1)、高刈仕立は約畦間二十乃至二十五「メートル」、株間五六「メートル」、高さ概して一「メートル」半より分幹分枝して新條を生ぜしむ、此仕立法尤も多く百分中約九十を占む。

(2)、中刈仕立は、幹の高さ約一「メートル」此仕立法一にして、其距離は畦間、株間共に四五「メートル」にして、此仕立法は風氣の透通充分ならざるとの理由を以て半風桑と稱す、此仕立法百分中約四分を占む。

(3)、低桑仕立とは、根刈桑或は幹の高さ五十「サンチメートル」に滿たざる桑樹の仕立法を云ひ樹は其壽命短かく不利なれども、樹を早く仕立つるを得て春早く敢葉し得られ摘桑容易なる利益あり、此仕立法百分中約三分を占む。

(4)、垣桑仕立は田圃の垣塘となるのみならず、葉を生ずること早く、故に養蠶の飼育に供せらる、其仕立法は約三十五「サンチメートル」を距て、植込み、十「サンチメートル」の高さに刈込みたる後兩側に相對する二新條を養成し翌年其一條を三十「サンチメートル」に刈込み他條を其儘に放置し而して其放置したる條を刈込みたる條の方に向て地平に曲げ斯の如く他條を次第に曲げ、先づ刈込みたる條に之れを束縛したる後其條に其先を束ねて他面と平行なり如此平行したる枝條は即ち垣となるものなり、翌年に至り其兩枝を一定の高さに伐採して延長せしめ、第三年目に擬桑を始め後毎年適宜伐截して新條を發せしむ、此仕立法百分中約二分を占む。

今左に高木仕立に對する伐截法を記さん、

高木仕立にありては、苗樹を本殖となせし年其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二年目の初春に其頂上の新條を刈取り第三年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第四年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第五年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第六年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第七年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第八年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第九年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第十年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第十一年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第十二年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第十三年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第十四年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第十五年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第十六年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第十七年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第十八年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第十九年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二十年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二十一年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二十二年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二十三年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二十四年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二十五年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二十六年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二十七年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二十八年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二十九年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三十年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三十一年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三十二年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三十三年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三十四年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三十五年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三十六年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三十七年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三十八年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三十九年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第四十年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第四十一年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第四十二年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第四十三年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第四十四年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第四十五年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第四十六年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第四十七年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第四十八年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第四十九年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第五十年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第五十一年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第五十二年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第五十三年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第五十四年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第五十五年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第五十六年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第五十七年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第五十八年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第五十九年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第六十年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第六十一年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第六十二年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第六十三年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第六十四年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第六十五年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第六十六年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第六十七年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第六十八年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第六十九年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第七十年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第七十一年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第七十二年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第七十三年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第七十四年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第七十五年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第七十六年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第七十七年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第七十八年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第七十九年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第八十年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第八十一年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第八十二年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第八十三年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第八十四年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第八十五年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第八十六年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第八十七年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第八十八年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第八十九年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第九十年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第九十一年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第九十二年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第九十三年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第九十四年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第九十五年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第九十六年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第九十七年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第九十八年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第九十九年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百一年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百二年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百三年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百四年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百五年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百六年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百七年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百八年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百九年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百十年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百十一年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百十二年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百十三年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百十四年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百十五年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百十六年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百十七年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百十八年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百十九年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百二十年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百二十一年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百二十二年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百二十三年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百二十四年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百二十五年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百二十六年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百二十七年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百二十八年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百二十九年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百三十年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百三十一年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百三十二年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百三十三年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百三十四年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百三十五年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百三十六年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百三十七年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百三十八年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百三十九年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百四十年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百四十一年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百四十二年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百四十三年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百四十四年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百四十五年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百四十六年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百四十七年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百四十八年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百四十九年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百五十年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百五十一年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百五十二年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百五十三年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百五十四年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百五十五年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百五十六年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百五十七年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百五十八年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百五十九年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百六十年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百六十一年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百六十二年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百六十三年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百六十四年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百六十五年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百六十六年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百六十七年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百六十八年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百六十九年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百七十年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百七十一年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百七十二年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百七十三年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百七十四年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百七十五年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百七十六年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百七十七年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百七十八年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百七十九年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百八十年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百八十一年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百八十二年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百八十三年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百八十四年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百八十五年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百八十六年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百八十七年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百八十八年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百八十九年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百九十年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百九十一年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百九十二年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百九十三年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百九十四年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百九十五年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百九十六年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百九十七年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百九十八年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第百九十九年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百一年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百二年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百三年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百四年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百五年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百六年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百七年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百八年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百九年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百十年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百十一年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百十二年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百十三年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百十四年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百十五年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百十六年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百十七年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百十八年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百十九年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百二十年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百二十一年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百二十二年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百二十三年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百二十四年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百二十五年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百二十六年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百二十七年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百二十八年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百二十九年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百三十年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百三十一年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百三十二年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百三十三年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百三十四年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百三十五年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百三十六年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百三十七年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百三十八年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百三十九年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百四十年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百四十一年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百四十二年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百四十三年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百四十四年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百四十五年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百四十六年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百四十七年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百四十八年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百四十九年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百五十年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百五十一年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百五十二年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百五十三年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百五十四年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百五十五年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百五十六年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百五十七年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百五十八年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百五十九年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百六十年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百六十一年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百六十二年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百六十三年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百六十四年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百六十五年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百六十六年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百六十七年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百六十八年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百六十九年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百七十年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百七十一年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百七十二年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百七十三年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百七十四年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百七十五年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百七十六年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百七十七年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百七十八年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百七十九年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百八十年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百八十一年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百八十二年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百八十三年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百八十四年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百八十五年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百八十六年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百八十七年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百八十八年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百八十九年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百九十年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百九十一年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百九十二年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百九十三年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百九十四年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百九十五年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百九十六年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百九十七年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百九十八年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第二百九十九年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三百年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三百一年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三百二年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三百三年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三百四年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三百五年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三百六年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三百七年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三百八年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三百九年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三百十年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三百十一年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三百十二年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三百十三年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三百十四年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三百十五年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三百十六年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三百十七年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三百十八年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三百十九年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三百二十年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三百二十一年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三百二十二年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三百二十三年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三百二十四年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三百二十五年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三百二十六年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三百二十七年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三百二十八年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三百二十九年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三百三十年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三百三十一年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三百三十二年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三百三十三年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三百三十四年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三百三十五年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三百三十六年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三百三十七年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三百三十八年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三百三十九年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他は悉く之を刈り取り第三百四十年目の初春に其其頂上は三本の新條を發せしめ、他

於て前年養成せし三條を約十五「センチメートル」に刈り込み、共に六本の新條を發生せしめ第三年目の初春に於て第二年目に養成せし六本の新條を約十五「センチメートル」に刈り込み、夫より共に十二本の新條を發生せしめ、第四年目の初春に於て第三年目に養成せし、十二本の新條を前の如く刈り込み、共に二十四本の新條を發生せしめ、第五年目に至り雜草の際に於て前年養成せし二十四條を伐採して、其葉を蠶兒に與へ、始めて收穫せらるるを得るなり、此伐截を名けて成木伐截法と云ふ。

桑園の牛牧

右の如く伊國栽桑家は勉めて形に仕立て、桑樹を除きて葉の多量を得んが爲め、適宜伐截を行ひて以て枝幹に風氣の透通を図り、水分の滲入を防ぎ、後の地方によりて同じからず、毎年收穫後切枝を行ふあり、（「バトガア」此法を用ゆるもの多し）或は二年目毎に一回行ふあり、或は五六年に一回、或は十年に一回行ふあり、此採葉後の伐截を稱して繁殖伐截法と云ふ、而して毎年收穫後枝を振り廻しさものを すぐ、或は蟲害に罹りたる枝或は降雹の爲め枝を害せられたる等の場合には其都度適宜之れを伐截す、又桑樹の既に老成せるものを、恢復せしめんとする場合或は他に移植の場合或は多年放任せし桑樹を正形に仕立てんとする際に、墓幹に密接して伐截することあり、之れを稱して「ボドゥー」と云ふ、而して之れを施したる年は新條の發生するに委し、翌年の初春に至り其適當なるものゝみを殘し、第三年目に至り其枝長を半減し、第四年目に至り始めて摘桑するものあり。

予は昨年八月三十一日學友野村氏の厚意を得て、共に「バドゥー」の南方二十七「キロメートル」即我が約七里を距る「ポッチョ」と云ふ所の有數桑家を訪問し、親しく該地方に於ける桑樹の栽培法を行ふと聞きたり、此地方は廣き平原にして土質は肥沃の砂土にして桑樹能く、繁茂し、植付後一百年を經過したるもの往々にして其幹周も至つて大なりとは後に記すべし。

旅行中各所に於て桑園の幹一面に白色に塗りあるを多く見受けたり、こは桑樹移植後に其成形組織は急に之れが求めに應ずること能はざるを以て之れを豫防せんが爲に石灰と粘土との混和せしものを水に溶解し刷毛にて樹幹に塗りたるなり、然るときは其色白く根は急に之れが求めに應ずること能はざるを以て之れを豫防せんが爲に石灰と粘土との混和せしものを水に溶解し刷毛にて樹幹に塗りたるなり、然るときは其色白く光線を反射して成形組織の蒸發を減じて其乾枯を防ぎ且つ害虫及微菌類を豫防驅除するの效あるものなり。

絲況

横濱市場

横濱市場に於ける本春の初商には、上一番格千二百八十五圓てふ未曾有の高直を以て、三千個に近き手合行はれたり、之れ寔に稀有の現象なりとす、而して一月上旬に於ける市場は引き續き好景氣を以て取引せられ、絲價の前途は如何にも健全なる歩調に在るものゝ如く見えしが、中旬以後は商勢重角不味に陥り、絲價漸次下押の一方となり、遂に下旬に至りては一千百七十五圓となり、之を年初の相場に比すれば、百十圓の暴落となりたるを以て、何人も去る三十三年に於ける苦き經驗を回想し、先行を氣遣ふの狀態なりしも、月末に及んで米國筋の活動に依り、頽勢頓に挽回して、市價は再び千二百五十圓近昇騰し、結局全月中の手合は九千百六十六個に達し、在荷の割合に多數の賣行を見たり。

抑も市中の在荷一萬三四千個の少數となり、之に奉挽絲の出廻高を合するも四萬個内外に過ぎざるに依り中下旬に於ける絲價の暴落したるは其原因素より暴騰の反動なる可しとは云へ、現品市場の商談薄に逢れて定期絲の低落を來し其結果地方製絲家をして自然先行きを氣遣はしめ、一般に賣繋きの方法を取るに至らしめたる結果は、更に定期絲の崩落を來たし、現品市場に於ける買人をして、手控へせしむるに至りたるの傾きありたると、信州製絲家の中には萬全を圖りて先物買をなすものあるなど、兎角地方製絲家の浮腰なりしは、たまく買手をして手控へせしむるの動機を作り、爲に一時暴落の現象を呈したるものゝならん、然れども屋々記せるが如く、米大陸に於ては昨年農作物の大豊作に依りて、景氣到る所に沸騰し、殊に紐育の奢侈は今や世界の中心となり歐洲市場亦敢て不振を免れず、去れば銀塊下落の結果、支那生絲の輸出捐々行はるゝに至り、幾分の影響あるやも計り難く、又た在荷の稀薄は適品の沸底となり、自然商況の快活を缺き從つて相場に活氣を失ふ場合なしとは云へども、之れ亦前陳の事情に依りて考ふるに前途の商勢取て悲觀すべきにあらず。

而して客月中に於て最も高價に賣きたるは山梨縣廣盛社太の千三百十五圓にして、最も低價なりしは福島縣共同一蝶折の千〇五十圓なりとす。今左に本月中の生絲集散表を掲げて參考となさん

明治四拾年壹月自一日至三十一日 生絲集散表

器械	持越	入荷	賣了	地方廻所	極延
生糸	一、〇七五	九、〇九九	八、四五七	七、三六一	一、〇九八
屑繭	二、六六六	一、〇四二	一、九二三	一、六九	一、六一八
折返	一八二	六	五四	七九	五九
雑絲	三七	一九		三六	二〇
合計	一三、九六二	一、〇二一、六七	一、〇四三、四	一、〇二〇、四	一、二六七、四

備考

一、表中單位個は九貫目を指す

二、持越とは客月より本月に持越したるものにして本月一日の調査總額とは本月より翌月に繰越すべきものにして本月末日の調査に係る

三、前月分の繰越と本月分の持越と其數一致せざるは商談中のものありしに依る

四、繰越以外に商談中のものありと知るべし

五、賣了中米國に輸出せるものは四千九百五十二俵にして歐洲に輸出せるものは二千四百五十八俵なりとす

但一俵は拾六貫目なり

尙左に生絲集散日別表を示すべし

明治四十年一月自一日至三十一日生絲集散日別表

器械太 同中 同細 座繰 折返

+×○△□

月日	入荷	手合	賣了	引戻	輸出	地方積戻	國名	社名	種別	最高直	最低直	摘要
一日	―	二、八六八	―	―	三二十	―	―	―		―		在荷は少く取組高は多からざるも尙三千個に近き手合あり多くは米向にて相場は舊臘と變りなし
二日	―	―	―	―	―	―	―	―		―		休
三日	二、三三五半	―	―	―	―	―	―	―		―		休
四日		一八三	三五	―	―	二七	上野 紀伊	原富岡製絲 吉村製絲	□□	未定	未定	歐洲向に多少の手合出來し氣配は全體に靜かなりき
五日		四〇	二三一	―	四八	一七八	上野 丹波	碓氷社五人組 石峰館	○×	一、三〇〇	一、二七〇	米國向染たる商談なく歐洲向適當品弗々商談ありしも相場は持合平準なりき
六日	一、九九六半	―	―	―	―	―	―	―		―		日曜日
七日		三〇五	七七一	―	―	―	信州 相州	松葉軒 漸進社	□×	一、三〇〇	一、二六五	中には照會中の返電遲したる向も有り少しく商ひ出來せしも相場槪ね沈着
八日	四四七半	九八	一〇一	一八	一八六	二七	信州 同	宮田館 岡谷社	□□	一、三一〇	一、二八五	定期絲暴落の爲め人氣面白からず僅少なる手合ありしも補充口に止まり氣配一ト際沈靜
九日	一六一半	九三	五一四	四七	九九八	一一	丹波 陸前	氷上共同 栗原社	□△	一、三〇〇	一、二六五	僅に商ひ出來定期市場の下叩きにて一層面白からざる足取なりし
十日	一六〇	三六	三四七	七一	―	一六	伊豆 陸中	兄弟社 長坂製絲	○△	一、三〇五	一、二六五	賣買相互共に氣迷の姿にて氣配引續き不味

月日	入荷	手合	賣了	引戻	輸出	地方積戻	國名	社名	種別	最高直	最低直	摘要
十一日	二八三	―	五三三半	五一	―	―	甲州 陸前	廣河原社 猿盛社	□○	一、三一五	一、二二五	恰も休日の如く一層不味の成行なりし
十二日	一六三半	六二一	三二九半	六〇	二二九	―	甲州 陸中	大龍館 東山組	□△	一、三〇〇	一、二四〇	本日相應に商談あり相場は五十五圓安にて手合出來せり
十三日	―	―	―	―	―	―	―	―		―		日曜日
十四日	四二〇半	三七一	三六四	―	―	―	上州 信州	下仁田社一橋 小松組	×□	一、三〇〇	一、二二五	相場は休日前に比し變りなく歐洲向の商ひ出來したれど人氣引立ず捗々しからざる足取なりし
十五日	四二三半	一八七	七八五半	―	一五九	二一	上州 信州	碓氷社羽子板 金水社	□□	一、三〇〇	一、二一五	兩三館へ少しく商ひ出來したれど多く補充口に止まり相場は前日に比し弱含みの成行なりし
十六日	二四〇	三一二	八四九半	六八	―	二二	甲州 信州	矢島組金 渡透社	□□	二、二七〇	一、二三〇	依然沈靜氣配續いて不振にて十圓方の安直となり面白からざる商狀なりし
十七日	三三七	四五四半	五三九	二二六	―	―	土佐 信州	越知製絲 常田館	□□	一、二九〇	一、二二〇	弗々當用口商ひ出來し相場は先づ以て保合の姿なりし
十八日	二四六半	二〇四	二七六	―	―	―	上州 信州	甘樂社赤字 小口組	×□	一、三〇〇	一、二二〇	注文口へは前直にて商ひ出來したれど大体氣配面白からず十圓乃至十五圓方安直を告たり
十九日	三〇一	―	一五二	―	一、六九五	五五	上州 同	交水社旭疊 碓氷社二人組	××	一、二三五	一、二三〇	多少買氣を抱き居る向もあれど新規の商談皆無の姿にて相場は弱含の成行也
二十日	―	―	―	―	―	―	―	―		―		日曜日
廿一日	三四六半	一五一	一五九	一〇一	六九三	―	甲州 遠江	矢島組金 濱名社	□□	一、二六五	一、二二〇	氣崩れの風情にて賣り競へる爲め遂には千二百圓の關門さへ他愛なく踏み破りたり
廿二日	二八七半	一〇〇	四四二	二五	―	二七	上州 信州	碓氷社五人組 信龍館	×□	一、二五〇	一、二一〇	歐洲向に當用補充口へ商談出來たるも相場は發表せず不味の足取なりし
廿三日	二三七	一九〇	四六二	七五	七七二	二六	岩代 信州	巨製社組 渡透製絲	×□	一、二三五	一、一九〇	米向は染たる望人なく歐洲向の注文口へ手合出來せしが日に增し面白からざる成行なりし
廿四日	二九九	一八一	二〇七半	一九	―	七五	武州 信州	小口組 紳組館	□□	一、一九〇	一、一八五	兩三館へ當用口の商ひ出來せしが相場は漸次安を示したりし
廿五日	二二二	一、三八九	二三〇	―	―	三五	上州 信州	下仁田社一橋 泉行社	×□	一、二五〇	一、一七五	斷に新規注文途せざるも前日來操り居りたる注文へ商談出來し直段も品により一二十圓方高直を示したり
廿六日	一六六	九一三	一一八半	一八	八九三	二五	武州 信州	小口組 小野社	□□	一、一九〇	一、一六〇	米國向新注文途し多數手合出來し相場も一手合毎に昇進し近來無比の活躍なりし
廿七日	―	―	―	―	―	―	―	―		―		日曜日
廿八日	三五六半	四四三半	四七九半	―	二三	一六六	武州 信州	增進社 錦北館	□□	一、一九五	一、一七〇	一兩館買氣を擡け居て相應の手合出來し休日前より幾分か高直を示したりし

生絲集散前年對照表

廿九日 三十日	三三六	一八	七六五	八	一	八三	一、二五〇	一、二七〇	大抵品切りと云ふ風潮にて一寸氣樂淨に新規手合一向出來ずず捗々からざる足取なりし	大祭日
昔一日 合計	四一〇 一、六七〇	一 一、九六六	一 一、七四二 一、四三四	七六 七、四一〇	一、三八七 一、〇二〇	三二五	信州 信州 大和	岩代 岩代	上州 上州	碓氷 碓氷	吐羽子板 紙

里昂市場（十二月二十九日）

當地市場の取引は淡未年始の祭日の爲めに休業の有樣なり殆し居れ共、之が爲に巷も引續きずして、不相變底意弱く政は品に依りて夏に新高直を表はすに至れり。

巴里市場の生絲の市價は向上一方のみにして殊に市中の在荷は常に欠乏し居りて、爲に相場をして更に上進せしむるに至れり。

卸し水年の全世界生絲の産額は、少なくも二千萬の墨算なりし於、實際は有の數に達せざりき、即て歐米の機屋は既して其原料所有高常に空乏を告げ居りたれば、新絲の開絲及宜賀は供給數を超過し始終に不足を告たり、之が爲に需要者の買入絕へず活潑にして、外國輸入の生絲も次に實行き、即ち此等の買人は眞の需要者にして、投機思惑等の買人は眞に到らざるより推測するに、今年は相當界の繁盛に一層著しかりしを證するに足る。

亦各國生絲の統計比較表を視るに、今年は全世界の生絲中最も上進を現したるは、國東及日本の生絲なり、尤も歐州の蠶絲の知きも矢張高直に實行きたるものなきにあらざるに、歐亞の生絲共今年は一般に上直を得るに至れり。

又同地駐在山田領事より の電報左の如し

今週に入り市況引續みたるも相場依然手堅し過數來活況の反動として向後靜穩に經過することあらんには現相場の維持せらるべきは當市場目下の問題なるか實手の見込は頗る曖昧的なるあり如し。（一月十二日發電）

紐育市場

紐育に於ける生絲に付き在同地總領事館事務代理領事官鶴永井氏よりの電報左の如し

生絲市況依然引立たす相場横濱に伸れ下向本日機械一番五弗十仙位（一月十六日發電）

生絲市況靜か相場下向今日機械一番四弗九十五仙位（一月二十三日）

生絲市況一時活況を呈したるも本日再び靜、相場下向の機樣本日機械一番五弗四分（一月二十五日發電）

生絲市況變なし本日機械一番五弗見當機屋は大抵尚ふ二月分位の原料を持居る

ものゝ如し（二月二日發電）

上海市場

前週間に於ける市絲の狀況は全く平穩無事にして從に數後の沿岸取引ありたるのみ、即て前日上海市場に入荷と刈りし自絲氣計は、昨年の同季二二六、四〇〇俵に比し、略や減少を示し一二六、二〇〇俵を計上せられたり、目下市場の生絲相場は白生絲自百合花印四番五百十兩生絲桃花二番四百九十兩等なり、即て目下市中の在荷は白絲千俵黃絲三百五十俵にて氣計手二百五十俵なり、尚ほ新絲以來の氣計は左の如し。

入荷	三三、七五〇俵
出荷	一一、六〇〇
野蠶絲	二七〇
同 在荷	

廣東市場

廣東在留邦人の談に依れば、昨春天兩相次ぎて有餘年來の大洪水のため、蠶業の相當衰微だしく、第一第二第三作の繭は非常なる影響を被り、絲價は隨當の一方にして、市場一般の不景氣を受け、銀塊の暴騰等の事情なり、第三第四第五作等は如上の思惑買の的中を示せるが如し、されば情況市場の活況驚くべきに反し、當市場は極めて沈靜にして僅に歐州向の外米國筋の手合夏になし、第六作は何れ舊正月後市場に現はるべしなるべしと銀塊の下落を見ざる以上米國市場に歡迎せらるゝことなかるべしといふ。（一月二十二日通信）

時報

會務錄事

支會長の囑託

本會定款の改正に伴ひ支會規則改正の結果、同規則第四條に依り、今回會頭の推薦を以て、總裁殿下より左の諸氏に頭書の如く囑託せられたり

東京支會長男爵千家　尊福
群馬支會長　有田　義資
下野支會長　中山　己代藏
愛知支會長　深野　一三
山梨支會長　武田千代三郎
宮城支會長　龜井英三郎
山形支會長　馬淵鋭太郎
島根支會長　松永　武吉
宮崎支會長　永井　環
大分支會長　千葉　貞幹
富山支會長　川上　親晴
鹿兒島支會長　千頭　清臣
福島支會長　平岡定太郎
信濃支會長　大山　綱昌
三重支會長　有松　英義
静岡支會長　李家　隆介
千葉支會長　石原　健三
埼玉支會長　大久保　利武

地方委員長の囑託

本會地方委員都規程改正の結果同規程第三條に依り今回總

嘱託下より左の通嘱託せられたり。

長崎地方委員長　荒川義太郎　奈良地方委員長　川路　利恭
青森地方委員長　西澤正太郎　福井地方委員長　阪本彰之助
鳥取地方委員長　山田新一郎　佐賀地方委員長　香川　輝

支會副會長以下嘱託

今回各支會長の推薦に依り支會副會長、幹事長は　總裁殿下より、商議員、委員部長は會頭より左の如嘱託せられたり。

埼玉支會副會長　今野東吾

同　委員部長

北足立　早川　光蔵　入間　島崎雷太郎　比企　坂本與惣次郎
秩父　奥川榮之助　兒玉　東郷　覆濱　大里　中村福兵衛
北埼玉　市川春次郎　南埼玉　神谷　厚　北葛飾　白倉　慈倫

同　商議員

浦江郡三　佐藤國蔵　加藤貞五郎　小林善之助
山崎茂十郎　福島桂三郎　石川幾太郎　小高虎作
木村才作　村田佐七　茂木小平　浦部其太郎
林　九蔵　木村豊太郎　卜部銀三郎　田端勘九郎
小椋久衛　吉田清英　石川政四郎　柳野豊次郎
金井常八　榎本宗助　野本治平　篠塚八太郎
岡戸勝三郎　青木信一　横林林二郎　小川三雄

群馬支會副會長　相良　歩　同上　角田喜右作

同　幹事長　鈴木貞太郎

同　委員部長

前橋　柳業　秀作　高崎　朱澤一太郎　勢多　福田　伊八
群馬　橋本　求　多野　關　鉦三郎　北甘樂　塚　任
碓氷　高村小文治　吾妻　山崎金四郎　利根　馬場　市松

佐波　利根川孫六　新田　清水國太郎　山田　石川　春三
邑樂　鈴屋藤太郎

同　商議員

櫻原佐平　住谷久次郎　町田勘次郎　山口太三郎
佐藤榮平　萩原鉦太郎　後閑源助　小茂田上衛
高瀬平五郎　清水清十郎　高須泉平　竹内勝蔵
直井三郎　詫摩清秀　田島彌平　毛呂佳太郎
宮田傳三郎　新井登一郎　山口正太郎　佐々木林太郎

山梨支會副會長　添田徹一郎　同　幹事長　今井保一郎

同　委員部長

東山梨　望見　薩　西山梨　福島　監前　東八代　益田　亨
西八代　福武男次郎　南巨摩　中巨摩　小林　陽
北巨摩　秀島　啓三　南都留　松下貫之進　北都留　飯島　篤雄

同　商議員

八田　雄也　雨宮五郎　小野元兵衛　矢島榮助
内田文四郎　早川文太郎

宮城支會副會長　早川　智寛　同　幹事長　丹羽敬太郎

同　委員部長

仙濱　坂光徳之允　刈田　伊地知嬉臣　柴田　伊藤　政春
伊具　草岡　宗軒　亘理　本田　邦内　名取　高岡　松郎
宮城　入乙女盛次　黒川　安藤房太郎　加美　大立目護吾
志田　岩淵俊夫　玉造　清野寛左衛門　遠田　近藤晋次郎
栗原　長野　宗治　登米　河野　通久　桃生　熊谷　綱介
牡鹿　本木　勝吉　本吉　飯塚　清逸

同　商議員

藤田秀雄　三宅能吉　森本幸太郎　山田誠一
尾形安平　森　善太郎　八巻雄三郎　金森安之助
長尾四郎右衛門　小野平一郎　玉手龍子　高橋熊太郎

岡　好典　嶺岸今朝治　宮川清蔵　鈴木義吉
松岡馨兒　安住仁次郎　佐藤清助　山田義三郎
岩淵其太夫　四條芳三郎　佐藤勘太郎

福島支會副會長　平田　武二　同　幹事長　安達健三郎

委員部長

野村　勝三　馬場　直人　相馬　恒彦
武藤　宗郎　山本順太郎　濱田　清心
小松　利忠　中村　直敬
富田　善吾　鈴木　直清
藤井　正秋　神代　澤身　成田　直忠
遠藤　辰雄　黒川　群長　松本　時正
金沼　清

同　商議員

青木金治　小杉善助　藤本春二　浅野　徳正
谷津市之助　池田常蔵　山田　修　柳沼常八
吉田定之助　清水清助　矢部善兵衛　大野雄精
森田儀一郎

山形支會副會長　佐柳　藤太　同　幹事長　毛呂　正容

富山支會副會長　永井金次郎　同　幹事長　渡邊　亥八

同　委員部長

上新川　石黒喜之介　中新川　松山　顧武　下新川　荒井　克一
婦負　鈴田　朝郎　射水　藤井　稔　水見　松本　松寛
東礪波　荒濱　元　西礪波　唐瀬　昌榮　富山　加藤　厚寛
高岡　堀　二作

同　商議員

佐伯純一　清水忠盛　本橋保次郎　橋爪治郎作
藤澤五三郎　松本七兵衛

大分支會副會長　川口　彦治　同　山口　半七

同　幹事長　高野　文衛

同　商議員

鉦田駒二郎　佐藤秀男　矢野駒太郎　三浦　雲
今村貞吉

評議員會

去一月十七日午後二時より神田錦町三河屋に於て、本會評議會員を開きたり當日の出席者左の如し。

會頭男爵　松平正直　副會頭農學博士　林　驥作

伯爵　本多岩次郎　酒勾常明
正親町實正　羽田桂之進
吉池慶正　星野長太郎
角田喜右作　加賀山辰四郎
男爵　船越衛　高橋新吉
法學博士　桑田熊藏　永井米藏
下田伊左衛門　紫藤章
九岡寛三郎　八田達也
北村七郎　伊藤富次郎

（いろは順）

當日の議題は左の如し。

一、三十九年度經費決算の件
二、四十年度追加豫算の件
三、功績表彰の件
四、製絲營業稅に關する件

一、二、問題に就て吉池理事の說明あり、滿場一致之を承認及可決し、第三問題に就ては下田調査委員の報告あり、慎重な

る審議を遂げて決定し第四問題なる製絲營業税に關し丸岡調查委員起て委員會の經過を報道し高橋、角田、八田、伊藤、羽田、正親町、船越、桑田吉池等の諸氏に於て夫々意見の陳述あり、結局高橋氏の說に依り、本題は當業者の從來最も苦痛を感ずる所にして、本邦製絲業の發達に重大なる關係を有するを以て松平會頭より本會の意旨を大藏大臣に詳述し、然る後更に相當の所置を執り、是非共好結果を得るに力むべしとのことに決し午後八時散會したり。

大分支會第二回總集會

大日本蠶絲會大分支會は、去一月十六日午後一時大分町縣會議事堂に於て第二回總集會を開催せり、來賓及來會者二百餘名席定まるや高野幹事長開會の旨を告げ、千葉支會長議長席に就き、支會細則及會員より提出の建議按を議定し、次て支會長は左の意味の告辭を述べたり。

曠古未曾有の戰捷を博し一躍して世界强國の伍班に列するを得たるは帝國の光榮とする所なるも爲に約拾八億圓の國債を生じ是に既公債五億七千萬圓を合すれば約二拾四億圓となる我等國民は戰捷の光榮を荷ふすると共に是等多額の公債を漸次償却せざる可らず我國目下の急務は富力の增進にして之れには其道多々あるべしと雖とも普及的に將た速成的に而かも發達の餘地綽々として存し將來最も有望なる富源は蠶絲業を除て他に有ることなければ蠶絲業の發達を計るは國富增進上最も機宜の得策なりと信ず而して退て本縣の經濟狀態より考ふるも縣經濟の膨脹に伴つて縣民の負擔未だ重きに苦むの今日縣下全般に普及し得る速成的簡易有利の事業は蠶絲業の發達を計るを以て適切なる捷徑となす處なり本縣現在の產額を五倍して拾萬石とし是れに伴ふ製絲業を興して五百萬圓の富を產出する亦敢て難事にあらず土地の利用勞力の分配を巧みにせば從來の農作物を多く侵蝕することなく且つ勞力を他に仰ぐことなく土地と勞力の廢物利用に由りて優に五百萬圓の富を產出するを得べし如斯蠶絲業は國家經濟の上より見るも縣經濟の上より考ふるも實に重要なる事業なれば本縣に於ては蠶絲業を縣是として將來大に其發達の道を講ぜざるべからず

然るに大日本蠶絲會は蠶絲業の改良發達を計るを以て唯一の目的とし當支會亦本會の旨趣を奉じて本縣蠶絲業の改良發達を計らんとす希くは會員諸君協力一致以て大に活動し本縣蠶絲業發展の原動力となり公に私に斯業の爲盡瘁せられんことを望む

而して蠶絲會が原動力となり大に活動せんとするには此際大に會員の數を增加し其勢力を擴張するの必要あり依て會員諸氏には各地方に於て入會勸誘の事にも盡力せられたし今假りに現在の會員諸氏が各三名宛の會員を募るとすれば直に現在の三倍となる道理なり此際諸君は一人に付二名つゝの會員を募集せられんことを望む

次て長野豐州新聞社長山口大分縣蠶絲同業組合組長の祝辭及會員數名の演說ありて午後五時閉會せり、倘ほ同會に於ては左の建議按を滿場一致可決し支會長の名を以て縣當局者に建議することゝなせり。

建議按

一、縣に養蠶製絲巡回敎師各一名を設置し倘ほ縣費補助を與へ各郡に養蠶巡回敎師を常設せしむること

二、本縣蠶病豫防事務所に相當の蠶種保護室を建設すること

三、「フォルマリン」檢定所を縣費を以て設置すること

富山支會總會

大日本蠶絲會富山支會は、本會組織の變更に伴ひ新たに大に活動飛躍を爲さんが爲め、去月二十九日其第一回總會を同縣巡查敎習所に於て開會せり、當日の出席者は川上知事外百餘名にして午前十一時一同着席渡邊技師會長席に就き規則書を議定の上休憩し、午後一時開會川上知事は支會長として左の告辭を朗讀せられたり。

蠶絲は本邦主要の產物にして昨年の輸出額は一億一千萬圓の巨額に達せるなり故を以て斯業の隆替は益々國力の消長に關す然らば則ち之が振作發展は眞に焦眉の急と謂つべし此時に當り　伏見宮殿下を總裁に戴き蠶業當局者竝に全國有力の蠶絲業者一萬余人より成れる大日本蠶絲會は大に活動せられ斯業上に貢獻する所尠からず而して之が手足たる我富山支會亦本會組織の變更に伴ひ本日第一回總會を開き愈々團結を鞏固にし斯業の振興を圖らんとす洵に喜ぶべきなり

惟ふに團結の國家に偉大の勢力を有するは素より論を俟たざる所にして、斯業の成否は職として團結の强弱如何に之れ由るなり今回當支會を開きたるが如き蠶業振興の結果なりと雖、亦會員諸子緒勤の致す所に依らざるべからずされど始有りて終りあるもの鮮きは蓋し社會の常套なり希くは諸子之れに留意し爾今一層發奮以て此會をして長へに盛ならしめんことを期すべし

次に役員の選定を行ひ各郡市には委員部を畢け委員長に郡市長を囑託することゝなし夫れより左記事項に就て協議し午後四時閉會せり。

協議事項

一、會費徵收方法の件（委員部にて徵收の上支會へ送附の事に決す）

一、會員募集に關する件（大に募集する事）

一、本縣蠶業の沿革調查の件（幹事に於て調查の事に決す）

一、蠶種繭品評會に關する件（本年九月頃開催の事に決す）

一、臨時印刷物發刊に關する件

一、桑園に關する件（模範的桑園仕立者を三月初旬表彰の事に決す）

一、蠶業功勞者表彰の件（同三月初旬表彰の事に決す）

群馬支會發會式

蠶絲業の中堅を以て稱せらるゝ群馬縣に於ては、從來斯業に對し諸般の施設に怠なかりしと雖も、同縣當局者及當業者は、斯界の木鐸を以て自任する支會本會の設置なきを遺憾と爲し、有田委員部長以下十二氏發起人となり、東奔西走會員の增募に勉め、會員約千名を得たるを以て、玆に愈支會を設置することゝなり、去二月三日縣會議事堂に於て盛大なる發會式を擧行したり、當日は天候快晴加ふるに農閑の時期なるを以て、來會者頗る多く、其の數六百餘名に達し廣大なる議事堂も眞に立錐の餘地なきに至る、本會よりは松平會頭本多星野吉池の三理事本省よりは和田農商務次官、加賀山蠶絲課長臨席せられたり、午後一時半開會鈴木貞太郎氏の本會の經過及現在の狀況に關する報告ありて後ち嚠喨たる奏樂の中に有田支會長式辭を述べ、續いて松平會頭の告辭あり、次に和田農商務次官は大臣代理として臨席したる旨を述べて祝辭を朗讀し、次て評議員工藤善助氏は斯業獎勵上有益なる祝辭演說を爲し、毛呂佳太郎氏は會員總代として答辭を述べ、之にて式全く了を告げ議事堂後庭に於て紀念の爲め一同撮影す、小憩の後再び本田蠶業講習所長和田次官松平會頭には順次有益なる講演を試みられ午後五時閉會せり終了後赤城館に於て盛大なる宴會を開かれたるが、各自歡談笑語十二分の興を盡して午後十時散會したり、此日會場に於ては會員一同に午餐及紀念として松平會頭染筆の扇面を配付し、猶終日餘興として煙火を打上げ、準備整頓用意周到頗る盛會を極む、而して

當日の式辭等は左の如し。

式　辭

大日本蠶絲會群馬支會組織成り茲に本日を以て發會の式を擧く顧ふに本縣は蠶絲業の沿革極めて遠く其の生産の多額なる其品質の佳良なる他の府縣に比し遜色なしと雖も時運の進捗は尙之が改善發達を促すこと益急なるものあり是れ本支會を創設し以て一層斯業の擴張を期する所以なり然りと雖も凡事を創むるは易く事を收むるは甚難し庶幾くは會員諸氏協心戮力萬難を排し以て本會設立の目的を貫徹せんことを

群馬支會長　有田義資

告　辭

大日本蠶絲會群馬支會組織玆に成り本日を以て其の發會式を擧行せらる慶賀の至りに堪へざるなり

抑も群馬縣は古來の蠶業地にして晩近殊に長足の進歩をなし其土地と人口とに對する蠶絲産額の割合は本邦中の第一位に座し嘗に一縣經濟の首腦たるのみならず實に我生絲貿易中に在て其首班を占むる重要の物産たり故に之れが消長は直に國家經濟に至大の關係を及ぼすものありと云ふも敢て過言にあらざるべし

今や帝國は戰後の第二年を迎ひ實業的經營益急要を告げ蠶絲業の發達增進を圖る愈焦眉の急に屬せるの際本縣會員諸君群馬支會の組織を完成し以て相互の聯結を發揮にし更に大に活動する所あらんとす洵に時宜に投じたる措置なりと云ふべし顧ふに當支會は全國蠶絲業の中堅地に設置せられたるものなれば其一擧一動は全國當業者の耳目を繫ぐ所ならん庶幾くは支會當局者竝に會員諸君一層奮勵して前途の百難を排し着々斯業改善の實を擧げ進ては國家に貢獻し退ては各自の福利を增進し以て全國會員に其模範を示されんことを一言述て告辭に代ふ

大日本蠶絲會頭　男爵　松平正直

祝　辭

上毛は古來本邦先進の蠶業地にして養蠶製絲共に盛況を呈し各地範を此に採るもの多し而して今や本縣有志諸君國家の情勢に鑑み富力の增殖を急なりとし一致協力蠶絲業の發展を期せんが爲め大日本蠶絲會群馬支會を設置せらる洵に時機に適せるの措置と謂ふべし顧ふに蠶絲は我邦重要物產の一にして亦實に輸出品の巨擘たり而して其輸出額は近年益多きを加へ國家經濟上將來愈有望の商品たるは決して疑ひを容れず望むらくは諸君深く意を此に注ぎ自今一層奬勵以て斯會の根蔕を固ふし斯業の改良發達を圖り上毛蠶絲業の名聲を永遠に發揚し國力を增進することを期せられんことを玆に本會發會式擧行に際し一言を述べ代て祝辭となす

農商務大臣　松岡康毅

山形支會第二回品評會受賞者人名

山形支會に於ては昨年九月二十五日より向七日間山形市に於て品評會を開催し其概況は既報の如くなるが受賞者の人名は左の如し

春蠶種　壹等賞
山形縣　佐藤保富治
秋田縣　木村眞讓
山形縣　長谷川健治

秋蠶種　壹等賞
山梨縣　古屋丹作

春蠶繭　壹等賞
福島縣　安田甲子太郎
山形縣　多田庄四郎

夏秋蠶繭　壹等賞
山形縣　多田庄四郎
同　熊澤翁吉

生絲　壹等賞
山形縣　多勢龜五郎
同　三浦製糸場
同　宮內製絲株式會社

秋蠶種　貳等賞
長野縣　矢島清吉
山梨縣　順氣館
宮城縣　入卷雄三郎

同　同人

春蠶繭　貳等賞
山形縣　奥山光治
同　佐藤慶藏
長野縣　細田國太郎
福島縣　高橋喜次郎
山形縣　荒井彌助
同　多田貞治
同　長澤久三郎

夏秋蠶繭　貳等賞
山形縣　與玉社
同　渡邊豊治
同　阿部清三
同　木村長造

生絲　貳等賞
山形縣　株式會社羽前北見社
同　松平親懐
同　多勢吉郎治
同　群山社
同　長谷川製絲所

桑苗　貳等賞
山形縣　熊谷小一郎
同　來生八三郎
同　日野豊太郎

春蠶種　參等賞
山梨縣　笠原安藏
山形縣　長興保作
同　安藤蠶種生產部

秋蠶種　參等賞
山梨縣　代永正平
長野縣　矢島喜代松
同　有賀芳次郎
同　錦弘館
同　原忠三郎
群馬縣　三木和吉
宮城縣　本田三學

春蠶繭　參等賞
山形縣　郷野重次郎
同　阿部佐右衛門
同　佐藤保富治
同　松田巳作
同　多田庄四郎
同　女子蠶業傳習所
群馬縣　代田武藏
山形縣　伊藤權右衛門
同　日野要藏
福島縣　日下彥三郎
同　石幡吉四郎
山形縣　廣居忠次郎
同　荒井カツ
福島縣　入尾丸右衛門
山形縣　鈴木民之助
同　布施富治
同　渡邊久兵衛
同　多田清次郎
同　佐竹友太郎
同　近野萬太郎

夏秋蠶繭　參等賞
福島縣　石幡益助
山形縣　齋藤甚七
同　鈴木岩吉
同　多田貞吉
同　武田彌四郎
同　木本榮次郎
同　松本謙吉
同　峰田忠次郎
同　佐々木喜作

生糸　參等賞
山形縣　松平親懐
同　群山社元組
同　同小松組
同　横山孫助
同　布施長兵衛
同　石黒七三郎
山形縣　飯野喜作
同　女子蠶業傳習所

桑苗　參等賞
山形縣　山川定七
同　齋藤五郎
同　赤塚長作
同　武田謙吉
同　齋藤亭三郎

春蠶種　四等賞
秋田縣　木村眞讓
山形縣　布施富治
同　大泉豊雄
同　山川金三郎
同　佐藤善七
同　渡邊久兵衛
同　武田作兵衛
同　松田宗兵衛

秋蠶種　四等賞
長野縣　小池伊一郎
同　小林國吉
山形縣　長岡保作
長野縣　宮坂留吉
山形縣　渡邊久兵衛
長野縣　諏訪館
同　小林安次郎
同　伊藤喜代治
山梨縣　川合菊次郎
山形縣　長谷川守壽
群馬縣　清水恒太郎
山形縣　吉田桑吉
同　門田彥眞

春蠶繭　四等賞
山形縣　伊藤權右衛門
同　村井清三郎
同　木村長藏
宮城縣　本多三學
山形縣　岡田政藏
山形縣　渡邊豊太郎
同　渡邊政太郎
同　荒木彌助
福島縣　菅野宗兵衛
山形縣　石川定七
同　布施富治
同　齋藤すい
同　佐藤善七
熊本縣　細谷久二郎
山形縣　松平親懐
同　金田平三郎
同　女子蠶業傳習所
同　遠藤嘉吉
熊本縣　細谷久一郎
山形縣　多田庄四郎
同　屋代信雄
同　佐藤善作
同　與玉社
山形縣　松平親懐
同　仁藤平七
同　村山案三
同　原田庄太郎
同　長谷川菊彌
福島縣　石幡新三郎
同　小林昌光
山形縣　菊地彌門
同　松田桑與
同　土田仁三郎
同　阿部粘治
同　日野點太郎
同　林英一
同　高橋豐藏
同　工藤治平
同　阿部清三
同　多田重三郎
同　多田彥吉
山形縣　佐藤奥彌
同　落合五郎八
同　遠藤友之助
同　佐藤造酒藏
同　秋葉嘉左衛門
同　池田馬治
同　朝倉伊勢松
同　行方長造
同　近野大八
同　齋藤與太
同　結城熊之助
同　伊豆倉庄治
同　本田光藏
同　阿部シゲ
同　菊地嘉七
同　太田秀松
同　川合太兵衛
同　松田桑與
同　一谷貞五郎
同　今田彌兵衛
同　芳賀周儀
同　蠶業講習所
同　今田三郎
同　行方長造

夏秋蠶繭　四等賞
同　高木七三郎
同　江口長六
同　佐藤得四郎
同　佐竹金七
長野縣　宮坂留吉
山形縣　渡邊源藏
同　佐々木作藏
同　稲村源四郎
同　小山佐兵衛
同　佐藤乙吉

山形縣 鹿房忠次郎
同 設樂長次郎
同 加藤伊三郎
同 齋藤富三郎
同 加藤惣次郎
同 丸子庄作
同 渡部文吉
同 菅野喜右衛門
同 關助太郎
同 神保與六
同 吉田市助
同 川村庄右衛門
福島縣 石幡新三郎
山形縣 岡崎留吉
同 丸子庄五郎

山形縣 鈴木忠太郎
同 高木文四郎
同 小淺源太郎
同 大場彦次郎
同 横山採助
同 黒澤作右衛門
同 星了
同 大慈重次郎
同 戸田鍋藏
同 佐藤忠三郎
同 渡邊ナエ
同 石川理右衛門
同 高橋忠吉
同 遊野萬太郎
同 佐藤市右衛門
同 坂垣久太郎

山形縣 武田龜治
同 神保清之助
同 中川重助
同 佐藤善七
同 鈴木喜三郎
同 大場善作
同 齋藤孝太郎
同 菊地喜七
同 武田為次郎
同 安藤蠶種生產部
同 多田清次郎
同 富塚惣三郎
同 中野左馬之助

生絲 四等賞

山形縣 郡山社奥田組
同 四澄佐製絲場

山形縣 郡山社水口組
同 郡山社誠立組
同 木野俣製絲場
同 東山共同生絲場
同 澁谷源吉
同 越澤製絲販賣組合
同 朝日社製絲場
同 東海林時憲
同 江口重助
同 木村邦治
同 後藤庄次郎
同 郡山社共進組
東陽社製絲株式會社

桑苗 四等賞

山形縣 高橋重太郎
同 槇產館

山形縣 植桑同業團
同 齋藤亭三郎
同 多田庄助
同 渡邊忠治
同 鶴水小四郎
同 根澤村農會
同 丸子德兵衛
同 鈴木玉治
同 齋藤四郎治
同 廣谷彌助
同 武田新七

蠶具 四等賞

山形縣 根澤久太郎
同 高橋庭次郎

（紙面の都合に依り以下次號）

會員動解

明治四十年一月中の入會者左の如し。

府縣	入會 特別	入會 通常
東京	四	一七
京都	—	五八
神奈川	—	三
新潟	一	六
埼玉	—	八
群馬	—	一三八
茨城	—	三
三重	—	六三
愛知	—	一二二
宮城	—	四〇
福島	—	二〇
山形	—	九
栃木	一	三
島根	—	七
山口	—	二
德島	—	七
高知	—	一
福岡	—	一二
靜岡	一	二
山梨	—	一
岐阜	—	一
長野	—	二二三
大分	—	二三
熊本	—	一
宮崎	—	一
鹿兒島	—	一
計	七	七六二

又同月中通常會員より特別會員に變更せられたるもの六名なり

本會會員現在數（明治四十年一月末日調）

會員總數 一萬四千百九十九名
內
特別會員 四百二十九名
通常會員 一萬三千七百七十名

蠶桑雜觀

總裁殿下の御渡英

客春我 皇帝陛下に英國「エドワード」第七世陛下より、「ガーター」勳章御贈呈あらせられ、爲に「アーサー、オブ、コンノート」親王殿下を差遣せしめられしに對し我、天皇陛下より御答禮の聖旨を英國皇室に致させ玉ふに方り、陸軍大將伏見宮殿下には大命を啣せ給ひ遣英特使として御渡英あらせらるゝこと、なり、日英同盟の一大記念日たる、去二月十二日午前十時二十分、新橋發臨時汽車にて御旅程に上らせ給へり、當日新橋驛「プラットホーム」には有栖川大將宮殿下を始め奉り伊藤統監其他文武官及び英、米、佛、清の各國大使公使等數百名奉送し、殿下には横濱まで御見送りの仁載親王、依仁親王博恭親王、邦彥王、菊麿王各殿下と御同乘遊ばされ、御機嫌麗はしく、有栖川宮殿下を始め、奉送諸員に御會釋あらせられつゝ御汽車横濱に向はせられ、正午同港解纜の英國「ピーオー」會社汽船「デヴアナ」號に御搭乘あらせられたるが本會よりは松平會頭以下理事評議員一同新橋停車場に奉送し參らせたり。

▲東京蠶業講習所の短期製絲講習 東京蠶業講習所に於ては本月二十日より三週間短期製絲講習を開かるゝ都合なるが其講習生は、四十名にして何れも各府縣知事の推選に係り、其資格は五ヶ年以上製絲業に從事し現に其職に且つ在る者及高等小學卒業以上の學力ある者の由にて、講習科目は製絲法、工場管理殺蛹貯繭法、汽罐汽機取扱法等なりと云ふ。

▲滋賀縣原蠶種製造方針 滋賀縣蠶絲業は輓近日に衰運に傾き、就中蠶種は年一年に需用減少の狀態なるより、有志大に憂慮し、之れが挽回策に付種々凝議する所ありたるが、愈縣立原蠶種製造所の設置を見るに至りたるを以て本年四月より開所せらるべく、而して同所製造の原種は、之れを縣內各郡農會立蠶業講習所に配布し、該講習所製造の原種を各蠶種製造者に配付飼育せしむるの組織にて、縣內蠶種製造者所要の一化性原種は 貳拾萬蛾以上なるも、縣立原蠶種製造所の設備未だ完成せざるを、蠶種製造者年來の弊主先きに對する關係等あるを以て、漸次改善の方法に據らしむることゝ爲し、本年より五ヶ年間每年約六萬蛾を各蠶業講習所に製造せしめ、之れを縣立原蠶種製造所より滋賀縣蠶種同業組合に交附し、同業組合は縣內在來の蠶種に就き最も優良にして然かも原蠶種製造所製造の原種に近き系統の蠶種三種以內を撰拔し、補充原種として凡そ拾四萬蛾の製造をなし、前記六萬蛾と合せ各蠶種製製者に配付飼育せしめ五ヶ年以內に於て雙互の設備を完成せしめたる後、全然縣立原種製造所系統の原種を飼育せしむる答なりと云ふ。（立野貫一氏報）

▲岐阜縣製絲の改良策 同縣にては製絲業改良の一策として、各郡の重要地に模範工女養成所及共同揚返所設立の個所に對し、四十年度より男女教師を配布する由にて、技術者招聘費中へ六千圓支出すと云ふ。

▲三重縣製絲講習會 同縣にては縣下斯業の改良を共に統一を圖るの方針にて、去二月十五日より二週間同會製絲場內に於て製絲工場教婦講習會を開催し講師には安東技師の外、東京蠶業講習所より松下技手青木教婦を招聘し教授科目は教婦の責任管理法製絲法大略技術實習等にして、夜間は一時間づゝ談話會を催し修身又は經濟等に關する談話有るべしと云ふ、其効果必ずや大なるものあらん。

▲伊國の收繭額 三十九年に於ける伊國の收繭額は四一、五〇〇、〇〇〇基にして一基に付平均價額は三ソラ三五四の割合なり、又傳國四產及び日本產額の市價は六十法、同支那產四十二法、伊國產五十九法、絹產出額の八分の七は現に約定濟也（伊國駐劄日下部代理公使公電）

▲蠶網兼用上簇器 千葉縣安房郡大山村輪久保長藏氏は、多年苦辛の末蠶網兼用上蔟器を發明し土屋東京蠶業講習所技師の認定をも請はれたる由なるが實用上頗る輕便のものなりと云ふ。

▲生絲檢査所月報

横濱製絲檢査所に於ける一月中の檢査成蹟左の如し。

檢査件數

檢査年月	原量	正量	品位	繊度	計
本年	—	二、六五四	一、九一八	—	四、五七二
前月	—	五、一八七	三、五一三	—	八、七〇〇
昨年當月	—	三、三一四	二、四〇六	—	五、七二〇

正量檢査

一檢査件數	二、六五四件	
一總全量	二〇八、一〇九斤	含水量百分比例　平均　一一、四二
一總風袋量	四、〇〇三斤	最多數　一四、五五
一總原量	二〇四、一〇六斤	最少數　八、二四
一總無水量	一八〇、八四〇斤	
一正量	二〇〇、七三三斤	

品位檢査

絲別	檢査件數	再檢中切斷數	纖度 平均(デニール)	纖太差(デニール)	類節 大	類節 小	纖度(デニール)	強力(グラム)	伸度(%)
細絲器械	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
中細器械	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
座繰捻造	一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
太絲器械	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
太絲座繰捻造	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
太絲座繰折返	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
特太器械	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
特太座繰捻造	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

▲韓國に於ける柞蠶

統監府勸業模範場に於て、昨年柞蠶の試育試驗の結果は左の如しと云ふ。

一　健全なる蠶兒は爽鬱、疊雨に晒さるゝも甚だしき障害を蒙らず。
二　韓國の氣候風土は柞蠶飼育に不適當ならず
三　第二化柞蠶の發生遲き時は蠶發育中降霜に遭遇して經過を緩慢ならしむるのみならず、飼案の化硬を免れ難し
四　然れば遲くも八月上旬に發生せしむるを要す
五　柞蠶は野外飼育を行ふものなれば專ら自然的制裁を受け人力の及ぶ範圍狹し
六　故に苟も遺傳的病毒を有するものは飼育せざるを宜しとす

▲蠶絲業獎勵の訓令

山形縣知事は去月二十九日各郡市役所町村役場に對し、本縣の蠶絲業は漸次改良發達し、今日の盛況を觀るも尚ほ改善を加ふべきもの尠しとせず、是を以て本縣に於ては從來勸業補助規程を設け、養蠶改良事業に在りては、養蠶家の共同を奬め、蠶絲改良事業に在りては小製絲家の合同を勵まし、繭殺蛹乾燥事業に在りても、其共同的經營を勵め來れり、猶明年度に於ては益之を普及せしめんが爲め、各共同的經營に對する補助金の豫算を増加せるのみならず、製絲改良事業の如きは補助の範圍を擴張し、座繰製絲と雖も相當の設備を爲せるものには補助を與ふることゝなせり、仍て此際益蠶絲業者を指導獎勵し、努めて共同的經營を爲さしめ、以て輸出品の優位を占むる生絲をして、一層其聲價を發揚せしめ、又其產額を增進せしむることに努むべし、特に產業組合は產業組合法の下に於て最も安全に其事業を共同經營するものなるを以て、出來得る限り此種の組合を設立せしめ、此組織に依り共同的經營を爲さしむべし云々との訓示を發せられたり。

▲夏秋蠶講習所設置建議案

本會評議員工藤善助氏外五名の代議士より、去十六日夏秋蠶に關する研究は、目下の急務なるにより、速に其講習所を適當の地に設置するの計畫を立て、之に要する經費は明治四十年度追加豫算として、本期議會に提案せられんことを望む云々との趣旨にて之れが建議案を提出せられたり。

蠶海涓滴

▲維新以來　我邦兵を海外に出す事三回常に防禦的にして一國の生存上止むを得ざるに出づ唯夫商業政略のみ斷然競爭場裡に立ち大に君子の爭を爲さん。

▲此平和的　侵略を以て侵略主義と云はゞ我等亦之を甘受せんのみとは東論陸に於る林外相の演說特に富める外人等之を聞きて抑も如何なる感かある。

▲泡沫會社　雨後の筍の如く地方頁民の參都に入る者日に千人を算し祖先傳來の家產を瞬間に傾倒し妻子を路頭に迷はしむる者多しさは沙汰の限りなり。

▲雁の南に　飛ぶ時燕亦た南に飛ぶ然れども燕の羽翼や雁に追隨すること能はずして徒に獵犬の手に落つ鈴久や福松や平生よりして羽翼健全なる雁なり。

▲地方の群　燕雀に能く之れを學ぶを得んやとは毎日子の警告實に今の會社や多くは是ペテン詐欺山師の集合體深く愼て近寄らざるが賢者の處爲と知れ。

▲播州網干　に日本セルロイド人造絹絲會社の工場將に建築せられんとし動殷肉薄し來る知らず天然絹絲の產出者何等の計畫既に成りて遺憾なきや如何。

▲夏秋蠶講　習所の設置は目下の急務にして本會之れが設置の建議を提出す海に所以あることなり希ば政府當局速に之れを容れ斯業根本の培養に資せよ。

▲本年度の　春蠶掃立枚數昨年よりも約三割增加すべしとの說あり果して眞ならば桑葉の缺乏例年よりも一層甚しからん當業者今より充分の警戒を爲せ。

▲大分支會　主催蠶業講習會は男女の講習生百六十餘名の多きに達す盛なる哉是等の講習生能を地方に示さば同縣蠶業の改良亦容易ならんのみ前途好望。

▲製造の二　字に拘泥し蠶種を味噌や醬油と同一視して製造稅を課せんとする前橋稅務署の處置如何にも不當なり、眞に是れ蠶業を衰微せしむるの禍因。

▲千餘の工　夫間擊高く所在に蜂起し破壞殺傷を擅にして滿山血雨の中に罵ひ足尾の銅山忽ち動山となり近來の大騷動を演ず社會主義者の煽動亦可恐哉。

▲信州伊那　郡地方近來一種の怪病流行して家蠶續々斃死するより桑蠶病研究如何あらんと蠶家大に驚鼠上心痛し居れりと左もありなん病因速に探究せよ。

樂園

花の木花翁宗匠撰

（三オ〜卅）

秀逸

鶯や御園の富みを祝ふ聲　埼玉　文雄
うくひすも桑になしみぬ蠶桑園　武藏　一來
大庭や匂めてたき梅の花　岐阜　青柳
濱に引く薰りや海苔のほし臺　山形　清邦
鶯の來なれて家も榮けり　信濃　松擧
淺草といふ名に深し海苔の味　滋賀　千瓢
夕霞去年の事まで偲ばるゝ　宮崎　愛岳
乾海苔や見に鹽したる母の慈悲　熊本　冲天
島の來て香も動きけり梅の影　武藏　野桑
燭子靈雀聲の色めぬ霞哉　福島　雙州
闇を出て梅に明る朝日かな　山形　秋月
如月や閑梅には春のある　滋賀　蛙葉
海苔の香や船出を祝ふ朝の膳　武藏　十七女
福引や人山をつく店の鼻　岩代　白吟
梅さくや祖蠶室も出來上り　福島　柏雨
味ひも香に立さうそ燒海苔　長野　新翠
白雪や花は分かれと梅薰る　鹿兒島　蛹蠶綾
鶯や朝から花の日に匂ふ　武藏　紳竹
折るも亦愛の餘りよ梅の花　甲斐　山笑
庭の荒かくして梅の薰りけり　丹後　玉英
あたゝめた手にも香のあり島田海苔　山梨　中村
窓開く朝の心や有米の花　但馬　設川
新起と云はるゝ留や梅早し　武藏　竹園

月か瀬や梅芳はしく水清し　甲斐　亀鶴
冗山に雲華著けけり初霞　信濃　梅堂
福引や梅にあまる人の壁　信濃　小富士
鶯や民道登る竹の杖　信濃　江芳
うくひすの古巣懸しき除雪哉　信濃　碧郎
一枝を折るも思案や霞の梅　武蔵　吉鹿
此春も霞つくるや麗の山　武蔵　虎
梅咲や染に名のある畑境　遠江　梅枝
鶯や小しは休る紙の先　美濃　芳月
うくひすや旭の馨ふ東山　信濃　木郊
日を曇む蔵懐や梅の花　長野　花扇
福引や鶴も釣子も化粧して　千葉　周洋
鶯の初音や清き朝祭色　信濃　雪山
乙女まで待つや海苔様く潮加減　伊豆　松山
名にしおふ三島か浦や五色海苔　相模　千草
雪会の古蹟も偲ふ梅見かな　神奈川　流水
日本海霞も霞に霞しけり　丹後　流風
青海苔も霞む頃や蔵にも匂ふ　美濃　天島
梅の主訪へは霞の麓かな　下野　旭軒
桑園の染る朝日や初霞　甲斐　群蝶
大森の海や何處まで海苔の藍　千葉　傳海
海苔焼くや磨も香のたつ尼か除　陸中　馬笑
咲む口の香や返りけり軒の梅　岩代　鬼原
霞書に梅にも名ある主霞　伊豆　鳴澤
霞婚し桑の宰弧りのふく〳〵と　久米川　花友
福引やこれぞ今年の運試し　愛知　井古
苔なる歌訪の寒覚や初霞　常陸　露
汐霞鳴る諏訪の寒覚や初霞　武蔵　子温
海苔なる手空も絲の馨ひ霞　岐阜　耕雲
鶯や机の夢も蕪る時　日向　智賀郎

美くしや扶桑いろとる春霞　阿波　一昇
海苔の香や絲繰る妻の早料理　武蔵　霞子
梅霞る朝日や風の濃る門　新潟　海月
鶯を聞つゝ桑の手入かな　甲斐　成文
豊さや鶯うたふ桑の出来　伊勢　富文
来て見れは後ろへ廻る霞哉　武蔵　吉彦
梅咲や各隠むまふしなり　武蔵　張月
波いろ〳〵海苔取節の日和霞　福島　彦
鶯の啼くは民想し御代の春　東陽　子
婚しさや鶯も来て軒の梅　大江山　
うくひすや桑に手入の道すがら　武蔵　沢
千代よほふ田鶴の道音や初霞　羽前　如水
福引やあけて可笑き玉手箱　三河　竹空
梅咲て越深し　峡か軒　相模　松
錦織る窓の光りや梅の花　愛知　玉露
霞立いろとり〳〵や桑の畑　近江　友信
桑植て野にもうくひす鳴ぜけり　丹後　石間
鶯や霞支度の身の保養　武蔵　静智
うくひすや霞に富みし小里振　遠江　敬甫
黄島の堅にあふるゝ笑霞　群馬　恩作
海苔とりや今日も明日もの忙しさ　丹後　露堂
鶯や御代を喜く笑ひ壁　信濃　蘇山
櫓立に春を見せけり初霞　丹後　梅村
伐るもみしの簪らぬもみしや蔵の梅　美濃　默然
鶯や日に灯を灸て待つ初音　群馬　主霞
梅か香や雨餘笑くしき御月夜　群馬　松
鶯に斧の音交る水曾路霞　信濃　葛
ほんのりと霞にも馨ふ霞霞　信濃　蔵
盆殺も香にたつ梅の林霞　三河　村
紅梅や見膠手もよき霞り椽　近江　松
　　徳島　三一　古

鶯やとり出して見る霞棧　吳山
梅か香や絲繰る妻の日の暖み　甲斐　梅堂
福引や鬼持軍の笑ひ壁　山口　梅枝
海苔買て上筒時に傳へけり　長野　章山
人波に霞む生絲の市場霞　武蔵　一霞
紅梅や海の枝も買はるゝ　豊後　大鳴
霞む日や洗ひ上けたる霞能　羽前　谷の家
泰て出す海苔の薫りや草の宿　武蔵　富久
鶯の接木すろ接霞けり　前橋　久
黄島やけふも嬉しき朝心　山口　静
海苔取の手のひら乞る日脚霞　阿波　松
大森の花と匂ひぬ焼り海苔　青森　桑
乾海苔や苔にも流養のあるらしき　安芸　知足
総ひぬ間も面白し床の梅　武蔵　高村
月あちは照して見ん梅の花　千葉　詩
鶯や桑間拓く麓村　紀伊　東
別苔の先に海苔の香漂けり　福島　霞和
紫一首よみ入らしす神の梅　武蔵　多月
子代田から都鶯ふかすみ霞　信濃　梢月
梅ちるや絲の光りも日の馨ひ　陸奥　案山子
紅梅の日和や機の織り進み　武蔵　一松
人聲や霞の風も桑畠　高知　敏笠
扶持の附く鶴の巣守や梅の花　信濃　酔
海苔の香や飯によき酔の利き加減　伊勢　青霞
貰にも此香貸したし梅の花　埼玉　一枝
梅か香や御間に開に貴の花　武蔵　霞
桑といふ金のなる樹や寶鬼　伊賀　緑月
開から春を探るや梅一枝　武蔵　友月
九重の宮居氣高しはつ霞　伊豫　天外
鶯や嶺に湧りし餅の水　丈夫　川
　　武蔵　苔紅

梅咲や笹は賀名の門の額　美濃　芳松
海苔の香や居はり直して受る膳　千葉　智什
蕉煙や桑畑霞む霜の朝　武蔵　文
我慰も今日鶯のはつ音哉　伊勢　一
蕉の窓も物足ちす　越前　岳堂
浜の名を崩める海苔の力霞　羽前　桑岳
花とちる波間に黒し岩の海苔　尾張　軒
梨千代も輕し枝ふりや神の梅　島根　機月
鶯やうき世の耳を洗ふ聲　千葉　梅居
霞けり琴弾き止し楢より　宮城　三奈
うくひすやほかりと晴し朝日和　登浦　芳子
老僧や馬上にかざす綸旨梅　埼玉　梅
草廬や梅から櫃く桑の畑　石見　順吉
青海苔や彼のうちにも春の色　陸中　奇瑛
鶯の雨になやめる恨み霞　羽前　翠
黄島や梅に残れる月の上　秋田　しつか
島國の八千代匂ふや神の梅　群馬　涼風
鶯や朝茶味ふ椽の先　羽前　月峰
梅か香の障子を透す日の出霞　信濃　其岳
ほみ海苔や手作の麥のまゝ汁　丹後　翠
黄島や飼はて寒是る草の庵　上野　緑
鶯の初音に春を配りけり　廣島　秋水
うくひすや桑の間生の朝の月　伊賀　清爾
　　秋田　民夜

（田舎の絵はよく知の多きに依り略編載しも得るも及て今の遺漏恐れ以下は次編）

正誤

前號五十五頁生絲前集散年製照表の次に明治三十八年に於ける生絲貿易よりあるに三十九年の誤植

TABLEAU DU MOUVEMENT DES SOIES RÉPARTI EN DIVERSES INDUSTRIES.

(Janvier 1907.)

	Report.	Brought over.	Arrivé.	Arrivé.	Vendu.	Sold.	Exporté.	Exporté.	Employé.	Sent back.	Exporter.	Brought forward.
	Piéds.	Piéds.	Piéds.	Piéds.	Piéds.	Piéds.	Piéds.	Piéds.	Piéds.	Piéds.	Piéds.	Piéds.
Filature.	6,230	6,230	5,118	5,118	4,397	4,397	—	—	414	414	6,176	6,176
Zagarti.	1,301	1,301	565	565	1,851	1,851	—	—	95	95	910	910
Kakoola.	105	105	3	3	20	20	—	—	44	44	31	31
Autres.	21	21	11	11	—	—	—	—	20	20	11	11
Total.	7,857	7,857	5,718	5,718	5,508	5,508	4,410	4,410	573	573	7,128	7,128
1906.	13,663	13,663	4,282	8,228	7,746	7,746			683	683	13,034	13,034

TABLE OF MOVEMENT OF SILK IN DIFFERENT INDUSTRIES.

(January 1907.)

新刊紹介

蠶種鹵生絲審査法　全

松下憲三郎
岩西平介　合著

本書は東京蠶業講習所技手なる、松下、岩西の二氏が多年の實驗上、從來の審査法では不備の點多く、實際審査の場合に於て不便不都合を感ずること勘からざるを遺憾と爲して著述せられたものである、全篇を蠶種審査法、生絲審査法、桑葉審査法の三篇に分ち、蠶種審査法の二つは別紙と爲し、常に審査の術に當る人計りでなく、營業者の爲にもとの發ゆより、平易に且丁寧懇切に叙べてあるから審査の位置に立つ人は勿論、常に研業の改良に苦心焦慮ちるもの士は、一本を左右に供へられて頗る裨益ありと信ずるのである。（定價五十錢發行所東京市神田區美土代町三丁目十四番地明文堂）

韓國に於ける農事の經營

統監府農商工務部刊行

本書は統監府農商工務部が韓國視察の實況に「を答るの傾を謂くる爲に韓國に於ける農事の狀態及び局面に於て如何に農事を經營すべきかの方法に就て說明せられたものなれば韓國視察者は無論一讀を要するものである。（非賣品）

宮入貞右衛門
櫛谷伊三郎　共著

經濟的育蠶法

東京商業會議所刊行

我蠶業が國家に重要視ぜらるゝ所以のもの、全く經濟的關係に外ならんのであるも、去れば如何に卓越せる育蠶法ありと稱するも、其仕上の結果が期定合ふて錢足らずの始末に終るやうでは、之れを嘆賞し得べからざるを云ふ迄なきことであつて、而かも現今の養蠶法なるものが、年一年に非經濟的に陥らんとするの傾向あるは、識者の深く憂慮する處である、著者茲に見る處ありて多年研究の上より得た經濟の上より、蠶業の調査研究に從事し、以て本邦世に公にせらるゝに至つた、內容頗する處未だ以て悉く首肯し得さるものあるも、現に角世の多くの養蠶書に比して優る點多からずであるべ定價三十五錢發行元東京市芳橋區南茅場町十二番地實業之日本社

大日本蠶絲會報廣告料

特等		並等	
一頁	一回乃至二回ニ付十五圓	一頁	四分ノ一頁
半頁	八圓五十錢	半頁	一頁
四分ノ一頁	五圓	四分ノ一頁	半頁
一頁	三回乃至六回（一回ニ付）十二圓	一頁	十二圓
半頁	七圓	半頁	七圓
四分ノ一頁	四圓	四分ノ一頁	四圓
一頁	七回以上（一回ニ付）十圓	一頁	十圓
半頁	六圓	半頁	六圓
四分ノ一頁	三圓五十錢	四分ノ一頁	三圓五十錢
一頁以下ハ一行ニ付金參十錢ヲ申受ク	八圓	一頁以下ハ一行ニ付金拾五錢ヲ申受ク	五圓
			三圓

●本報定價　一冊金拾五錢
一ヶ年分前金壹圓七拾錢

會員ハ右料金ノ二割引トス
特等ニ四分ノ一頁未滿ハ謝絕ス
料金ハ前金ニアラザレバ掲載セズ
一頁ハ一行二十七字詰七十二行トス

明治四十年二月二十日印刷發行

編輯兼發行人　東京市神田區美土代町三丁目二番地　小池松

印刷人　東京市神田區美土代町二丁目番地　島連太郎

印刷所　東京市神田區美土代町二丁目番地　三秀舍

發行所　東京市神田區美土代町三丁目二番地　大日本蠶絲會（電話本局一四七三番）

MARCHÉ DES SOIES.

MARCHÉ DE YOKOHAMA.

Clions sommairement la situation de notre marché au mois de Janvier.

Au premier marché de la nouvelle année, on a enregistré pris de 3,000 balles de Extra No. 1 aux prix extraordinaires de yen 1,285. Pendant les dix premiers jours, notre marché a été très actif et les prix de soie nous ont semblé prendre une marche régulière. Mais entrant dans la dizaine suivante, l'activité commence à faire défaut et les prix accusent graduellement la baisse pour toucher, à la dernière dizaine, jusqu'à yen 1,175. Comparant ces prix à ceux du commencement de l'année, on trouvera une grande baisse de yen 110, et se rappelant l'expérience amère de l'an 1900, chacun a des avis pessimistes. Mais à la fin du mois, de grandes demandes de l'Europe ont activé soudainement notre marché et ont rehaussé les prix jusqu'à 1,250 de yen.

Voici d'ailleurs les tableaux indiquant le mouvement des soies durant la même période.

RAWSILK MARKET.

MARKET OF YOKOHAMA.

Condition of our rawsilk market of Yokohama in the month of January is as follows:—

At the first bargain in this year there were treated about 3,000 bale of Best No. 1 with the high price of 1,285 *yen*. It was, indeed, a rare appearance. And the good condition remained without change through the first ten days, so that we fancied a hopeful future. But having entered into the middle ten days the condition became dull gradually and at the last ten days the price of rawsilk fell to 1,175 *yen* —the falling of 110 *yen* in comparision to that of the beginning of this year. Every merchant, from their painful experience in 1900, felt anxious about the future of the market. Near the end of the month, however, there were appeared buyers of the goods for european markets. Thus the dull condition has recovered and the market price also has risen to 1,250 *yen*.

Following tables show the movement of the rawsilk market during the same period.

TABLEAU DU MOUVEMENT DES SOIES RÉPARTI PAR JOURS.

DIAGRAM SHOWING DAILY MOVEMENT OF RAW SILK

Jours. Days.	Arrivée. Arrived.	Vendue. Sold.	Renvoyée Sent back.	Exportée. Exported.	Noms des filateurs. Names of filaturs.	Prix. Maximum du prix. Highest prices. Prices.
	Soie. Silk.					
	Piculs.	*Piculs.*	*Piculs.*	*Piculs.*		*Yen*
1	—	—	—	327		—
2		—	—	—		—
3	1.314	—	—	—		—
4		20	15	—	Hara Tomiokaseishijo	—
5		130	100	48	Usuisha	1.300
6	1.119	—	—	—		—
7		434	—	—	Shôyôken	1.300
8	251	57	15	186	Kubotakan	1.310
9	905	289	6	998	Higamikio dôsha	1.300
10	90	195	9	—	Kaiteisha	1.305
11	159	300	—	—	Kôseisha	1.315
12	92	185	—	229	Dairikan	1.300
13	—	—	—	—		—
14	236	205	—	—	Shimonitasha	1.300
15	238	442	12	159	Usuisha	1.300
16	135	478	12	—	Yajimagumi	1.270
17	190	303	—	—	Ochiseishikwaisha	1.290
18	138	155	—	—	Kanrasha	1.300
19	169	86	309	1.695	Kôsuisha	1.250
20	—	—	—	—		
21	195	89	—	693	Yajimagumi	1.265
22	161	249	15	—	Usuisha	1.250
23	128	256	15	772	Rioseisha	1.235
24	168	116	42	—	Koguchigumi	1.190
25	125	13	20	—	Shimonitasha	1.250
26	93	66	14	893	Koguchigumi	1.190
27	—	—	—	—		—
28	200	269	93	23	Zôshinsha	1.195
29	191	430	47	—	Usuisha	1.210
30	—	—	—	—		—
31	231	980	127	1.387	Shinjôkan	1.255
Total	5.719	5.869	574	7.410		

1 yen want environ fr. 2.50. 1 Picul = 60 kilg environ.

As far as our experiments went, we could not find any deffinite difference between the offspring of the first copulation and later copulations.

Lel us next see the habit of some wild silk-worms.

Theophila mandarina, m. which is considered to be one of the nearest allies[1] of the domesticated silk-worm is quite polygamous. The eggs laid, however, are well fertilised.

A similar case is found in *Antheraea Yamamai*, but in this species copulatian lasts longer than in *Theophila*.

When reared *Cricura trifenestrata* of Burmah in 1903, we observed that during the night a male visited many females; yet all the eggs laid by them are well fertilised.

Thus we may say that polygamy is a normal habit in some wild silk-worms.

There is an opinion that if the copulation is not sufficiently long the eggs will be imperfectly fertilised. This is the cause of the custom of preventing the polygamous habit of the domesticated silk-worm. On this subject, there is nothing better than to quote Prof. Weismann's statement[2] which will give a final decision to the matter. He says: "nowadays we are no longer justified in using such an expression as imperfect fertilisation. Whenever a living spermatozoon enters an egg, the latter becomes fertilised; and an imperfect fertilisation could only be supposed to occur if the spermatozoon is abnormal—if, for instance, it contains too few idants."

Henking[3] observed cases in the silk-worm where several spermatozoa entered the egg, yet only one of them united with the egg-nucleus while the others degenerated.

Thus we may safely determine the duration of copulation by the number of unfertilised eggs. When there are no unfertilised eggs or very few of them, we may conclude that the duration has been sufficient.

Summary and Conclusion.

Taking into account all the facts and considerations above referred to, it seems that there is no escape from the following conclusion, with which we will bring our discussion to a close.

[1] Concerning this point, Prof. Sasaki has published valuable observations. Annotationes zoologicae Jap. Vol. II. Pars II.

[2] Weismann's Germ-plasm. 1893.

[3] Henking—Untersuchungen über die ersten Entwicklungsvorgänge in den Eiern der Insekten. 1892.

1. Polygamy is a normal habit of the silk-worm; even when a male pairs with eight or more females in two or three days fertilization is complete.

2. Fertilization is much more influenced by the condition of the females.

3. For healthy males and females, copulation for thirty minutes may be considered sufficient. For practical purposes, however, it is advisable to allow two or three hours to avoid mechanical disturbances.

4. Where good pairs of moths can not be obtained, a male may be allowed to copulate twice or more according to the circumstances. If the males are more numerous than the females the former may be keep over until the next day when new females may emerge.

To keep males in a healthy state, they should be removed from the cocoon baskets or trays before they have smelted the scent of the alluring glands. When once stimulated, they become much excited, fluttering their wings and walking about until they become nearly exhausted. Even a distance of two or three meters on the leeward side is not sufficient to prevent the odor from reaching the males. To keep the males in good order, therefore, strict care should be taken to avoid the odor of the alluring glands. If the above precaution is carefully attended to, the males can be kept quietly lying in a dark cool place without injury to their health.

(II.)

No. 1. first copulation 2 hours.
" 2. second " 3 "
No. 3. third " 3 "
" 4. fourth " 4 "

Temperature during the rearing.

Average temperature at 6 A.M. 21. 1° C. Difference between the dry and wet bulbs. 1°. 7 C.
" " " 11 A.M. 25. 2° C. 3°. 5 C.
" " " 3 P.M. 27. 5° C. 4°. 6 C.
" " " 8 P.M. 25° C. 2°. 9 C.

Every management is quite the same in every group.

Number.	Date of hatching.	Weight of newly hatched worms.	Date of mounting.	Total weight of cocoons.			Number of diseased worms thrown away.
				Good.	Duplons.	Spoiled.	
1	Nov. 30th.	1.056 gr.	January 8-10.	gram. 1,140	40	grain. 8	heads. 492
2	"	"	"	855	9	9	761
3	"	"	"	875	10	10	782
4	"	"	"	1,160	20	20	552
Normal.	"	"	"	1,116	12	12	600

Weight of fresh cocoons per 50.	Weight of worms just after,					Weight of newly hatched worms per 100.
	First moulting.	Second moulting.	Third moulting.	Fourth moulting.	Matured ones.	
gram. 30.32	gram. 0.108	gram. 0.400	gram. 1.80	gram. 8.60	gram. 46.24	gram. 0.032
29.59	0.107	0.419	1.82	8.41	45.43	0.0315
30.60	0.107	0.416	1.85	8.03	45.87	0.0325
29.56	0.102	0.419	1.84	8.05	45.23	—
29.71	—	—	—	—	—	—

The worms used for the experiment were of the Siame se multivoltine yellow race.

Number of white female.		Kind of ♂ and duration of copulation.		Number of worms resulted.	
		1st pairing.	Second pairing.	White.	Yellow.
Second group.	6	one hour by yellow.	four hours by white.	213	161
	7	do.	do.	91	231
	8	do.	do.	222	110
	9	do.	do.	217	47
	10	do.	do.	200	120
Average.				188.6	133.8
Third group.	11	two and half hours by yellow.	two and half hours by white.	227	102
	12	do.	do.	76	285
	13	do.	do.	220	120
	14	do.	do.	248	65
	15	do.	do.	207	62
Average.				195.6	126.8
Fourth group.	16	three and half hours by yellow.	two hours by white.	151	228
	17	do.	do.	317	21
Average.				234	124.5

In group I, the white worms were more numerous than the yellow, but in group II, there was no considerable difference between them, in spite of a great difference in the relative duration of the copulation in the two cases. The third proup in which the relative duration of pairing with the two males was equal gave a similar result to that of group II. In group IV we again see much difference between the numbers of these two kinds of worms produced.

Thus we may say that a longer pairing than two hours produces by no means a better effect on the fertilisation of the eggs.

Series V.

Now we will compare the growth of the worms raised from the various copulations.

Before going further, it must be mentioned that as the growth of the worms, the production of the cocoons, etc. are much influenced by the management, climatological conditions, infections, diseases, the quality of the leaves given, and other various causes, it is very difficult to arrive at a definite result. I have made several series of experiments since 1898. Sometimes the first copulation gave better results than other copulations, while in others quite contrary results were obtained. Again, there were cases where no difference could be observed among the offspring raised from the various copulations.

The following which is one of the most reliable cases many be cited.

(I.)

	1st copulation.	2nd copulation.	3rd copulation.	4th copulation.	5th copulation.
Duration of pairing.	One hour.	Two hours.	Three and half hours.	Four and half hours.	Twelve hours.
Body weight of the worms. 1st age. Full grown. (50 per heads).	0.161 gr.	0.163 gr.	0.158 gr.	0.162 gr.	0.155 gr.
Second age. do. (50 per heads).	0.606 „	0.647 „	0.610 „	0.640 „	0.571 „
Third age. do. (50 per heads).	2.54 „	2.53 „	2.53 „	2.555 „	2.40 „
Fourth age. do. (50 per heads).	11.15 „	11.20 „	11.27 „	17.18 „	11.19 „
Fifth age. do. (50 per heads).	67.80 „	68.21 „	68.98 „	68.88 „	70.35 „
Matured worms.	56.82 „	57.08 „	55.89 „	59.58 „	56.36 „
Number of fresh cocoons in one hundred gnms.	148 „	147 „	152 „	145 „	139 „

CONTRIBUTIONS TO THE STUDY OF SILK-WORMS.

II. On the polygamous habit of the silk-worm.

BY

KAMETARO TOYAMA. *Nogakuhakushi.*

(Continued)

Series IV.

In this series of experiment, a single white female was made to pair with two males, one white and the other yellow, the duration of the copulation being different in each case.

As the white eggs fertilised by the white male will produce white worms while those fertilised by the yellow, yellow worms, the proportion of these two kinds of worms in the same batch will determine the proper duration of the pairing.

The worms used for the experiments were a cross between the Japanese and Siamese yellow races.

Number of white female.		Kind of ♂ and duration of copulation.		Number of worms resulted.	
		1st pairing.	Second pairing.	White.	Yellow.
First group.	1	30 minutes by yellow.	five hours by white.	167	129
	2	do.	do.	359	0
	3	do.	do.	145	50
	4	do.	do.	230	60
	5	do.	do.	296	43
Average.				239.6	56.4